

刈谷市地域防災計画

—地震・津波災害対策計画—

**令和7年2月
刈谷市防災会議**

刈谷市地域防災計画
地震・津波災害対策計画目次

第1編 総 則	1
第1章 計画の目的	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	2
第2章 本市の特質と災害要因	2
第1節 本市における既往の地震とその被害	2
第2節 社会的条件	5
第3章 基本理念及び重点を置くべき事項	10
第1節 防災の基本理念	10
第2節 重点を置くべき事項	11
第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	12
第1節 実施責任	12
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	12
第5章 防災組織	16
第1節 刈谷市防災会議	16
第2節 刈谷市地震災害警戒本部	16
第3節 刈谷市災害対策本部	16
第4節 非常配備	18
第2編 災害予防	21
第1章 防災協働社会の形成推進	21
第1節 防災協働社会の形成推進	21
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	23
第3節 企業防災の促進	25
第2章 災害に強いまちづくり	26
第1節 方 針	26
第2節 建築物の耐震推進	27
第3節 交通関係施設等の整備	30
第4節 ライフライン関係施設等の整備	33
第5節 文化財の保護	35
第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	35
第7節 防災上重要な都市施設の整備	37
第8節 市街地開発事業による都市整備	38
第9節 災害直後の初動体制の確立	38
第10節 救助・救援対策	39
第11節 きめ細やかな被災者対策の実施	39
第12節 都市の防災性の向上	40
第13節 防災中枢機能の充実	40
第3章 土砂災害等の予防	41
第1節 土砂災害の防止	41
第4章 避難行動の促進対策	42
第1節 情報伝達体制の整備	42
第2節 避難場所及び避難道路	42
第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	44
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	45

第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	4 6
第1節 避難所の指定・整備等	4 6
第2節 要配慮者支援対策	5 0
第3節 帰宅困難者対策	5 4
第6章 火災予防・危険性物質の防災対策	5 4
第1節 火災予防対策に関する指導	5 4
第2節 消防力の整備強化	5 5
第3節 危険物施設防災計画	5 5
第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画	5 6
第5節 毒物劇物取扱施設防災計画	5 7
第7章 津波等予防対策	5 8
第1節 方 針	5 8
第2節 津波対策に係る地域の指定等	5 8
第3節 津波防災体制の充実	5 8
第4節 津波防災知識の普及	6 0
第5節 津波等防災事業の推進	6 1
第8章 広域応援・受援体制の整備	6 1
第1節 方 針	6 1
第2節 広域応援・受援体制の整備	6 1
第3節 応援活動のための体制整備	6 2
第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	6 2
第5節 防災活動拠点の確保等	6 3
第9章 防災訓練及び防災意識の向上	6 3
第1節 方 針	6 3
第2節 防災訓練の実施	6 4
第3節 防災知識の普及	6 5
第10章 震災に関する調査研究の推進	6 6
第3編 災害応急対策	6 9
第1章 災害発生直前の対策	6 9
第1節 警報等の伝達	6 9
第2節 住民の避難誘導	6 9
第3節 災害未然防止活動	6 9
第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	6 9
第1節 災害情報の収集・連絡	6 9
第2節 通信手段の確保	7 0
第3章 活動体制の確立	7 0
第1節 活動体制	7 0
第2節 事故災害における事業者の活動体制	7 0
第3節 広域的な応援体制	7 0
第4節 南海トラフ地震等発生時の広域受援	7 1
第5節 自衛隊の災害派遣	7 2
第6節 職員の派遣	7 2
第7節 応援協力	7 2
第8節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	7 3
第4章 災害の拡大防止活動	7 3
第5章 通信運用	7 3
第1節 方 針	7 3
第2節 実施内容	7 3

第6章 一般通信施設等	79
第1節 方 針	79
第2節 実施内容	79
第7章 郵便業務の応急対策	80
第1節 日本郵便株式会社の措置	80
第8章 津波警報等・地震情報等の伝達	80
第1節 方 針	80
第2節 実施内容	80
第9章 被害状況等の収集及び伝達	85
第1節 方 針	85
第2節 実施内容	85
第10章 広報活動	89
第1節 方 針	89
第2節 実施内容	89
第11章 災害救助法の適用	91
第1節 方 針	91
第2節 県における措置	91
第3節 市における措置（災害救助法第13条）	92
第4節 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15、16条）	93
第12章 自衛隊の災害派遣要請	93
第1節 方 針	93
第2節 災害派遣	93
第3節 災害派遣の活動範囲	94
第4節 災害派遣部隊の受入れ	94
第5節 災害派遣に伴う経費の負担区分	95
第13章 ボランティアの受入れ	95
第1節 方 針	95
第2節 実施内容	95
第14章 救出・救護	96
第1節 方 針	96
第2節 実施内容	97
第15章 消防活動	97
第1節 方 針	97
第2節 実施内容	98
第16章 医療救護	99
第1節 方 針	99
第2節 実施内容	100
第3節 その他	101
第17章 保健衛生	101
第1節 方 針	101
第2節 実施内容	101
第3節 応援協力関係	102
第18章 社会秩序の維持等に関する活動	102
第1節 方 針	102
第2節 実施内容	102
第19章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	104
第1節 交通の確保・救急輸送活動の基本方針	104
第2節 交通の確保	105
第20章 緊急輸送	106

第1節	方 針	106
第2節	実施内容	106
第21章	浸水対策	108
第1節	方 針	108
第2節	実施内容	108
第22章	避難誘導及び救出	109
第1節	避難誘導の実施	109
第2節	避難計画	109
第3節	救出計画	111
第23章	避難所の開設・運営	112
第1節	方 針	112
第2節	実施内容	113
第3節	応急仮設住宅等	115
第4節	要配慮者への配慮	115
第24章	帰宅困難者対策	116
第1節	方 針	116
第2節	実施内容	116
第25章	食料・飲料水の調達、供給活動	117
第1節	飲料水の供給	117
第2節	食料の供給	119
第26章	生活必需品の供給	120
第1節	方 針	120
第2節	実施内容	120
第27章	環境汚染防止	121
第1節	方 針	121
第2節	実施内容	121
第28章	廃棄物処理	121
第1節	方 針	121
第2節	実施内容	121
第29章	遺体の取扱い	122
第1節	方 針	122
第2節	実施内容	123
第3節	その他	124
第30章	施設、設備の応急復旧活動	124
第31章	道路交通の確保	125
第1節	緊急輸送道路の確保	125
第2節	交通規制	125
第32章	鉄道施設	128
第1節	方 針	128
第2節	実施内容	128
第33章	電力施設	129
第1節	方 針	129
第2節	実施内容	129
第34章	都市ガス施設	131
第1節	方 針	131
第2節	実施内容	131
第35章	L Pガス（プロパンガス）施設	132
第1節	方 針	132
第2節	実施内容	132

第36章	上水道	133
第1節	方 針	133
第2節	実施内容	133
第37章	下水道	134
第1節	方 針	134
第2節	実施内容	134
第38章	危険性物質	134
第1節	危険物施設	134
第2節	高圧ガス大量貯蔵所	135
第3節	毒物劇物取扱施設	136
第39章	防 疫	137
第1節	方 針	137
第2節	実施内容	137
第40章	被災建築物・被災宅地の応急危険度判定	138
第1節	方 針	138
第2節	実施内容	138
第41章	公共賃貸住宅等への一時入居	139
第1節	方 針	139
第2節	実施内容	139
第42章	応急仮設住宅の建設と住宅の応急修理	140
第1節	方 針	140
第2節	実施内容	140
第3節	その他	143
第43章	学校における対策	143
第1節	方 針	143
第2節	実施内容	143
第3節	その他	144
第44章	金融対策	145
第1節	方 針	145
第2節	実施内容	145
第45章	被災者等への的確な情報伝達活動	145
第1節	被災者への情報伝達活動	145
第2節	住民等からの問い合わせに対する対応	146
第4編	災害復旧・復興	147
第1章	復興体制	147
第1節	方 針	147
第2節	迅速な原状復旧	147
第3節	復興計画等の策定	147
第4節	職員の派遣要請	148
第2章	公共施設等災害復旧対策	148
第1節	方 針	148
第2節	災害復旧事業の種類	149
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	149
第4節	激甚災害の指定	150
第3章	災害廃棄物処理対策	151
第4章	被災者等の生活再建等の支援	151
第1節	方 針	151
第2節	実施内容	152

第5章 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	155
第6章 災害復旧資金	156
第1節 農林漁業災害資金	156
第2節 中小企業復興資金	156
第3節 住宅復興資金	156
第4節 更生資金	156
第7章 自発的支援の受入れ	156
第1節 ボランティアの受入れ	157
第2節 支援物資、義援金の受入れ	157
第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	159
第1章 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	159
第2章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	159
第3章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	163
別紙 東海地震に関する事前対策	167
第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報	167
第1節 東海地震に関する事前対策の意義	167
第2節 東海地震に関連する情報	167
第2章 地震災害警戒本部の設置等	167
第1節 地震災害警戒本部の設置等	167
第2節 市警戒本部の組織及び運営	167
第3節 警戒宣言発令時等の情報伝達	167
第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	169
第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保	169
第2節 災害応急対策等に必要の資機材及び人員の配備	172
第4章 発災に備えた直前対策	175
第1節 避難対策	177
第2節 消防、浸水等対策	178
第3節 社会秩序の維持対策	179
第4節 道路交通対策	179
第5節 鉄道	181
第6節 バス	183
第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	183
第8節 金融対策	185
第9節 郵政事業対策	186
第10節 病院、診療所	186
第11節 スーパーマーケット、小売店舗等	186
第12節 緊急輸送	187
第5章 県が管理又は運営する施設に関する対策	188
第1節 道路	188
第2節 河川	188
第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	188
第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	189
第5節 工事中の建築物等に対する措置	189
第6章 他機関に対する応援要請	189
第1節 方針	189
第2節 大規模な地震に係る防災訓練計画	190
第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	190

第1節	市職員に対する教育	190
第2節	消防団及び自主防災会に対する教育	191
第3節	市民等に対する教育	191
第4節	児童・生徒等に対する教育	191
第5節	自動車運転者に対する教育	192
第6節	地震相談窓口の設置	192

地震・津波災害対策計画

第 1 編 総 則

第 1 編 総則

第 1 章 計画の目的

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 42 条の規定により、刈谷市防災会議が刈谷市防災会議条例（昭和 38 年条例第 15 号。）第 2 条の規定に基づき作成する計画であり、市民生活に直接重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から守ることを最大の目的とする。

また、この計画の目的を遂行するため、災害の予防、応急対策、復旧に関する計画及び南海トラフ地震臨時情報発令等に伴う対応の基本的な内容について定める。

第 2 節 計画の性格

1 地域防災計画 地震・津波災害対策計画

この計画は、大規模地震の災害に対処すべき措置事項を中心に定める。

また、この計画は、市民の生命、身体及び財産を守るため、県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が実施計画の作成などにより、具体化を図るものとするが、本市をとりまく諸条件の変化を見きわめるとともに、将来、科学的調査研究の成果及び発生した災害とその対策の検討の結果において、必要が生じたときは本計画に修正を加え、逐次完備を図っていくものとする。

この計画を効果的に推進するため、市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。

なお、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「刈谷市水防計画」とも十分な調整を図る。

この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、「刈谷市国土強靱化地域計画」を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- (1) 市民の生命を最大限守る
- (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する
- (3) 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り最小化する
- (4) 迅速な復旧復興を可能とする

2 東海地震に関する事前対策

大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「大震法」という。）第 6 条第 2 項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域において、

- (1) 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- (2) 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (3) 東海地震に係る防災訓練に関する事項
- (4) 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいるが、この計画においては計画中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」で定めるものとする。

3 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条第 2 項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域において、

- (1) 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- (3) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- (4) 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- (5) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では、南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、この計画においては第 1 編「総則」、第 2 編「災害予防」第 3 編「災害応急対策」及び第 5 編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定めるものとする。

第 3 節 計画の構成

この計画は、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興、及び南海トラフ地震臨時情報発表時の対応を基本として構成する。

第 2 章 本市の特質と災害要因

第 1 節 本市における既往の地震とその被害

1 海溝型地震

(1) 海溝型地震

海洋性プレート（フィリピン海プレート）が大陸性プレート（ユーラシアプレート）の下に潜り込もうとする力に対し、大陸性プレートが限界になったときに跳ね返りが発生し、地震となるものである。東海地震、東南海・南海地震、南海トラフ地震もこのタイプの地震である。

ア 東海地震

東海地震は、現在最も発生の確率が高いとされている海洋性プレートと大陸性プレート間地震である駿河湾を震源としたもの。（平成 14 年の中央防災会議が決定した断層モデル）

イ 東南海・南海地震

東南海・南海地震は、震源域の大部分が海域にあるため、東海地震と異なり、その前兆現象を捉えることが現在のところ困難ではあるものの被害は極めて広域にわたり、中でも津波による被害は甚大である。

ウ 南海トラフ地震

駿河湾から九州にかけての太平洋沖のフィリピン海プレートと日本列島側のユーラシ

アプレートなどの大陸側のプレートが接する境界に形成されている。南海トラフでは、フィリピン海プレートが大陸側のプレートの下に潜り込み、大陸側のプレートの端が引きずり込まれている。このためひずみが徐々に蓄積され、それが限界に達し、元に戻ろうとすることで海溝型の巨大地震が発生する。(内閣府中央防災会議 中間報告(平成 23 年 12 月 27 日))

(ア) 「過去地震最大モデル」

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの(宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の 5 地震)を重ね合わせたモデルである。

(イ) 「理論上最大想定モデル」【補足】

南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。

(※国が平成 24 年 8 月 29 日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。)地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

上記地震の本市における被害想定は次のとおりである。

想定地震による被害予測調査報告書

		東海地震	東南海地震	南海トラフ地震	
				過去地震最大	理論上最大
計測震度面積率		5 強 9 2 % 6 弱 8 %	5 強 7 % 6 弱 9 2 % 6 強 1 %	6 弱 9 2 % 6 強 8 %	6 弱 2 % 6 強 9 6 % 7 2 %
津 波		地震発生後約 1 0 0 ～ 1 1 0 分で第 1 波が到達する。水位上昇は最大で 2 m 弱である。なお、地震による津波危険地域を指定し、別に定めるものとする。		地震発生後 9 6 分～ 1 0 1 分で第 1 波(津波高 3 0 cm)が到達する。水位上昇は最大で 2 . 1 m である。	
人的被害	死者数	① 若干名 ② 若干名 ③ 若干名	① 約 2 0 人 ② 約 1 0 人 ③ 約 1 0 人	約 4 0 人	約 4 0 0 人
	負傷者数	① 約 3 3 0 人 ② 約 2 8 0 人 ③ 約 2 5 0 人	① 約 1 , 1 0 0 人 ② 約 9 2 0 人 ③ 約 8 3 0 人		
建物被害	全壊棟数	約 1 6 0 棟	約 8 5 0 棟	約 1 , 4 0 0 棟	約 10,000 棟
	半壊棟数	約 1 , 5 0 0 棟	約 4 , 0 0 0 棟		

※ ①、②、③は、それぞれ冬早朝 5 時、春秋昼 12 時、冬夕刻 18 時

※ 南海トラフ地震について死者数は冬早朝 5 時、建物被害は冬夕刻 18 時

※ 出典：愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書(平成 15 年 3 月 愛知県)

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査(平成 27 年 12 月修正)

(津波危険地域 附属資料掲載)

(ウ) 減災効果

「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数は、約 6 割減少し、死者数は約 8 割減少すると想定される。

建物の耐震化や津波避難対策等により、直接的経済被害額は約 2 割減少すると想定される。

「理論上最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数及び死者数は約 6 割減少すると想定される。

2 内陸型地震

(1) 直下型地震

直下型地震は、陸上部の活断層が移動して引き起こされる地震のことで、本市に関連する直下型地震の可能性については、都市をとりまく活断層の移動の可能性を調査する必要がある。

本市をとりまく活断層の状況は次のようになっている。

本市 10 km 以内に存在する活断層

知多北部・衣浦東部地域活断層調査報告書（平成 8 年 12 月 愛知県）

番号	断層の名称	主 な 位 置	確実度	活動度	長さkm	走 行	傾斜
1	深溝断層	幸田町、西尾市	Ⅱ	C	3 以上	南北	
2	深溝地震断層	幸田町	不明	不明	1 7	南北～東西	
3	横須賀地震断層	西尾市	不明	不明	9	〃	
4	猿投一境川断層	豊田市～大府市	I	B～C	(2 8)		
5	高根山褶曲	豊明市	Ⅱ	不明	(4)	北北東	
6	天白河口断層	名古屋市、東海市	Ⅱ	A	1 6	北東	
7	大高－高浜断層	大府市～東浦町～高浜市	I	B	2 1	北北西	
8	加木屋－成岩断層	東海市～知多市～阿久比	I	B	3 0	北北西	
9	阿久比東部撓曲	阿久比町～半田市	不明	不明	3. 5	北北西	

注 1) 確実度：I（活断層が確実）Ⅱ（疑いはあるが不確か）Ⅲ（可能性が小さい）

注 2) 活動度：A（1 0 0 0 年あたり変位量 1 m 以上）B（同変位量 1 0 c m 以上 1 m 以下）

C（同変位量 1 0 c m 未満 1 c m 以上）

注 3) 長さ km の（ ）数字は、地表面に表れていない活断層

こうした活断層は、概ね 1 0 0 0 から 2 0 0 0 年を周期に活動しており、過去にいつ活動したかが確定できれば、危険性の高い活断層かそうでないかが推定可能である。しかし、大半の活断層は活動歴が不明であり、現状においては、活断層の活動に伴う地震域の想定は困難である。

しかし、活動状況は不明ではあるが、もし近い将来活動すると、本市にとって最も大きな被害が想定される活断層は、大高－高浜断層、さらには、猿投－境川断層があげられる。また、過去の地震被害からこれらの断層が引き起こす地震規模は、猿投－境川断層であるとマグニチュードは 7. 0 から 7. 5 程度、大高－高浜断層であるとマグニチュードは 6. 5 から 7. 0 程度と考えられる。また、震度についてみると過去の直下型の地震域から震度 7 の激震域は断層の左右 5 から 1 0 キロメートルであり、このことから本市は概ね激震域に含まれることになる。断層地震の距離帯別の家屋の被害率は、断層から 1 0 から 1 5 キロメートルの範囲は、全壊率が 3 0 パーセント以上になること、地盤の違いによって左右が対称とならないことが分かる。

なお、活断層が確認されていないところでも大きな地震が発生する可能性があることに留意する必要がある。

第2節 社会的条件

1 被害想定及び減災効果

(1) 災害の社会的条件

災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要件として、次のような点が大きな影響を与えると思われる。

ア 人口の増加を背景として、市街地での建築物の高層化や住宅団地の形成が進んだことから、災害時における被災人口の増大と火災の多発、延焼地域の拡大の危険性を高めている。

また、急速な高齢化や国際化に伴う外国人の増加等、要配慮者の増大も見逃せない。

イ 人々の生活様式の変化により、電力、ガス、水道、下水道、通信等のライフライン施設への依存度が高まっている。これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間がかかるうえに、二次災害の危険性も含んでいる。

ウ 自動車、鉄道等の高速交通機関の発達により、それ自体から出火し、建物火災の要因ともなり、また、大量の自動車によって引き起こされる交通混乱が被害を著しく拡大することが想定される。

エ 災害を最小限に食い止めるためには、「自分のまちは自分で守る。」という一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等の地域における防災活動が必要である。

2 基本的な考え方

(1) 危険度評価の考え方

ア 危険度評価の考え方

災害に対する危険度評価を行う方法は、絶対的評価と相対的評価の二つの方法がある。

(ア) 絶対的評価

可能性のある地震の震源や種類を特定し、この地震によって受ける人的、物的被害想定を行い、その多少で危険度を判定する方法で、具体的には次のように行うものである。

- a 震源とその規模を想定する。
- b 地域の地盤条件から地表面の地震動を算定する。
- c その地振動によって引き起こされる建物倒壊度を求める。
- d 倒壊した建物の数から出火確率を求め、出火点の数を想定する。
- e 地震発生時の気象状況、時刻を設定し、延焼の範囲を想定する。
- f 倒壊家屋数から統計確立的に圧死者数や負傷者数を想定する。

以上により被害予測を行い、これに基づく危険度評価を行うわけであるが、この方法は地域の危険度を死傷者数や倒壊家屋数という絶対的な数値で把握できるので、危険度は明瞭に現れる。しかし、この方法を実施するにはいくつかの問題点、課題があり、危険度評価を行うことは困難であると判断した。その理由は、下記のとおりである。

- (a) 活断層の移動による直下型地震の想定は、現存する活断層の位置や過去の移動経歴について多数のトレンチ調査を行い、その移動の可能性（危険度）を推定す

る必要がある。

- (b) 仮に活断層を想定できたとしても、断層の破壊の大きさやそれが引き起こす地震スペクトルや波形などの信頼できる震源、パラメーターを想定することは困難である。
- (c) 何らかの仮定を置いて地震波の入加速度が求められたとして、それに伴って想定される家屋の倒壊を求める場合に必要な確立モデルは、今までは新潟地震や福井地震などの結果を用いて実施されてきた。しかし、今日建築基準法が強化されたり、プレハブ住宅の普及などが進み倒壊確率に誤差が大きくなってきている。
- (d) 結果は何らかの形で公表する必要がある、絶対的評価を公表することは人命に関する問題であるので社会的な影響が大きく、それなりの決断が必要である。
- (e) 地盤の応答解析には相当な費用と時間がかかり、目的である防災計画の策定の時期を逸する可能性があるとともに、都市の状況は刻々と変化しており、それだけの手間暇をかけて実施しても、数年で信頼性が乏しくなる。

(イ) 相対的評価

相対的評価は、先の絶対的評価が家屋の倒壊数と出火箇所の想定などの数値によって定量的に危険度を求めているのに対して、あくまで地域間の各種の条件の違いの比較検討を通じて、それぞれの地域の定性的な危険度を求めようとするものである。

災害危険度は、3つに分解して考えることができ、その第1が、地盤条件による基盤危険度である。これは、軟弱地盤は固い地盤に比べて危険性が高いのは当然である。第2が、建物倒壊、出火、延焼危険度であり、密集した市街地は、粗な市街地に比べて連鎖倒壊の危険性が高いし、木造率が高いほど出火、延焼危険度が高いことは、先の阪神・淡路大震災の長田地区などからも明瞭である。また、薬品や石油等などの危険物貯蔵施設の立地や出火を起こす火種の多さは危険性の大小を左右する。

第3が避難危険度、災害抑止条件である。出火、延焼し、大火となった場合でも安全な避難路や避難場所が設置されていれば生命の安全性は高くなる。また、空地や不燃建築物があれば延焼が遮断されるし、消防施設（耐震性貯水槽）や消火器が充実していればそれだけ安全である。

以上のように3つの危険性が想定でき、さらにこれらの危険性を総合して地域の危険度とすることになる。

このようにして求めた相対的危険度は、①データさえ揃えば、細かい比較が可能であること。②地盤の規模や風向きなどの不確定な要素に左右されずに評価できること。③あくまでも相対的な評価なのでどこを重点的に整備したり、強化していればよいかが抽出できること。④難しい計算式や数値を用いなくても評価が可能であること。⑤場合によっては都市間の比較が可能であることで応用範囲が広いことなどの利点がある。

また、災害の場合には、絶対的被害予測方法に比較すれば結果の持つ意味が曖昧な面があるが、次の点で現時点では最善の方法である。

- a 地震動による被害の強弱は、市町村レベルで考えると地盤の影響が最も大きい。
- b 家屋の倒壊危険度も市町村レベルでは強弱に大差がなく、家屋そのものの老朽度や密集度によって決定されるので家屋のデータ分析で可能である。

- c 出火危険度は、倒壊家屋数と木造率に起因しているので、家屋の危険度分析から求められる。
- d 延焼危険度は、建物密集率や木造率で計算できる。
- e 相対的な危険度を整理するため、結果が社会的な影響を持つとしても弱い。

イ 危険度評価の単位

危険度の評価を行う単位は、小さければ小さいほど住民にとっては身近に感じられるが、各種統計資料などは最低でも町単位程度でしか整備されていないので、独自に調査し、整理しなければならない。そこで、現地調査や独自データの再集計によっては、最小単位は町丁目単位で資料を収集整理することとした。これは、町丁目はコミュニティを形成する基礎単位である場合が多いことによるものである。

(2) 危険度の評価

ア 地盤危険度

- (ア) 地震時の津波、暴風雨時の高潮、河川増水、決壊などによる浸水危険性を評価する。

境川の左岸、逢妻川と猿渡川の兩岸付近に標高 4 メートル未満の区域が見られるが、これらのほとんどは水田地帯となっている。

また、地盤高が著しく低い 0 メートル未満の区域をみると、境川の港町より下流域、猿渡川の田町より下流域に広がっているが、これらもほとんどが水田又は河岸となっている。しかし、小垣江町の一部で建物が立地しているところがある。

- (イ) 同じ震度でも被害が甚大になる沖積層の厚さにより、被災危険性を評価する。

沖積層は、境川、逢妻川、猿渡川の沿岸付近から広がる傾向が見られるが、市北部から中部の井ヶ谷町、西境町、今川町、今岡町、一里山町付近では面的な広がりを見せているのに対して、市南部では、河川沿岸付近からクラスター状の広がりをみせており、特徴が大きく異なっている。

沖積層の厚さに注目すると、5 メートル以上のところは逢妻川の今川町から下流域、境川の泉田町から下流域、猿渡川の田町から下流域付近である。また、司町、港町、浜町、中川町、衣崎町、小垣江町の一部では 10 メートル以上の沖積層が堆積するところもある。

イ 建物倒壊、出火、延焼危険度

- (ア) 町丁目面積に占める建物棟数の割合により、地震発生時における連鎖倒壊危険性を評価する。

一部に密度が著しく高い区域が見られるが、ほとんどは 30 棟/ha 以下と低い密度になっている。

なお、棟数密度が高い区域は大きく 3 分類に区分することができる。第 1 に中部市街地であり、銀座、広小路、新栄町及びその周辺区域、刈谷駅前の桜町周辺区域などが該当する。第 2 に旧農村集落であり、井ヶ谷町、東境町、西境町、泉田町、野田町の一部区域などが該当する。第 3 に市街化調整区域内にある住宅用地であり、一ツ木町の鵜島団地、すみれ団地が該当する。

- (イ) 建物棟数に占める木造建物棟数の割合により、地震、火災発生時の延焼危険性を評価する。

木造建物は、市内のほぼ全域で建てられているが、中部市街地及びその周辺区域

(銀座、新栄町、元町、御幸町、天王町など)、農村集落(泉田町、小山町、野田町、小垣江町など)では木造率が高い傾向が見られる。逆に刈谷駅周辺や工場が集中している区域では木造率が低くなっている。

- (ウ) 建物棟数に占める老朽建物棟数(昭和56年以前の建築物)の割合により地震発生時の倒壊危険性を評価する。

市中部に位置する大規模工場を含む区域、中部市街地及びその周辺区域で老朽度が高い傾向がみられる。また、農村集落を含む区域の一部では60パーセント以上の高い老朽度となっている。

- (エ) 町丁目面積に占める世帯数の割合により、世帯からの出火危険性を評価する。

市の中部、南東部の市街化区域内で高く、市の北部、南西部で低い傾向が見られる。なお、密度が著しく高い(30世帯/ha)区域の多くは、アパート、マンションなどの共同住宅が立地しており、土地の高度利用が図られていることがその大きな要因となっている。

- (オ) 火気使用工場、飲食店、クリーニング店、風呂屋など常時火気を使用する施設からの出火危険性を評価する。

衣浦東部広域連合への届出が必要な施設をみると、ボイラー、乾燥施設は、井ヶ谷町、一里山町、昭和町など、大学又は大規模工場が集中している区域で多くなっている。また、特別工業地域に指定されている小垣江町では、炉が多くなっている。

届出を必要としない常時火気使用施設を見ると、飲食店は人口が集中している市中部、南東部の市街化区域内及び県道豊田知立線沿道で多くなっている。クリーニング店は中部市街地付近でやや多い程度である。

- (カ) 危険物貯蔵施設

届出が必要な危険物貯蔵施設数(地上、地下別)、貯蔵量により出火、爆発危険性を評価する。

市内にある危険物貯蔵施設の大多数は第4類(石油類など)となっている。区域別によると中小工場が集中する今岡町、一里山町の工業地域で集中しており、これらの設置形態の多くは地上式となっている。一方、市中部では施設が散在しており、その設置形態も地下式の割合が相対的に高くなっているが、地下式施設の多くはガソリンスタンドとなっている。

貯蔵量については、一施設当たりの指定数量に対する倍数の最大は2,246倍、平均177倍の貯蔵量となっている。

- (キ) 工場数

工場数(化学工場、その他工場の分類)により出火、爆発危険性を評価する。

今岡町、小垣江町の工業地域では、中小工場の著しい集中がみられる。また、市中部の高津波町から松坂町にかけての南北に含まれる区域でも立地数は相対的に高くなっている。なお、災害発生危険度の高い化学工場に注目すると、市内では、著しい集中はみられず、市内に散在している。

ウ 緊急避難危険度、災害抑止条件

- (ア) 避難場所

町丁目の中心点から最寄りの緊急避難場所までの距離(直線距離の $\sqrt{2}$ 倍)を計測

して、避難困難性を評価する。

各種学校や市民センターなどの公共施設が緊急避難場所として指定されているが、おおむね人口の集中が低い程距離が遠くなる傾向にある。特に、井ヶ谷町、西境町、泉田町、野田町の一部区域では、緊急避難場所までの距離が2,000メートル以上と著しく遠くなっている。

(イ) 狭小道路

町丁目内の全道路延長に占める幅員4メートル未満道路延長の割合から、避難困難性、消火困難性を評価する。

住宅が密集しているところで「すべてが4メートル未満の道路」「大部分が4メートル未満の道路」が集中している区域は、東境町、泉田町、元町、野田町、小垣江町の一部にみられる。これらの多くは旧農村集落であり、また、街路形状が複雑に入り組んでいるため、狭小道路と相まって消火活動に支障が出ると想定される。

(ウ) 高齢単身者数

高齢単身者の居住者数により、災害発生時における避難扶助の必要性を評価する。

高齢単身者はほぼ市内全域に居住しているが、特に居住者数が多い町丁目として10人以上居住する町丁目を抽出すると、西境町古井、銀座2丁目、下重原町3丁目該当する。これらはいずれも市営住宅が立地しているところであるが、他の区域をみても公営住宅が立地している区域は相対的に高齢単身者数が多い傾向がみられる。

(エ) 病院ベッド数

市内にある病院の入院患者用ベッド数により、災害発生時における入院患者の避難扶助の必要性を評価する。

市内の入院患者用ベッドを有する病院は、刈谷豊田総合病院、刈谷豊田東病院、刈谷整形外科病院、辻村外科病院、刈谷病院、刈谷記念病院、一里山・今井病院の7院である。

(オ) 不特定多数利用施設

駅、大型店舗、公共施設、レジャー施設など不特定多数の人々が集まる施設数により、災害発生時の危険性を評価する。

刈谷駅前周辺の桜町、南桜町、相生町及び中部市街地である広小路、銀座、御幸町などに集中している。

また、寿町1丁目には消防署、警察署など6つの公共施設を有しているほか、大手町、神田町でも公共施設が集中している。他の区域では、人口規模に応じてそれぞれ散在して立地している。

(カ) 特定の人々（児童、生徒、学生）が集まる各種学校の施設数により、災害発生時の危険性を評価する。

幼稚園、保育園、小中学校は人口規模に応じてほぼ市内全域に立地している。なお、幼稚園、保育園と小学校が併設されているところも多い。高等学校及び大学については、井ヶ谷町の愛知教育大学及び愛知教育大学附属高等学校を除けば市中心部に集中している。

(キ) 消防施設

消防施設（消火栓、防火水槽など）の有無により、消火活動の迅速性、容易性を評

価する。

消火栓は市内の住宅地におおむね整備されている。防火水槽も住宅密集度に応じて整備されているが、すべてを網羅しているわけではなく、一部には水が供給できない地域もある。また、貯水槽の耐震化はまだ一部にすぎない。消防体制としては寿町の衣浦東部広域連合消防局刈谷消防署、今川町の北分署、小垣江町の南分署及び21の消防分団で構成されている。また、大規模工場などでは自衛消防隊が組織されている。

第3章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

(1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、鉄道、港湾、漁港、空港、河川、海岸、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進すること。

2 津波及び浸水対策の充実に関する事項

津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、海岸保全施設等の整備、津波避難ビル等の避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ総動員する「多重防御」による地域づくりを推進すること。

3 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、県及び市町村と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

4 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と活用を図ること。

6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の積極的な作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

7 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

8 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市町村は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第1次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、市の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、応急措置を実施する。

また、県、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 災害予警報等情報の収集伝達
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告
- (3) 災害広報
- (4) 避難の指示
- (5) 被災者の救助

- (6) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (7) 消防、浸水対策活動
- (8) 被災児童・生徒等に対する応急の教育
- (9) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧
- (10) 農作物、林産物及び家畜に対する応急措置
- (11) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設、設備の整備
- (12) 交通規制、警戒区域の設定その他社会秩序の維持
- (13) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備
- (14) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及
- (15) 被災建築物の応急危険度判定活動
- (16) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合の応急復旧に必要な人員・資機材の確認

2 衣浦東部広域連合

- (1) 正確な情報の収集及び伝達体制の確立
- (2) 火災発生防止に関する広報
- (3) 火災等防除のための警戒
- (4) 迅速な救急救助のための体制
- (5) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
- (6) 防災活動協力
- (7) 水防、消防、浸水対策活動
- (8) 水防、消防、浸水対策、救助その他業務施設、設備の整備

3 県

- (1) 災害予警報等情報の収集伝達
- (2) 災害広報
- (3) 緊急避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
- (4) 地震防災応急対策について、市長への指示、又は、他市町村長への応援指示
- (5) 避難の指示の代行
- (6) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (8) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (9) 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整
- (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育
- (11) 緊急通行車両の通行確保のための道路啓開
- (12) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧
- (13) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置
- (14) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付
- (15) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備
- (16) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせん
- (17) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
- (18) 地下街等の保安確保に必要な指導及び助言

- (19) 自衛隊の災害派遣要請
- (20) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体・環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保
- (21) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境の整備
- (22) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及
- (23) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成した被害状況の把握
- (24) 市の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整、応急仮設住宅の設置
- (25) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支援金の支給
- (26) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合の公共土木施設の巡視・点検、応急復旧に必要な人員・資機材の確認

【刈谷警察署】

- (1) 災害警備対策及び交通対策の企画、調整並びに推進
- (2) 実態把握と基礎資料の整備
- (3) 災害警備に関する災害非常物資及び装備資機材の整備
- (4) 津波警報の伝達及び津波警報以外の気象予警報等の伝達に対する協力
- (5) 被害実態の早期把握と情報の伝達
- (6) 災害を拡大させる恐れのある設備又は物件の除去
- (7) 避難の指示又は警告及び誘導
- (8) 人命救助
- (9) 行方不明者の捜索及び遺体の検視
- (10) 交通の規制等災害地における交通秩序の保持
- (11) 警察広報
- (12) 災害に係る各種犯罪の取締り
- (13) 他の機関の行う救助活動等に対する協力
- (14) 緊急通行車両等確認及び確認証明書の交付

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

【独立行政法人都市再生機構】

- (1) 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。
- (2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としての UR 賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。

【日本郵便株式会社】

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。

また、災害の様態、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
- (4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。
- (5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

【西日本電信電話株式会社】

- (1) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備
- (2) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備
- (3) 災害時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧
- (4) 気象等警報の市への連絡
- (5) 電話サービス契約約款等に基づく、災害関係電報電話料等の免除

【東海旅客鉄道株式会社・名古屋鉄道株式会社】

- (1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土、電気施設その他輸送に直接関係ある施設の保守及び管理
- (2) 旅客の避難、救護の実施
- (3) 列車の運転規制
- (4) 発災後の早期復旧準備体制
- (5) 線路不通時の自動車による代行運輸及び連絡社線による振替輸送等
- (6) 死傷者の救護及び処置
- (7) 運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等

【東邦瓦斯株式会社※】

- (1) ガス施設の災害予防措置
- (2) 被災施設の復旧の実施及び早期供給再開

※ 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)

【中部電力パワーグリッド株式会社※】

- (1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策
- (2) 被災状況の調査及びその早期復旧
- (3) 他社との電力の融通

※ 刈谷営業所（以降同じ。）

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

【一般社団法人刈谷医師会】

- (1) 医療及び助産活動協力
- (2) 防疫その他保健衛生活動協力

【一般社団法人刈谷市歯科医師会】

- (1) 歯科保健医療活動協力
- (2) 身元確認活動協力

【刈谷市薬剤師会】

医薬品の供給及び保管管理活動協力

【産業経済団体】

(刈谷商工会議所、あいち中央農業協同組合等)

被害調査、対策指導、必要資機材及び融資のあっせん協力

【建設業団体】

(刈谷市管工事協同組合等)

(1) 発災後に備えた応急復旧に必要な資機材及び人員確保

(2) 防災活動協力

【文化、厚生、社会団体】

(日本赤十字社愛知県支部刈谷市地区奉仕団、自主防災会等)

被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力

【消防団】

(1) 災害の予防、警戒及び防御等消防活動

(2) 火災発生予防に関する広報

(3) 避難指示の伝達及び避難誘導

【その他重要な施設の管理者】

防災管理上必要な措置を行うとともに、防災活動についての協力

第5章 防災組織

第1節 刈谷市防災会議

刈谷市防災会議は、市の地域に係る防災に関し、市の事務又は業務を中心に、市の区域内の公共的団体その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、法第16条の規定により市長の附属機関として設置されており、刈谷市防災会議条例第3条に定める委員をもって構成する。

(刈谷市防災会議条例 参考資料掲載)

第2節 刈谷市地震災害警戒本部

刈谷市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）は、市の地域に係る防災に関し、地震防災応急対策等の実施及び推進するため大震法第18条の規定により市長の附属機関として設置されており、刈谷市地震災害警戒本部条例第2条に定める本部員をもって構成する。

(刈谷市地震災害警戒本部条例 参考資料掲載)

第3節 刈谷市災害対策本部

市の区域内に相当規模の災害が発生し、若しくは発生する恐れがある場合で、市長が必要と認めたときに、法第23条の2の規定により刈谷市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、災害発生の恐れが解消し、若しくは応急対策がおおむね完了したと認めたときに廃止する。

災害対策本部は、市長を本部長として市の全機構を総括する構成であり、その所掌事務として水防、災害救助、災害警備その他災害応急対策活動を包括する。

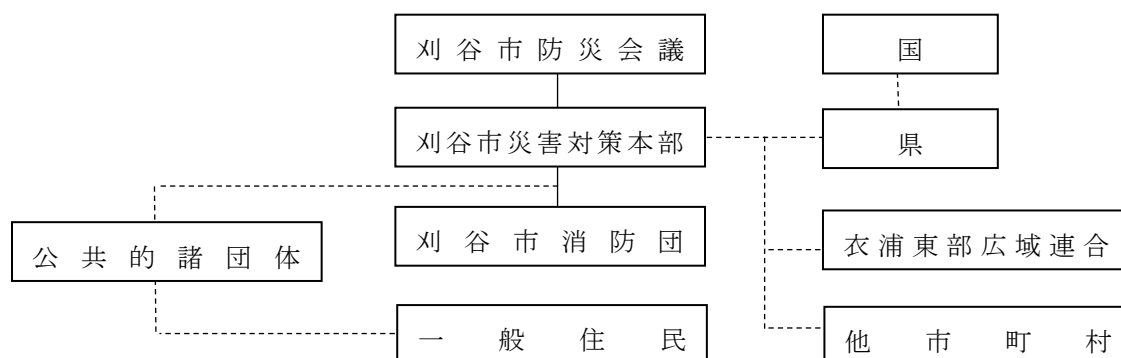
なお、災害対策本部の運営の方法、非常配備体制、勤務時間外等における職員の動員方法等

については、防災活動に即応できるよう刈谷市災害対策本部条例等に定める。

(刈谷市災害対策本部条例 参考資料掲載)

1 災害対策本部の組織及び運営

(1) 災害対策系統図



(2) 災害対策本部

刈谷市災害対策本部は、刈谷市災害対策本部条例第3条に定める部をもって構成する。

(刈谷市災害対策本部条例 参考資料掲載)

(3) 本部員会議

本部員会議は、市長(本部長)、副市長及び教育長(副本部長)並びに本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議し、又は本部長の指示を受ける。

ア 本部員会議の協議(指示)事項

- (ア) 配備体制の切替え及び廃止に関すること。
- (イ) 災害情報及び被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (ウ) 罹災調査の方法及び基準に関すること。
- (エ) 救護物資等供与の基準に関すること。
- (オ) 避難の指示に関すること。
- (カ) 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。
- (キ) 国・県の機関、他市町村又はその他の機関、団体等に対する応援の要請に関すること。
- (ク) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (ケ) その他災害対策に関する重要なこと。

イ 本部員会議の開催

- (ア) 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。
- (イ) 本部員会議は、特別の指示がない限り、市役所において開催する。
- (ウ) 本部員は、それぞれ所管事項について、会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (エ) 本部員は、必要により所要の職員を伴って出席することができる。
- (オ) 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、生活安全部長にその旨申し出るものとする。

(カ) 本部員が会議に出席できないときは、代理の職員を出席させなければならない。

ウ 決定又は指示事項の通知

会議の決定事項のうち、本部長又は各本部員が職員に通知を要すると認めたものについては、速やかに通知し、その徹底を図る。

(4) 各部の任務分担

各部課の任務分担は、別に定める。

2 災害対策本部の設置

災害対策本部は、次のいずれかに該当したときに設置する。

(1) 市長が第1非常配備、第2非常配備又は第3非常配備を指令したとき。

(2) その他必要により、市長が指令したとき。

3 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、県及び防災関係機関に対してその旨を通知し、必要に応じて災害応急対策に係る措置について指示、報告等を行う。

第4節 非常配備

1 配備の基準

市は、次の基準によりあらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速な動員の確保に努める。

なお、非常配備員は、休日その他勤務を要しない日又は勤務時間外において非常配備に該当する予警報等の発表を知ったときは、速やかに自主参集するよう努める。

(非常配備の種類及び時期 別表1)

2 通信運用

市は、市内の被害状況等について、一般加入電話、市防災行政無線及び消防無線等（移動系無線）の活用により情報収集し、迅速な応急対策等を実施するとともに、これらが途絶した場合は、携帯電話、各防災関係機関、自主防災組織等の協力によって、通信運用の確保を図る。

3 連絡調整の実施

市は、災害の態様に応じ、災害対策本部に各防災関係機関の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに応急対策実施に必要な連絡調整を行う。

別表 1

非常配備の種類及び時期

非常配備の種類	時 期	
	始 期	終 期
準備配備	1 市域において震度 3 を観測した地震が発生したとき 2 伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。	災害の発生の恐れが無くなり、その注意を要しなくなったとき、又は第 1 非常配備に移行したとき。
第 1 非常配備	1 市域において震度 4 を観測した地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 3 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。 4 愛知県下の他の市町村において、地震による大規模な被害が発生したとき。	災害の発生の恐れが無くなり、応急対策が完了したとき、又は第 2 非常配備に移行したとき。
第 2 非常配備	1 市域において震度 5 弱、5 強を観測した地震が発生したとき。 2 伊勢・三河湾に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 4 災害により市民等を避難させる必要を生じたとき。 5 市内に大規模な火災、爆発その他重大な人為的災害が発生したとき。	災害の拡大の恐れが無くなり、応急対策がおおむね完了したとき、又は第 3 非常配備に移行したとき。
第 3 非常配備	1 市内全域にわたり甚大な被害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。 2 市域において震度 6 弱以上を観測した地震が発生したとき。 3 東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表されたとき。 4 警戒宣言が発令されたとき。	応急対策活動がすべて完了したとき。

※平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

地震・津波災害対策計画

第2編 災害予防

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

第1節 防災協働社会の形成推進

1 方針

災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努めるものとし、市、県、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

2 対策

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市及び県は、市民、事業者、自主防災組織等とが一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた具体的行動

市及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

(3) 業務継続計画の策定

市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努め、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。

また、市は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等をふまえて、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ア 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ウ 電気・水・食料等の確保
- エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- オ 重要な行政データのバックアップ
- カ 非常時優先業務の整理

(4) 情報の整理・分析

市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災

害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

(5) 応急活動のためのマニュアルの作成等

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。また、県及び市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(6) 人材の育成等

ア 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を習得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図り、人材の育成を図る。

イ 市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市は災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(7) 防災関係機関相互の連携

ア 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

イ 市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ 市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

3 市民の基本的責務

(1) 市民は、「自らの身の安全は自ら守る」という自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

(2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えを、より一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

- (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として刈谷市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、刈谷市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、刈谷市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 方針

市は、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努める。

日頃から地域の防災関係者間の連携が重要なため、自主防災組織及び非営利団体・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携の推進に努めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

また、行政、市民、自主防災組織などが対応困難な大規模な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。

災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーターを確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。

このため、市は県とともに、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

2 実施内容

(1) 自主防災組織

ア 自主防災組織の設置・育成

市は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和49年愛知県防災会議）に基づき、自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。また、災害に対する地域連帯の強化を図るため、実践的な消火活動や定期的な訓練を行うなど、地域の防災活動を推進するとともに、防災用資機材等購入費等の補助、自主防災組織の中心を担う防災リーダーの育成、組織の運営等についての指導等を行う。

イ 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努める。

(ア) 平常時の活動

- a 情報の収集伝達体制の確立
- b 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- c 火気使用設備器具等の点検
- d 防災用資機材等の備蓄及び管理
- e 地域内の要配慮者の把握

(イ) 災害発生時の活動

- a 初期消火等の実施
- b 地域内の被害状況等の情報の収集
- c 救出・救護の実施及び協力
- d 住民に対する避難指示の伝達
- e 集団避難の実施
- f 炊き出しや救援物資の配布に対する協力

ウ 自主防災組織等の環境整備

市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

エ 自主防災組織と防災関係団体のネットワーク化

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

(2) 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

市は、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。

ア 防災リーダーの養成

市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成する。

イ 防災リーダーのネットワーク化の推進

市は、防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

(3) ボランティア

ア ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

- (ア) 市は、市民交流センター（市民ボランティア活動センター、国際プラザ、社会教育センター）、大手公園に災害ボランティアセンターの本部を設置し、ボランティアの受入れに必要な机、椅子及び電話等の資機材を確保する。
 - (イ) 市は、災害ボランティアセンターの開設に当たり、協定によりセンターの運営を社会福祉協議会に要請するものとする。
 - (ウ) 市は、災害時にボランティアコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にボランティアコーディネーターの派遣を要請する。
 - (エ) 災害ボランティアセンターに派遣されたボランティアコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。
 - (オ) 市は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。
 - (カ) 市は、防災訓練等において、協力団体の協力を得て災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。
- イ ボランティアコーディネーター養成講座の開催
- 市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるボランティアコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市は、ボランティアコーディネーター養成講座を開催し、ボランティアコーディネーターの養成に努める。
- なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。
- ウ NPO・ボランティア関係団体等との連携
- 市は、震災時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。
- また、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。
- エ 防災ボランティア活動の普及・啓発
- 市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努める。
- また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによる

リスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、企業は地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

2 県、市及び商工団体等における措置

県、市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（ＢＣＰ）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（ＢＣＰ）等の策定促進

ア 普及啓発活動

県、市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（ＢＣＰ）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（ＢＣＰ）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

県、市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 災害に強いまちづくり

第1節 方針

本市のまちづくりは、今日まで必ずしも防災を見据えて秩序立った発展をしてきたわけではなく、災害に対して極めて脆弱な市街地を抱えるなど、市街地全域をとらえた総合的な予防対

策に関しては、依然として不十分な面が少なくない。

したがって、中長期的視野に立って、災害に強い安全なまちづくりを目的に、市域の防災構造化に関する計画を推進するものとする。

地震発生時における市民の生命、身体及び財産を守るため、防災対策を総合的に推進する。

本市も人口の増加に伴い自動車の激増、危険物施設の増大、中層ビルなど新しい都市施設の出現等震災拡大につながる社会的要因が増大し、特に阪神・淡路大震災のような都市直下型の大地震が発生すると、かつてない大被害をこうむるおそれがある。

そのための対策として道路等の公共施設の耐震化や公的建築物の耐震化、不燃化を図るとともに、個々の施設の安全性確保だけでは限界があることから、広域的な対応として市全体の防災構造化を図る必要がある。

そのため、公共施設等の耐震不燃化に加えて、都市のオープンスペースの確保が重要である。

先の阪神・淡路大震災においても、広幅員の道路による延焼防止効果が顕著であり、また、身近な公園が住民の一時避難地として利用されたり、救急活動拠点やヘリポート等の復旧・復興活動拠点として大きな役割を果たしていることから、避難路、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の都市施設の整備を進める必要がある。

市は、その対策として「地震防災緊急事業五箇年計画」により地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。

また、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた地域は、おおむね街路等が未整備であり、木造老朽家屋が密集した地区など、土地区画整理事業等が行われていない地区が多かったことから、市街地整備を促進する必要がある。

さらに、地盤の液状化危険地域における防災対策の促進が必要であり、住宅等に長足杭の使用を奨励するとともに、大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進し、また非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。

加えて、市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

第2節 建築物の耐震推進

1 市における措置

(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていく。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律等による。)

(2) 民間住宅の減災化施策の促進

昭和 56 年 5 月以前に建築された耐震性能に問題のある住宅について、耐震診断、耐震補強、取壊しの補助を実施し、促進を図る。

また、防災講習会の開催や、地震に強い住宅づくりのパンフレット作成など、地震防災に関する市民啓発活動を実施して、住宅の耐震性の向上を促進する。

(3) 建築物の火災耐力等増強策の促進

建築物自体の耐火、防火については、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても、火災ができるだけ拡大しないよう措置することが重要である。特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の高い建築物は、防火上、避難上の各種措置の徹底を図る。

(4) 防災空間（オープンスペース）の整備拡大

大地震に対する安全確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地、公園、街路等の防災空間を整備することが必要である。このため、防災空間の整備として、緑地の確保、公園、街路等都市施設の整備を推進し、都市全体の安全性の向上に努める。

また、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく必要がある。

(5) 土木構造物の耐震性強化

河川に架かる橋は、建築年次の古いものや重要度の高いものについて耐震診断を実施し必要な改修を進め、河川堤防は、境川・逢妻川・猿渡川の各河川下流部の軟弱な地盤で液状化により沈下陥没するおそれがあることから、その対策について今後検討していく。

高架鉄道は、新幹線高架部や名鉄三河線高架部の破壊が懸念されることから、東海旅客鉄道株式会社や名古屋鉄道株式会社に対して速やかな耐震診断の実施と必要に応じた補強ないし改修を要望していく。

(6) 液状化対策

市南部の境川下流の左岸一帯、猿渡川下流の河岸で液状化現象が発生するおそれがあることから、この地域に住宅等を建築する場合には、敷地周辺に矢板を打ったり、鉄筋入りのべた基礎にするなどの指導を進める。

(7) 家具等の転倒防止・看板等の落下防止

地震時に家具などが転倒して圧死や大ケガすることを防止するための処置として、家具の固定や配置の検討などの普及を図る。

また、屋外に取り付けてある広告塔・装飾塔・看板等の地震に対する安全性を確保するため、所有者に対して落下することのないような適切な措置の実施と定期的な点検を啓発していく。

2 耐震改修促進計画

現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法により一定の水準が確保されている。しかし、耐震性は多様な要素が複雑に関わり合って定まるものであり、これを十分確保したはずの建築物が、巨大地震により被害を受けた例も記憶に新しい。

これらの教訓から、より強い地震を想定して、防災上重要な建物となる公共施設は、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。

そのために、地震発生時の避難、救護及び応急対策活動の本拠となる市有建築物の耐震性

の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性を確保する。

そこで、地震発生により避難所となる施設を始めとして、不特定多数の人が利用する、大規模な建築物等の特定既存耐震不適格建築物に、耐震診断結果の報告義務、及び、多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物に、耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び、「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。

なお、同法に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

なお、一般建築物の耐震性を促進するため、耐震相談の充実に努める。

3 公共建築物の耐震性の確保・向上

(1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保

災害対策には、迅速かつ正確な情報伝達、適切な対応行動の誘導及び啓発並びに休息・睡眠のための安全な避難場所の確保が重要である。

市は、これらの対策活動を円滑に進めるため、次の施設の耐震性の確保を図り、災害時の施設機能停止又は低下の回避に努める。

特に、災害時の拠点となる市の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。

ア 防災上重要な建物

(ア) 災害時の復旧活動等防災業務の中枢を担う庁舎等関連施設

(イ) 被災者の救護所となる病院、避難所となる学校等の建物

イ 防災上重要な建物に対する対応

重要な建築物については、激甚な災害に対しても大きな機能障害を発生させないため、次の諸点を推進する。

(ア) 新設建築物の耐震設計及び施工の確保

(イ) 既設建築物の耐震性の調査

(ウ) 既設建築物のうち耐震性の不足する建築物の耐震改修の促進

(エ) 自家発電設備等の整備や再生可能エネルギー等の導入による電力の確保

(2) その他の公共建築物の耐震性の確保

その他の既設建築物についても昭和 56 年度制定の新耐震設計基準を踏まえ、重要建築物に準じて耐震性能の向上に努める。

(3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保

劇場、スーパー・マーケット等多数の人を収容する建築物（特定建築物）及び防災上重要な建築物について、耐震性の調査及び耐震性の確保を図るため、民間施設関係団体等の指導に努める。

4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の促進

一般建築物の耐震性に関する知識を高めるため、耐震工法や補強方法等の技術知識を広く市民に啓発するとともに、住宅等地震相談の充実に努め、耐震改修工事の補助を実施し、一般建築物の耐震性向上及び減災化の促進を図るものとする。

(1) 住宅等地震相談

地震等に対する住宅の防災化について専門分野の相談員による個別相談や、各種情報の提供に努める。

(2) 個人住宅の耐震性能診断強化

木造個人住宅を対象とした無料耐震診断について、希望者に対して実施し、より多くの市民の活用を呼びかけるとともに、自己診断を行う手法についても積極的に普及及び啓発に努める。

(3) 既存コンクリートブロック塀等点検及び防災化

地震時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、公道及び公共施設に面するブロック塀等の強化指導を推進するとともに、撤去を推進するために撤去工事に対し補助を実施する。

(4) その他の安全対策

住宅・建築物の構造強化だけでは十分とはいえず、家具の転倒、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターへの閉じ込め、敷地の崩壊などに対する対策を推進する。

5 都市建築物の防災対策

(1) 高層建築物の防災対策

11 階以上又は高さ 31 メートルを超える高層建築物については、災害発生時における危険が極めて高いので、衣浦東部広域連合は立入検査の強化を始め現行消防法に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の励行について、指導の強化に努める。

また、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者にも周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

(2) 窓ガラス等の外装材落下防止対策

都市の高密度化に伴い、中高層建築物が増加している。これらの建築物の中には、窓ガラス、屋外看板及び外壁等が破損落下し、通行人に重大な被害をもたらす危険が高いものがある。

市は、新設建築物については、建築基準法に基づく指導を行うとともに、既設建築物についても、定期的に調査し、落下のおそれが高いものについては、所有者等に対して改善等の対策を講ずるよう指導し、落下物防止対策の推進に努める。

6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

市は、県が開催する判定士養成講習会等に参加し、判定士の養成及び応急危険度実施体制の運営を円滑に行うための体制を整備する。

第3節 交通関係施設等の整備

1 方針

道路、海岸堤、河川堤、上下水道、農業用施設、電力、ガス、鉄道、電信電話等各種公共

施設は、住民の日常生活に欠くことができないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

これら公共施設の地震による被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、その破壊による機能麻痺が人心に与える影響は大きく、被害の拡大を招くことが十分想定される。

したがって、これら公共施設について、震災後、直ちに機能回復を図ることはもちろんであるが、事後の応急復旧よりも、事前の予防対策を講ずることの方が重要である。

このため、各施設ごとに耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるような万全の予防措置をとる。

また、必要に応じ、各種インフラ設備の維持、修繕または復旧が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

2 道路施設

地震により道路、橋りょう等が被災することは、震災時における住民の避難、救護、医療活動、緊急物資の輸送活動に困難をもたらす。そのため、その補強計画を策定し、その実施に努める。

(1) 道路・橋梁等の整備

ア 災害に強い道路ネットワークの整備

大地震等の災害発生時においても、経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、市指定緊急輸送道路及び災害時連絡道路の整備に努める。

イ 橋梁の整備

(ア) 新設橋梁

新たに橋梁を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(イ) 既設橋梁

市指定緊急輸送道路等における重要な橋梁について耐震補強を推進し、道路機能の確保を図る。

ウ ライフライン共同収容施設の整備

震災時において、電気、電話、通信、ガス、上下水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等を出来る限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

(2) 市指定緊急輸送道路等の指定

道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、重点的に確保する路線として、次の市指定緊急輸送道路等を指定する。

指定に当たっては、県の指定する災害対策用緊急輸送道路に準じて指定するとともに、各拠点施設等との有機的な連携を十分考慮し、災害対策活動の円滑化を図る。

県指定緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路	① 伊勢湾岸自動車道 ② 国道1号 ③ 国道23号 ④ 国道155号 ⑤ 国道419号
	第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路	① 県道岡崎刈谷線 ② 県道知立東浦線 ③ 県道名古屋碧南線
	第3次緊急輸送道路	第1次又は第2次緊急輸送道路から、人命救助活動や道路啓開を行う重要な防災拠点までの緊急輸送を担う道路	
市指定緊急輸送道路等	市指定緊急輸送道路	地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するため、県指定緊急輸送道路と市役所、地域内輸送拠点及び災害拠点病院とを結ぶ主要道路	
	災害時連絡道路	市役所、地域内輸送拠点及び災害拠点病院と避難所等とを結ぶ主要道路	

（ 緊急輸送道路 参考資料掲載 ）

（3）重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず、安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替、補完路も含む）として、国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

（4）応急復旧作業のための事前措置

地震発生直後、早期に緊急輸送道路等を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。具体的には、次の事前措置を講ずる。

ア 応急復旧作業担業者との協力

災害発生後の迅速な応急復旧に関して、協力要請を求めることを目的に業者と防災協定を締結し、道路の損傷箇所の応急措置及び障害物の除去等を図ることで市民生活の安定化を確保する。

イ 復旧資機材の確保対策

市は、市内各地域の民間が所有する復旧資材、機械及び作業用員について、保有場所や常時保有量等を調査し、実態の把握に努める。

また、激甚な大規模な災害が発生した場合には、市内だけでの応急復旧資機材等の調達は困難が予想されるため、災害応援に関する協定に基づく関係市町村との連携強化等、広域的な応援体制の確立に努める。

3 交通安全施設等

(1) 交通情報収集

緊急交通路の機能を確保するため、交通規制情報、迂回路情報等の整備を図る。

(2) 交通規制用資機材

緊急交通路の確保等の際に使用する交通規制標識、トラ柵等の整備を図る。

4 河川

(1) 堤防の補強

(2) 水門、樋門の改築、補修

5 鉄道

高速大量輸送機関である東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社及び名古屋鉄道株式会社の各線区における地震による被害の軽減、旅客の安全と輸送の円滑を図る必要がある。

第4節 ライフライン関係施設等の整備

1 施設管理者及び市における措置

(1) 施設代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては対浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を進める。また、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

2 電力施設

電力供給機関は災害時における電力供給を確保し、市民の不安を除くため電力設備の防災対策に努める。

3 ガス施設

各ガス事業者は、これを供給する施設に被害を受け、ガス供給が円滑に行われないと日常生活に大きな影響を与えるので、地震による被害発生を軽減するとともに万一の被害発生時には、二次災害を防止するとともに、早期復旧を図る必要がある。また、津波浸水が想定される設備については、その重要度に応じて、必要な対策を講ずる。

4 上水道

市は、震災による水道の断水を最小限にとどめるため、被害箇所をできるだけ少なくし、断水時間を短縮するよう、施設の防災化に努める。

また、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立が必要である。

(1) 施設の防災性の強化

ア 市は、水道施設の新設拡張又は改良等の際には、耐震性の強化を基本として、設計施行に当たる。

イ 被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化、津波に対する安全性の確保に努める。

(2) 応急配水体制と防災用資機材の整備拡充

市は、水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合に備え、市民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、応急体制及び応急給水活動に必要な給水車、給水タンク等給水用資機材の整備拡充を図る。

(3) 広域協力体制の確立

市は、自ら飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合を想定し、隣接市町、県、関係行政機関及び関係業者団体を含めた広域協力体制を確立する。

5 下水道

住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、災害時における下水道施設の機能を最低限保持するよう、地震による破損が想定される箇所並びに老朽化の著しい施設の補強及び整備に努める。

直下型等の地震動が大きな地震に対しては、「下水道施設地震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」に適合するよう必要な対策をとる。

(1) 管渠敷設の対策

管渠を敷設する場合は、基礎、地盤条件等総合的な見地から検討し計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可動性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

(2) ポンプ場の対策

ポンプ場と管渠の連結箇所は、地震動により破損しやすいため、バランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討を行う。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(3) 緊急連絡体制の確立

被害の把握や復旧の際に、関係行政機関、関係業者等の相互の連絡を確実にを行うため、連絡体制を確立する。

(4) 復旧用資機材の確保

復旧に必要な資材及び機器の計画的な確保に努める。

(5) 復旧体制の確立

被災時には、市職員あるいは市内の関係業者等のみでは対応が不十分となることが想定されるため、県及び近隣市町村との相互支援体制について検討する。

6 通信施設

(1) 通信施設の防災構造化等

市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時を含め、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

(2) 通信施設の非常用発電機

市及び防災関係機関は、万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

7 農地及び農業用施設

排水機、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるよう努める。

(1) 排水機、樋門、水路等の整備

排水機、樋門、水路等については、地震に対してその機能が保持できるように耐震基準に適合した構造で新設又は改修を行う。

(2) ため池等の整備

既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。

ため池等の被災は、農地及び農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるために、ため池・海岸堤防の耐震補強整備を行う。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成などを行い、適切な情報提供を図るものとする。

（防災重点農業用ため池 附属資料掲載）

第5節 文化財の保護

1 方針

市は、貴重な文化財を後世に継承するため、適切な保護及び管理体制の確立並びに防災施設の整備促進を図る。

2 実施内容

- (1) 文化財に対する市民の愛護精神を高めるため、文化財防火デーを中心とした日に、防災訓練等を実施し、防災思想の普及を図る。
- (2) 管理者に対する防火意識の普及を図るとともに、管理及び保護について指導及び助言を行う。
- (3) 災害が発生した場合に備え、管理者等は、市及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。
- (4) 適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- (5) 自動火災報知設備等の消防用設備の設置を促進する。
- (6) 文化財並びに周辺環境整備を常に実施する。

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市及び防災関係機関は、強化地域に係る地震防災応急対策又は地震防災上緊急に整備すべき

施設等を整備するものとする。

また、市は、地震防災対策を推進するため、防災対策事業債を活用した防災対策事業を実施する。

1 地震対策緊急整備事業

市が実施する「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）」（以下「地震財特法」という。）に基づく地震対策緊急整備事業は以下のとおりとする。

(1) 公立小中学校の耐震化

地震時における児童・生徒の安全を図るため、耐震診断を実施し建物の耐震補強を推進する。

2 その他の整備事業

市及び防災関係機関は、地震財特法に基づく地震対策緊急整備事業のほか、地域の地震防災上の観点から、次のような事業を推進するものとする。

(1) 避難地等の整備

市は、居住者等の避難の円滑化と避難者に対する延焼火災からの保護するため、避難地及び避難地標識の整備事業を推進する。

(2) 道路及び橋りょうの整備

市は、居住者の避難の安全と円滑化を図るため、道路及び橋りょうの整備事業を推進する。

(3) 消防用資機材等の整備

市は、災害の救助活動等の消防活動を有効に行うため、資機材等の整備事業を推進する。

(4) 消防団及び自主防災会の資機材の整備

市は、災害の救助活動等の消防活動及び自主防災活動を有効に行うため、資機材等の整備事業を推進する。

(5) 通信施設の整備

市は、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言の迅速かつ正確な情報伝達を図るとともに、電話の異常輻輳、災害による通信の途絶などに備え、災害対策上重要な通信の確保を図るため、必要な通信施設の整備事業を推進する。

(6) 防災上重要な建築物の整備

地震防災応急対策の実施上重要な建物となる庁舎等の公共施設の耐震診断及び耐震改修、補強等を進める。

(7) 急傾斜地崩壊対策事業

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定された危険な場所への、対策工を推進する。

(8) 水道施設の整備

震災による水道の断水を最小限にとどめ被害箇所をできるだけ少なくするとともに応急給水を確保するため、水道配管において強度が低下している老朽管を更新し、給水活動に必要な資機材、給水車等の整備事業を推進する。

(9) 防疫用器具器材の整備

震災に備え、感染症の流行の防止、応急医療の実施のため必要な資機材の整備事業を推

進する。

(10) 農業用施設の整備

本市には受益面積 1ha 以上のため池が 1 2 箇所あり、堤体の安全性を確保するため、地震対策緊急整備事業のほか緊急度に応じ順次整備を推進する。

(11) 民間の耐震診断及び耐震補強

民間の防災力を強化するため、木造家屋等を中心に耐震診断及び耐震補強を推進する。

第 7 節 防災上重要な都市施設の整備

地震災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るため、防災に携わる者に必要な知識・技能を修得させるよう努めるものとする。

1 避難路・緊急輸送道路の整備

災害対策本部、消防署、防災活動拠点及び、主要避難所を結ぶ各種道路を緊急輸送道路に指定して、災害発生時には一般車両の交通規制を行う。

また、人々が安全に緊急避難場所まで避難するための避難路や、消防車・救急車・緊急支援物資や応急・復旧資材を運搬する車両などが通行する緊急輸送道路については、沿道の建物倒壊や火災防止、看板や窓ガラスなどの落下、飛散防止を図るとともに、通行に支障をきたさない幅員と構造を有した防災性の高い道路としていく。

2 緊急避難場所の整備

緊急避難場所周辺の緑化や不燃化を進めて市民が避難する場所の面積（安全面積）の拡大や、緊急避難場所の施設整備を図るとともに、新たな緊急避難場所を指定する。また、緊急避難場所となる都市公園等に、かまどベンチ、マンホールを利用した災害用トイレ及びソーラー照明を設置する。

3 避難所の整備・充実

避難所は、住宅が倒壊・破損したため使用できなくなった人々に応急仮設住宅を供給するまでの間一時的に避難する場所であり、現在 37 か所から、さらに身近な施設等の指定を検討する。

4 防災活動拠点の整備

(1) 災害対策本部

大きな災害に対処すべく市対策本部の機能に加え、広域防災基地として県・西三河県民事務所・自衛隊などとの情報通信機材の整備、水・食料・生活必需品などの備蓄、緊急支援物資の整備などを行う。

(2) 地域防災基地

小・中学校のグラウンドや公園などを、緊急支援物資の輸送、病人やけが人の搬送、災害対策本部や他の基地との情報通信機材の整備、水・食料・生活必需品などの備蓄を行う地域防災基地として位置づけることなどを検討する。

(3) コミュニティ防災基地

日常的に市民が利用する市民センターなどの施設を、救援・復旧拠点としての役割を担うコミュニティ防災基地として整備を図る。

(4) 拠点となる防災備蓄倉庫

北部、中部、南部の各地域に災害時の拠点となる防災備蓄倉庫の整備を図る。

(5) ボランティアの活動拠点

ボランティア受入れのための拠点となる公園を整備し、耐震性貯水槽、かまどベンチ、災害用トイレ及びソーラー照明を設置する。

5 密集市街地の整備

防災上最も危険性の高い老朽化した木造建築物の密集市街地の整備を図る。

6 ライフラインの耐震性強化

施設の耐震化を進めるとともに、各種機器や中継施設のバックアップ体制の強化やリンクの多重化などを今まで以上に充実する。

7 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第8節 市街地開発事業による都市整備

1 市街地再開発事業の推進

都市の災害防止を図るとともに、合理的かつ健全な高度利用が図られるよう、市街地再開発事業を推進する。

2 土地区画整理事業の推進

市街化区域内における市街地整備の主役としての土地区画整理事業を推進することにより、健全な市街地の形成と防災機能の一層の充実を図る。

第9節 災害直後の初動体制の確立

1 災害対策本部の迅速な設置と的確な運営の確立

災害発生後は速やかに災害対策本部を組織し、安否情報、生活情報、建築物危険度判定、ボランティア対応なども行えるようにするとともに、日を経るに従い変化する応急対策の課題に対応するため、災害対策本部の組織体制は時系列的に対応する組織構築を図る。

2 初期消火活動の充実

災害時、火災が発生した場合にも迅速に初期消火活動ができるよう、市民等に防災訓練等を通じて初期消火の方法を啓発する。

3 被害状況の的確な把握と情報提供体制の充実

地域防災無線などの整備を進め、市内各地の状況を災害対策本部が逐次把握する体制を図るとともに、職員の目視、県防災ヘリコプターからの映像データ受信による被害状況の早期把握体制の強化を図る。

また、市民の情報ニーズにできるだけ対応するために、報道機関の協力を得て緊急報道体制を整え、災害発生当初は被災者の安否情報を的確に報道する。その後は、状況に応じて避難所などで問い合わせや生活相談窓口の開設、電話やファクシミリ等を活用するなど多様な手段で情報を提供する。

4 災害応援協定の提携促進

災害規模に応じて、速やかに他の地方公共団体、関係機関に応援を要請できるように、近

隣の地方公共団体や、同時被災の可能性が低い遠隔地との相互応援協定の提携を進める。

第10節 救助・救援対策

1 救助体制の強化

できるだけ多くの人命を救うため、救急・救助体制の拡充を図るとともに、地域で救助活動が円滑・迅速に行えるように自主防災組織や消防団の体制を強化する。

また、備蓄倉庫には家屋倒壊現場からの救助に有効なジャッキ、のこぎりなど資機材の充実を図る。

2 医療・救護対策の強化

災害時には救護所を速やかに設置し、医師等を迅速に派遣して緊急医療を施すため、実践的な応急救護実施マニュアルの作成など応急救護体制の確立を図る。

また、被災現場の効率的なトリアージができる災害医療コーディネーターの確保を図り、医療従事者の医療ボランティア登録や災害時の受入れ体制づくりを推進する。

医薬品については、医療機関へ備蓄強化を呼びかけるとともに、市内の薬局や他都市の公的病院、医薬品卸売業者、薬剤師会等と協定を締結して、医療品の供給ルートを確保する。

避難生活が長期化する場合に備え、保健師による健康管理・栄養指導を実施する体制づくりや精神的なカウンセリングが可能な体制づくりを進めていく。

3 緊急物資輸送対策

市は、緊急通行車両の確保において、配車調達計画を検討し、その車両を公安委員会（刈谷警察）及び県（県庁、西三河県民事務所）へ事前届けをする。

また、市内の運送業者等と協定を結び緊急時の輸送体制を整える。

第11節 きめ細やかな被災者対策の実施

1 避難所の運営体制の確立

避難所の維持・管理を円滑に行うため、避難住民による自主運営組織を早期に立ち上げるとともに、市、地域住民組織、学校等の避難所管理者、ボランティアなどによる「避難所運営委員会」を設置し、避難所運営のため、地域防災無線等のほかコピー機、テレビ、ファクシミリ等の情報・事務機器の整備に努める。

2 緊急物資の備蓄対策

災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるので、7日分程度（最低でも3日分）の飲料水を始めとする生活用水、食料その他の生活物資等の家庭内備蓄を啓発していくとともに、市の備蓄品目として、食料等のほか、高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人等の災害対応能力にハンディキャップのある要配慮者に配慮した品目の充実を図る。さらに備蓄食料等を補うため、商店街や大型小売店と協定を締結するなど、食料の確保、避難生活に必要な生活用品の確保を図る。

3 飲料水や生活水の確保対策

飲料水の確保については、消火用水利及び飲料水兼用の耐震性貯水槽を設置するとともに、上水道配水場の耐震性向上により、配水幹線・支線における仮設給水栓の設置を図るほか、給水タンクの増強、プールや河川水を飲料水に浄化するろ過装置の備蓄及び備蓄倉庫等における保存飲料水の備蓄に努める。

また、市民や事業所に対しては、飲料水として水道水やペットボトル入り飲料水の備蓄を呼びかけるとともに、生活用水確保のため災害時における井戸水の提供等を呼びかけ、また、風呂桶には常時水を溜めておくよう啓発する。

4 災害時要配慮者対策の充実

災害時要配慮者を日常的に地域で把握し、災害発生時に隣人や自主防災組織が緊急避難場所へ優先的に誘導を図る体制を整える。災害時要配慮者への情報伝達は、障害者支援団体や国際交流団体などのボランティアの協力も得ていく。

また、避難所や仮設住宅における健康診断や栄養相談の実施、在宅避難者に対する巡回健康相談を推進するため、医師、福祉関係職員、民生委員、児童委員が連携して巡回できる体制をつくり、医師会等と連携して医療・福祉情報システムを整備して災害時に患者の症状や健康状態を迅速に把握できるように検討する。

災害時要配慮者の安全・安心を確保するため、平常時から避難場所の確保、緊急時の連絡方法、非常持ち出し用品の準備、食料備蓄、家具の固定化、家屋の耐震補強、火気使用器具の電子設備化などについて訪問指導を進める。

災害直後から速やかに対応できる災害ボランティア参加者の育成及び登録制度の整備を進めるとともに、多数のボランティア参加者の活動を的確に指示するボランティアコーディネーターの育成を図る。

また、ボランティア活動を支援する体制を推進する。

第12節 都市の防災性の向上

1 方針

都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

(1) 都市計画のマスタープランの策定

市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。

第13節 防災中枢機能の充実

市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対

策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

第3章 土砂災害等の予防

第1節 土砂災害の防止

1 方針

市は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画に土砂災害危険箇所の指定区域を反映させるなど、必要な防災対策を積極的に実施していく。

2 実施内容

(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

ア 市防災会議は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（エに掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項

(ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(エ) 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

(オ) 救助に関する事項

(カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定する。

(2) ハザードマップの作成及び周知

警戒区域をその区域に含む市長は、市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や緊急避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、全戸配付など様々な手法を活用して周知する。

(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう県の関係部局と連携して支援するよう努める。なお、要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際に

は、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。

第4章 避難行動の促進対策

第1節 情報伝達体制の整備

大地震の発生時には、火災の延焼など二次災害の恐れのある地区の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切である。

また、激甚な災害時には、建物の倒壊、火災の同時多発による延焼拡大等により多数の住民の死傷や、住居を奪われるなどにより結果的に長期の避難所生活を余儀なくされる事態が想定される。

このような場合に備えて、市長はあらかじめ指定避難所（避難所）や指定緊急避難場所（緊急避難場所）の指定、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及、避難所における救護物資の備蓄及び災害用資材の整備計画の作成を図り、市民の安全確保に努める。また、避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。そのため、防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。なお、県、市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段や緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の高度化に努めるものとする。また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等について、あらかじめ検討しておく。

電気事業者は、停電時にインターネット等を利用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、電気事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

第2節 避難場所及び避難道路

1 緊急避難場所の指定

- (1) 市は災害の種類に応じて、その危険の及ばない場所・施設を、指定緊急避難場所として、災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて、指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

- (2) 広域避難場所の設定

大震災の場合、消火活動に支障が考えられる密集市街地では火災の延焼が心配されるので、市は住民の生命・身体の安全を確保するため必要に応じ次の基準により広域避難場所を設定し、確保しておく。

ア 広域避難場所は、大震災からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区住民のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配慮する。

エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2パーセント未満で、かつ散在していなければならない。

オ 広域避難場所は、大規模ながけくずれや浸水などの危険のないところ及び付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300メートル以上、建ぺい率5パーセント程度の疎開地では200メートル以上、耐火建築物からは50メートル以上離れているところとする。

キ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

（ 広域避難場所 附属資料掲載 ）

(3) 広域避難場所標識の設置等

広域避難場所に指定したときは、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

(4) 一時避難場所の確保

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所として、公園、グラウンド、公共空地等を一時避難場所として確保する。

2 避難道路の確保と交通規制計画

市は、被災者等が迅速かつ安全に避難ができるよう、避難道路の通行確保に努める。また大地震の発生に備え交通規制計画を定めるものとする。

(1) 避難道路

住民は、広域避難場所が指定されたときは、次の基準により避難道路を選定し常に家族全員で確認しておくこと。

（主要避難道路 附属資料掲載）

ア 避難道路はおおむね8～10メートル以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

ウ 避難道路は、相互に交差していないこと。

エ 津波や浸水等の危険のない道路であること。

オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1 マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

(1) 津波災害事象の特性に留意する

(2) 収集できる情報として次の情報を踏まえる

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報

(3) 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にする

(4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示を発令できるよう、具体的な区域を設定すること

ア 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月30日愛知県防災局公表）の浸水想定区域

イ 津波浸水想定（平成26年11月26日愛知県建設部公表）における浸水想定区域

ウ 津波災害警戒区域（令和元年7月30日愛知県建設局指定）における浸水想定区域

(5) 津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること

(6) 避難情報の発令基準等については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令すること

(7) 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難の発令を検討すること

2 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

3 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする

4 避難に関する意識啓発

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、避難場所、避難所及び災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップや広報誌等を活用して広報活動を実施する。

(1) 緊急避難場所等の広報

市は、緊急避難場所等の指定を行ったときは、次の事項を地域住民に周知徹底する。

- ア 緊急避難場所、避難所の名称
- イ 緊急避難場所、避難所の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ 緊急避難場所、避難所への経路
- オ 緊急避難場所、避難所の区分
- カ その他必要な事項

(ア) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと

(イ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること。

(2) 避難のための知識の普及

市は、地域住民に対して、次の事項を普及する。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識

(ア) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。

(イ) 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、当該施設に避難することが不適当であること）。

(ウ) 津波については想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること。

- ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

- ア ハザードマップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民の理解の促進を図るよう努める。
- イ 市は、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- ウ 災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 方針

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 避難計画

避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

- ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず

適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

(ア) 緊急避難場所、避難所の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

(ア) 広報車による周知

(イ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施して避難の万全を期すものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健、衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2 激甚な大規模災害に備えた対策

激甚な大規模災害によりライフラインが途絶した場合、その復旧には時間を要することが想定されるため、市は、避難所施設等における避難住民の生活を確保するため、最低限必要な資機材等を整備するよう努める。

3 気象警報や避難指示等の情報伝達体制の整備

市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第1節 避難所の指定・整備等

1 方 針

災害から地域住民を安全に避難させ、生命、身体の保護を図るため、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

2 避難所の運営体制の確立

避難所の維持・管理を円滑に行うため、避難住民による自主運営組織を早期に立ち上げるとともに、市、地域住民組織、学校等の避難所管理者、ボランティアなどによる「避難所運営委員会」を設置し、避難所運営のため、地域防災無線等のほかコピー機、テレビ、ファクシミリ等の情報・事務機器の整備に努める。

3 避難所の整備

(1) 避難所等の整備の目安

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

(2) 避難所の配置

市は、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していく。なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(3) 避難所の指定及び整備

市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校などの住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

上記の基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

なお、指定にあたっては、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を除外する。また、災害発生時の複数の避難者がやむを得ず避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

また、市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

(4) 避難所における必要面積の確保

市は、避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースも確保する。

(一人当たりの必要占有面積)

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※介護が必要な要配慮者のスペースの規模は、収容配置上の工夫を行う。また避難者の状況に応じて必要な規模の確保に努める必要がある。

<新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積>

一家族が、目安で 3m×3m の 1 区画を使用し、各区画（一家族）の距離は 1～2m 以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

(5) 福祉避難所の整備

- ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。
- イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- ウ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- エ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(6) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ・マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化されていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努める。

ア 情報受発信手段の整備

地域防災無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携

帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備

コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備

投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(7) 避難所の運営体制の整備

ア 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを活用し、地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図る。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

4 緊急物資の備蓄対策

災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるので、7日分程度（最低でも3日分）の飲料水を始めとする生活用水、食料その他の生活物資等の家庭内備蓄を啓発していくとともに、市の備蓄品目として、食料等のほか、高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人等の災害対応能力にハンディキャップのある要配慮者に配慮した品目の充実を図る。さらに備蓄食料等を補うため、商店街や大型小売店と協定を締結するなど、食料の確保、避難生活に必要な生活用品の確保を図る。

5 飲料水や生活水の確保対策

飲料水の確保については、消火用水利及び飲料水兼用の耐震性貯水槽を設置するとともに、上水道配水場の耐震性向上により、配水幹線・支線における仮設給水栓の設置を図るほか、給水タンクの増強、プールや河川水を飲料水に浄化するろ過装置の備蓄及び備蓄倉庫等における保存飲料水の備蓄に努める。

また、市民や事業所に対しては、水道水やペットボトル入り飲料水の備蓄や生活用水確保のための災害時における井戸水の提供等の協力を呼びかけるとともに、風呂桶には常時水を溜めておくよう啓発する。

6 災害時要配慮者対策の充実

災害時要配慮者を日常的に地域で把握し、災害発生時に隣人や自主防災組織が緊急避難場所へ優先的に誘導を図る体制を整える。災害時要配慮者への情報伝達は、障害者支援団体や国際交流団体などのボランティアの協力も得ていく。

また、避難所や仮設住宅における健康診断や栄養相談の実施、在宅避難者に対する巡回健康相談を推進するため、医師、福祉関係職員、民生委員、児童委員が連携して巡回できる体制をつくり、医師会等と連携して医療・福祉情報システムを整備して災害時に患者の症状や健康状態を迅速に把握できるように検討する。

災害時要配慮者の安全・安心を確保するため、平常時から避難場所の確保、緊急時の連絡方法、非常持ち出し用品の準備、食料備蓄、家具の固定化、家屋の耐震補強、火気使用器具の電子設備化などについて訪問指導を進める。

災害直後から速やかに対応できる災害ボランティア参加者の育成及び登録制度の整備を進めるとともに、多数のボランティア参加者の活動を的確に指示するボランティアコーディネーターの育成を図る。

また、ボランティア活動を支援する体制を推進する。

第2節 要配慮者支援対策

1 方針

近年の急速な高齢化や国際化、さらにはライフスタイルの変化等に伴い、災害発生時には、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、災害から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。

特に避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員、児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。

また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、災害時要援護者の避難対策に関する検討会（内閣府）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や県が作成した「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用する。

また、市及び施設管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動等に努める。

2 社会福祉施設等の対策

(1) 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ正確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。また、その施設を利

用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。

(2) 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設等管理者は、災害の発生に備え、市役所及び衣浦東部広域連合への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(4) 防災教育及び防災訓練の実施

施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(5) 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

※なお、市地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の施設に係る対策については、第2編第7章津波等予防対策参照のこと。

(6) 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

3 在宅の要配慮者対策

(1) 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急システムの整備を進めるとともに、自主防災組織等の協力を得て地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

(2) 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織、国、他の地方公共団体等と応援協力体制の確立に努める。

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

4 避難行動要支援者の支援

(1) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握する。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報等により把握する。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の

生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成するものとする。

(3) 避難行動要支援者の範囲

在宅で生活し、下記のいずれかに該当する者とする。

- ア 70歳以上の単身高齢者
- イ 80歳以上のみで構成する高齢者世帯
- ウ 要介護3から5の認定を受けている者
- エ 在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金受給者
- オ 身体障害者手帳1級並びに下肢、体幹、視覚及び聴覚の2級の者
- カ 療育手帳A判定の者
- キ 精神障害者保健福祉手帳1級の者
- ク その他市長が必要と認める者

(4) 避難行動要支援者名簿の更新

市は、転入や介護認定、障害者手帳の取得等により、新たに避難行動要支援者に該当することとなった者を名簿に掲載するとともに、新規に名簿に掲載された者に対して、平常時から刈谷消防署、刈谷警察署、民生委員、児童委員及び自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

転居や死亡等、避難行動要支援者の異動が確認された場合、及び避難行動要支援者が社会福祉施設等へ入所したことを把握した場合は、該当する者の情報を名簿から削除する。

(5) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、避難行動要支援者の名簿のうち、避難支援等関係者に、情報提供することについて同意を得られた者の名簿を、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供するものとする。

市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(6) 個別避難計画の作成

市は、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先及び避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。

なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

個別避難計画の作成にあたっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、庁舎の被災

災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないように、情報の適切な管理に努めるものとする。

(7) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、個別避難計画に掲載された情報を刈谷消防署、刈谷警察署、民生委員、児童委員及び自主防災組織等の避難支援等関係者に提供することについて避難行動要支援者に対し同意の確認を行い、避難支援等の実施に必要な限度で提供するものとする。

市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(8) 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(9) 名簿情報等の漏えい防止

避難支援等関係者に対し、名簿情報及び個別避難計画情報を提供する際には、各情報の適切な管理を依頼するなど、個人情報の保護に十分配慮し、情報の漏えい防止を図る。

(10) 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

5 外国人等に対する対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人住民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

(1) 緊急避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとする。

(2) 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できる地域全体での、災害体制の整備

(3) 多言語や、やさしい日本語による防災知識の普及活動の推進

(4) 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の実施

(5) 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの活用

6 災害ケースマネジメント

市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者対策

1 方針

市は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

2 実施内容

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

市は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

3 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第6章 火災予防・危険性物質の防災対策

第1節 火災予防対策に関する指導

1 方針

都市の過密化、建築物の高層化・多様化、危険物需要の拡大等により地震に伴う大規模火災の発生及びこれに伴う多大な人的・物的被害が生じることが想定される。

市及び衣浦東部広域連合は、消防力の強化、火災予防のための指導の徹底及び危険物等の安全確保に努める。

2 対策

(1) 火災予防対策に関する指導

ア 火災予防の徹底

(ア) 一般家庭に対する指導

市、衣浦東部広域連合及び消防団は、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具、感震ブレーカー等の普及徹底を図るとともに、これらの取扱方法を指導し、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図り、初期消火活動の重要性を認識させ、地震時における初期消火活動の徹底を図る。

(イ) 防火対象物の防火体制の促進

多数の人が利用する施設等で消防法に規定する防火対象物（以下「防火対象物」という。）については、火災が発生した場合の危険性が極めて高い。

衣浦東部広域連合は、防火対象物について防火管理者の選任、震災対策事項を加えた消防計画の作成、同計画に基づく消火・避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の使用又は取扱いに関する指導を行う。また、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図る。

(ウ) 予防査察の強化

衣浦東部広域連合は、防火対象物の用途、地域等に応じ消防法に規定する予防査察を計画的に実施し、常に防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。

(エ) 危険物等の保安確保の指導

衣浦東部広域連合は、消防法の適用を受ける危険物施設等の所有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適性の配置及び危険物取扱従事者等に対する保安教育の実施等について指導する。また、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

さらに、火災予防条例に規定する少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても所有者に対し同様の措置をとるよう指導に努める。

(オ) 危険物取扱者に対する保安教育の徹底

衣浦東部広域連合は、消防法の適用を受ける危険物施設等において、同法に基づく危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、県が実施する取扱作業の保安に関する講習会に積極的な参加を呼びかけ、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(カ) 消防設備士教育の徹底

衣浦東部広域連合は、消防設備士に対し、常に新しい知識及び技術を修得させるとともに、消防用設備等の工事又は設備に関する技術の向上を図るため、県が実施する講習会に積極的な参加を呼びかけ、消防設備士の資質の向上に努める。

イ 建築同意制度の活用

衣浦東部広域連合は、建築物の新築、増築等計画の段階で、防火の観点からその安全性を確保できるよう、消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図る。

第2節 消防力の整備強化

1 消防力の整備強化

市及び衣浦東部広域連合は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。また、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備に努めるとともに年次計画をたてて、その強化を図る。特に、災害時の初期消火活動については、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプの整備を進める。

第3節 危険物施設防災計画

1 基本方針

地震時において、危険物施設の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大な被害が生じるおそれがある。

衣浦東部広域連合は、危険物施設管理者に対し自主保安体制の充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

2 対 策

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）、第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、接地地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

(2) 保安確保の指導

衣浦東部広域連合は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(3) 危険物取扱者に対する保安教育

衣浦東部広域連合は、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、県が実施する取扱作業の保安に関する講習に積極的な参加を呼びかけ、資質の向上に努める。

(4) 自主防災体制の確立

事業所の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえ、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画

1 基本方針

市内では多種多様な高圧ガスが多量に取扱われており、その危険度は極めて大きく、大量に貯蔵及び消費している事業所において事故が発生すると、周辺住宅地域に被害を及ぼすおそれがある。このため、従来から高圧ガス取締法等により法的規準の遵守はもとより、自主的な保安体制の整備及び充実を図ってきている。

しかし、大規模地震時には、高圧ガス製造施設（貯蔵所を含む。以下同じ。）も損傷を受ける場合があるので、高圧ガス製造施設の被害を最小限に抑止し、周辺住宅地域に被害を及ぼさないよう次の対策を推進する。

(1) 各事業所における高圧ガス製造施設や重要な保安施設が大災害の原因になるような損傷を受けないよう措置をしておく。

(2) 万一、これらの施設が損傷を受けても、当該事業所で対策措置ができるようにする。

2 対 策

高圧ガス製造施設は、耐震構造を始め高圧ガス保安法の規定を遵守するほか、過去の震災例に基づき補強対策を実施する。

また、高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の緊急停止や地震発生時の円滑な

防災活動に必要な対策を実施する。

(1) 高圧ガス製造施設の対策

ア 貯 槽

主配管との接合部には可動性を持たせ、安全弁等の附属品には十分な補強をするよう努める。また、緊急遮断弁は感震器と連動させるよう努める。

イ 塔 類

主配管との接合部には可動性を持たせ、液状面等の付属品には十分な補強をするよう努める。

ウ 配油管

機器との接続部や埋設配管の地上立上がり部など強い応力の掛かる部分には可動性を持たせるよう努める。

エ 計装関係

自動制御装置及び緊急遮断装置等は、フェイル・セーフ構造とするよう努める。また、操作パネルには、手すりを設ける等、地震時にも操作できるよう努める。

(2) 高圧ガス製造設備の緊急停止対策

化学工場等の重要機器は、大規模地震が発生した場合、これら事業所の高圧ガス設備と感震器とが連動して、自動的に装置全体を緊急停止するよう検討する。

(3) 防災活動対策

地震による災害を防止するため、流出防止対策、消火活動、除害活動等に必要な防災資機材の整備を図る。また、緊急操作及び防災行動をシステム化し、これを周知徹底するための定期的な操作訓練及び防災訓練を実施する。

第5節 毒物劇物取扱施設防災計画

1 方 針

毒物劇物取扱施設については、その取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するために、毒物及び劇物取締法に基づいて、関係機関による監視指導が行われている。

地震により毒物劇物多量保有施設の損傷があった場合には、周辺地域に重大な影響を及ぼすことになるため、毒物劇物取扱施設であって、消防法あるいは高圧ガス取締法によって規制を受けている施設については、これらの法令により災害予防対策を、また、その他の施設については、衣浦東部広域連合が実施する立入指導の強化により災害予防対策を推進する。

2 対 策

次の事項を重点として指導する。

- (1) 毒物劇物貯蔵タンクについては、事故等発生時の流出を防止するため防液堤、あるいは貯留槽等の設置を推進する。
- (2) 毒物劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は、防火区画とする。
- (3) 毒物劇物の貯蔵又は保管する施設の表示については、見やすい場所に「保管管理責任者氏名、電話番号等連絡方法」、「医療用外」、「毒物」、「劇物」等の表示をする。
- (4) 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図る。

(5) 毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備機材等の配備の促進を図る。

第7章 津波等予防対策

第1節 方針

海域で起こる大きな地震は津波を発生させ、大きな災害をもたらすことが多く、東海地震、東南海・南海地震においても津波が襲来するとされている。

地震発生時には、津波の危険がある地域から住民等を避難させる必要があるため予防対策を講ずる。

津波災害対策については、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本として検討を進めていくものとする。

(1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

(2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、総合的な対策を講じるものとする。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護等の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

第2節 津波対策に係る地域の指定等

1 津波危険地域

県（防災安全局）は、東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果を公表している。（平成 26 年 5 月 30 日公表）本調査結果の理論上最大想定モデルの最大浸水深分布等を基に、津波により人・住家等に危険が予測される地域を「津波危険地域」という。

（津波危険地域 参考資料掲載）

2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定

県（建設局）は、津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項に基づき、津波浸水想定を設定している。（平成 26 年 11 月 26 日公表）

また、同法第 5 3 条第 1 項及び第 2 項に基づき、津波災害警戒区域を指定し、基準水位の公示を行っており、本市では一部地域が指定されている。（令和元年 7 月 30 日指定）

第3節 津波防災体制の充実

1 市は、想定される津波等に対して、あらかじめ計画を策定する。

2 津波警報等、避難情報を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

3 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や避難情報の発令・伝達体制を整えるものとする。

4 消防職員、消防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を

回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

- 5 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には避難指示のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に避難情報等が発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。
- 6 避難誘導計画の策定にあたっては、避難対象地区を地域防災計画に明示し、また、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた緊急避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すものとする。また、緊急避難場所や避難経路について統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置したり、電柱等に標高を表示して、日頃から周知する。場合によっては、耐震性を有する高層建物や民間建物などいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進める。
- 7 高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図るものとする。
- 8 津波の避難計画の策定にあたっては、最大クラスの津波による「津波浸水想定区域図」や、「愛知県 市町村津波避難計画策定指針」等を基礎資料とする。
- 9 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。また、避難手段として、愛知県自転車活用推進計画を基に自転車の活用も検討する。
- 10 興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、その管理する施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、また、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。
- 11 津波防災地域づくりに関する法律第 54 条に掲げられた事項に関して以下のとおり定める。
 - (1) 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項については、第 3 編第 8 章に定める。
 - (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項については、市地域防災計画（資料編）に定める。
 - (3) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項については、第 2 編第 9 章に定める。
 - (4) 津波災害警戒区域内の地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地については、市地域防災計画（資料編）に定める。

- (5) (4)の施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達は、電話、メール配信等により行う。
- 12 市地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、公表する。また、避難確保計画に基づき、避難訓練を行うとともにその結果を市長に報告する。
- 13 市長は、市地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第4節 津波防災知識の普及

市民等に対して、津波警報等及び避難情報の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。

また、津波を想定した情報伝達、避難訓練を実施するなど、津波防災知識の普及に努める。

1 避難行動に関する知識

- (1) 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- (2) 地震による揺れを感じない場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- (3) 「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があること。
- (4) 沖合の津波観測に関する情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。
- (5) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。
- (6) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。
- (7) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手すること。

2 津波の特性に関する情報

- (1) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
- (2) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。
- (3) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性があること。

3 津波に関する想定・予測の不確実性

- (1) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- (2) 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- (3) 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

第5節 津波等防災事業の推進

- 1 市は、津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- 2 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。
- 3 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

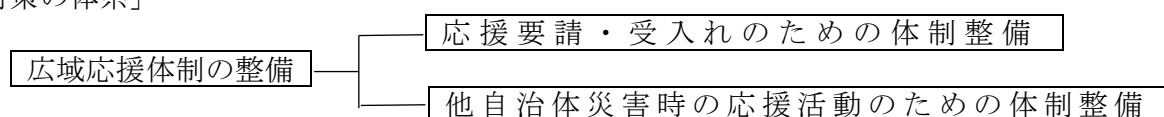
第8章 広域応援・受援体制の整備

第1節 方針

大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

[対策の体系]



第2節 広域応援・受援体制の整備

1 応援協定の締結等

(1) 相互応援協定の締結

市は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第8条、第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講じ、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。

(2) 技術職員の確保

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(3) 民間団体等との協定の締結等

民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

2 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結している他市町村及びその他防災関係機関等との間で、訓練、情報交換等を実施する。

3 応援受入れ体制の整備

市は、応援要請後、他市町村及びその他防災関係機関等からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結している他市町村及びその他防災関係機関等との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。

4 受援体制の整備

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

第3節 応援活動のための体制整備

市は、被災市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣ができ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、以下の事項についてマニュアルを整備する。

- 1 支援対策本部
- 2 派遣職員のチーム編成
- 3 携帯資機材
- 4 使用車両
- 5 作業手順等

派遣職員は、被災地において被災市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。また、平常時より研修及び訓練を実施する。

第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制

等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定し、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保に努めるものとする。

2 訓練・検証等

市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第5節 防災活動拠点の確保等

市は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の展開及び宿営の拠点・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び卸売市場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。

第9章 防災訓練及び防災意識の向上

第1節 方針

災害を最小限に食い止めるには、関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日ごろから災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため市は、防災訓練、学校教育、広報、市民相談等を通じて、市民の防災意識の向上を図る。また、地域の防災の役割を果たしている自主防災組織、消防団の育成・強化にも努める。

なお、その際には要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

さらに、自ら災害を免れた場合に被災地のために救援奉仕活動を行う意志のあるボランティアグループをあらかじめ登録しておき、災害時の活動に必要な情報等を提供する。

特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民、民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、市は、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取り組みを行う。

また、防災週間及び津波防災の日等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するよう努めるほか、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

第2節 防災訓練の実施

1 総合防災訓練

市は、自治会を単位とした自主防災組織、刈谷警察署、ライフライン関係企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模な災害に備えての総合防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるよう努める。

2 津波防災訓練

市は、南海トラフ地震等の大規模地震による津波被害の切迫している中、水門や陸閘等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等を図るため地域の特性に応じて、津波防災訓練を実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うように努めることとする。

3 動員訓練

市は、地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

4 地域防災訓練

自治会を単位とした自主防災組織が、避難誘導、情報の収集伝達、初期消火、応急救護訓練等の具体的な訓練を、資機材を活用して実施する。

5 広域応援訓練

市は、被災により、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

6 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

7 通信連絡訓練

地震による災害時においては、防災関連機関の管理する有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が潰滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからず被害を受けることが考えられ、通信の途絶が予想される。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、各機関に災害時における情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。

なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互間において実施する。

8 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じ

るとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

9 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、実践的な図上訓練や災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施する。

第3節 防災知識の普及

1 職員に対する防災教育

防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもちろん、一般職員に対しても、防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、防災に関する事務又は業務などの知識及び実務等に関する講習会、研修会等を実施する。

2 市民に対する防災知識の普及

市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、市民一人ひとりが正しい知識と判断を持って行動できるようパンフレット等を作成し、各種防災行事を通じて配布する。

3 地震対策PR用パンフレット、チラシ等の作成配布

市は防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。また、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

(1) 平常時の心得に関する事項

(2) 地震発生時の心得に関する事項

(3) 緊急地震速報の利用の心得に関する事項

4 学校教育における地震防災教育

児童生徒及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとるよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。また、災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県（防災安全局）や市防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

また、児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防火教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。防災教育は、教育課程に位置付けて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

5 自動車運転者に対する地震教育

市は、県及び県警察とともに、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動が

とれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

6 家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ・トイレットペーパー等の生活必需品について、7日分程度（最低でも3日分）の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

7 報道媒体の活用及び協力要請

通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

8 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、市等は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

9 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第10章 震災に関する調査研究の推進

1 調査研究体制の推進

災害は、広範囲な分野にわたる複雑な現象で、かつ、その実態は地域的特性を有するので、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連携を図るとともに、その効率的推進を図るよう努める。

2 重点を置くべき調査研究事項

(1) 危険地域の把握

災害危険地域について、広範囲にあらゆる角度から調査し、その実態を把握する。

(2) 危険区域の被害想定

調査の促進が必要とされる危険区域について関係機関、学識経験者等と共同して実態調査を行い、この調査結果、過去に受けた災害状況等から被害想定をする。

3 調査研究成果の活用

(1) 調査研究成果の活用

調査研究の成果は、本市地域防災計画の充実発展に活用するとともに、教訓となるべき要素を収録して広く関係者に配布し、防災意識の高揚を図る。

(2) 防災カルテ等の整備

市は、危険地域を把握し、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、自主防災組織(行政区)単位の防災カルテや防災マップの活用を促進する。

地震・津波災害対策計画

第3編 災害応急対策

第3編 災害応急対策

防災基本計画では、応急対策の実施について、住民に最も身近な行政主体として第1次的には市町村があたり、都道府県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものにあたることとなっている。また、地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に応急対策を支援することになっている。

各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）発生の可能性を認識し、要員（資機材も含む）の配置等を備えるものとする。

第1章 災害発生直前の対策

第1節 警報等の伝達

市は、災害発生の兆候が把握可能な災害について、それを把握した場合、その情報、警報等を住民等に迅速かつ的確に伝達する。

第2節 住民の避難誘導

市は、住民に対し、迅速かつ的確な避難誘導を行う。

第3節 災害未然防止活動

市は、必要に応じ、災害を未然に防ぐための応急対策に努め、必要に応じ警戒区域の設定、避難指示等を行う。

第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害が発生した場合、応急復旧活動を展開するためには、その規模や被害の程度を迅速かつ、的確に把握することが不可欠である。

関係機関は、情報の収集にあたりとともに、通信手段の確保に努め、相互に効果的な連絡網を構築して、被害程度の把握と救援体制の立ち上げに役立てる。

第1節 災害情報の収集・連絡

1 被害規模の早期把握のための活動

市は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

2 情報の収集・連絡体制

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

3 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。

4 一般被害情報等の収集・連絡

市は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ県に連絡する。

5 応急対策活動の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

第2節 通信手段の確保

災害発生直後はただちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

- 1 市は、災害発生後ただちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員をただちに現場に配置する。
- 2 市及び各機関は、携帯電話等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

第3章 活動体制の確立

第1節 活動体制

- 1 市は、発災後速やかに、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。
- 2 防災関係団体は、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。
- 3 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
また、消防機関は、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。
- 4 国の現地災害対策本部が設置された場合は、国に対する支援の要請や相互の情報共有等を図るため、合同会議の開催等必要な連絡調整を行う。

第2節 事故災害における事業者の活動体制

- 1 事業者は、発災後、速やかに災害の拡大防止に必要な措置をとる。
- 2 事業者は、発災後速やかに、社員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとる。

第3節 広域的な応援体制

- 1 応援体制の整備
市は、被害の規模に応じて、他の市町村に応援を求めるものとし、また、他の市町村に大規模な災害が発生した時は、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
- 2 災害緊急事態の対応
内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、刈谷市が関係地域の全部又は一部となった場合、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。
- 3 防災活動拠点の確保等

市は、円滑に国及び県からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

4 訓練、検証等

市は、広域的な授受に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

5 緊急消防援助隊等の応援要請

- (1) 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。
- (2) 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

第4節 南海トラフ地震等発生時の広域受援

1 県、市、防災関係機関における措置

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

県、市、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

(1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

(2) 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

(3) 災害医療活動

全国から派遣されたDMAT等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動

(4) 物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

(5) 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第5節 自衛隊の災害派遣

- 1 市長は、応援措置を実施するため必要があると認めたときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をする。
- 2 自衛隊は、都道府県知事等法令で定める者から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて派遣の必要性を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。
- 3 市長は、通信の途絶等により県知事に対し自衛隊の派遣要請ができない場合には、その旨及びその地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知する。
- 4 自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、被害状況の把握、避難の救助、避難者等の搜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路の警戒、応急医療・救護・防疫、人員及び物資の緊急輸送、給食及び給水、救援物資の無償貸与又は譲与、危険物の保安及び除去等を実施するものとする。

第6節 職員の派遣

- 1 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）
市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請する。
- 2 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）
市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請する。
- 3 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）
市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求める。
また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求める。
- 4 被災市町村への職員派遣
市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

第7節 応援協力

- 1 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）
市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
- 2 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）
市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

3 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

第8節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

（ 地域内輸送拠点 附属資料掲載 ）

2 訓練・検証等

市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4章 災害の拡大防止活動

市は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策をとる。

第5章 通信運用

第1節 方針

震災地における各防災機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡手段の確保を図っておく。

また、大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信であるため、要員、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線などの応急用資機材の確保及び定期的な訓練を実施し、発災時に備えるよう努めなければならない。

第2節 実施内容

1 通信窓口

震災時における市と関係官公署、学校、団体、一般住民等に対する通信連絡は、有線電話及び防災行政用無線のうち最も迅速な方法で行う。

関係機関の窓口

市	生活安全部危機管理課	0566-62-1190 0566-27-9652 (FAX) 710-2-2291 (愛知県防災行政無線) 710-1150 (愛知県防災行政無線 FAX)
	衣浦東部広域連合消防局 (通信指令課)	0566-63-0119 8308-31 (愛知県防災行政無線) 8308-11 (愛知県防災行政無線 FAX)
	刈谷警察署 (警備課)	0566-22-0110
県	西三河県民事務所 (防災安全課) 県本部 (防災安全局防災部災害対策課)	< 県への連絡先 > のとおり

< 県への連絡先 >

		平常時	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (準備配備)	第 2 非常配備 (準備強化体制)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備
		本庁舎 2 階防災安全局内			県自治センター 6 階災害情報センター		
勤務 時間 内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2522 (火災) 内線 2522 (危険物) 内線 2539 (救急・救助) (直通) 052-954-6193 (災害、特殊災害) 052-954-6141 (救急、救助) 052-954-6144 (火災、危険物)			052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総括部総括班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302～5304 (総括部総括班) 内線 5306～5307 (総括部渉外班) 内線 5314～5316 (総括部復旧班) 内線 5308～5310 (広報部広報班) 内線 5311～5312 (情報部整理班) 内線 5313、5320～5322 (情報部局、公共機関班) 内線 5317～5319 (情報部方面班) 内線 5339、5340 (情報部調査班) 内線 5323～5324 (運用部庶務班) 内線 5325～5327 (運用部運用班) 内線 5324 (運用部財務会計班)		
	NTTFAX	052-954-6912 (2 階災害対策課内 (災害、特殊災害)) 052-954-6922 (6 階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2 階消防保安課内 (救急、救助)) 052-954-6994 (1 階消防保安課内 (火災、危険物))			052-971-7103 052-971-7106 052-973-4107		
	防 災 行 政 無 線	600-2512 (2 階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2522 (火災) 600-2522 (危険物) 600-2539 (救急・救助)			600-1360～1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1376 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局、公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1367 (情報部公共機関班) 600-1322 (情報部調査班) 600-1321 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)		
	防 災 行 政 無 線 (FAX)	600-1510			600-1514		
勤務 時間 外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ		
	NTTFAX	052-954-6995 (宿日直室)			同 上		
	防 災 行 政 無 線	600-5250、5251、5252、5253 (宿日直室)			同 上		
	防 災 行 政 無 線 (FAX)	600-4695 (宿日直室)			同 上		
e-mail		saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp					
		aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp					
防災 Web メール		kensaitai@bousai.pref.aichi.jp					

愛知県災害対策本部西三河方面本部 連絡先

区分		第 1 非常配備		第 2 非常配備 (準備体制)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備
勤務 時間 内	配備場所	西三河県民事務所防災安全課 (西三河総合庁舎 2 階)			西三河方面本部災害対策センター室 (西三河総合庁舎 4 階災害対策室)	
	NTT	庁舎代表		0564-23-1211	庁舎代表	0564-23-1211
		防災	内線	2269、2270	内線	4111、4112 (統括部総括班) 4113 (統括部総務班) 4114 (支援部支援班) 4116、4117、4124 (統括部情報班)
			直通	0564-27-2705、2706	直通	0564-27-2793 (統括部総括班) 0564-27-2794 (統括部総務班・ 支援部支援班) 0564-27-2795 (統括部情報班)
	NTTFAX	0564-23-4316			直通	0564-27-2796
	防災行政無線	防災	無線発信番号-605-2270 無線発信番号-605-2269		統括部総括班	無線発信番号-605-4111、4112
					支援部支援班	無線発信番号-605-4114
					統括部情報班	無線発信番号-605-4116、4117、 4124
	防災行政無線(FAX)	無線発信番号-605-1150			無線発信番号-605-4123	
	e-mail	nishimikawa@pref.aichi.lg.jp				
勤務 時間 外	配備場所	西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎 4 階災害対策室)			上記勤務時間内の欄に同じ	
	NTT	0564-27-2795				
	NTTFAX	0564-27-2796				
	防災行政無線	無線発信番号-605-4120、4121、4122				
	防災行政無線(FAX)	無線発信番号-605-4123				
	e-mail	nishimikawa@pref.aichi.lg.jp				

※ ただし、西三河方面本部（西三河県民事務所）に連絡が取れない場合は、県庁災害対策本部（災害対策課）とする。

<消防庁への連絡先>

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
03-5253-7527 (時間内)	92-90-43xxx	TN-048-500-90-43xxx
03-5253-7777 (時間外)	92-90-49102	TN-048-500-90-49102
03-5253-7537 (FAX) (時間内)	92-90-49033 (FAX)	TN-048-500-90-49033 (FAX)
03-5253-7553 (FAX) (時間外)	92-90-49036 (FAX)	TN-048-500-90-49036 (FAX)

(43xxx の下3桁は、衛星電話番号簿を参照)

2 通信連絡の手段

(1) 県防災行政無線

災害時における県及び他市町村の防災関係機関との情報の収集及び伝達に利用し、県から発信される災害に関する情報等は、一斉指令によりファクシミリにより受信する。

(2) 市防災行政無線

災害時に市内の通話連絡に利用する。

(3) 防災相互通信用無線局の使用

県、市及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した、防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

(4) 電話・電報施設の優先利用

各機関は、災害時の情報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、全ての電報に優先して取り扱われる。

電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115 番」にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。(※22 時以降一翌朝 8 時までは、0120-000115 で受付)

- ・非常扱いの電報の申込であること。
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

(ウ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通信することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

電報発信に当たって電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115 番」にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。(※22 時以降一翌朝 8 時までは、0120-000115 で受付)

- ・緊急扱いの電報の申込であること。
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

イ 携帯電話の活用

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図るように努める。

ウ 専用電話の活用

災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(5) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

(ア) 人命の救助に関するもの

(イ) 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの

(ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの

(エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの

(オ) 遭難者救護に関するもの（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む）

(カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの

(キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの

(ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの

(ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの

(コ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

なお、放送中継局に非常通信の依頼を行う場合は、災害時の放送業務の重要性にかんがみ、厳重な制限があるので依頼された非常通信を取り扱うか否かは、当該放送中継局において決定する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定にあたっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

(6) 放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定められた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（市長は、知事を通じて依頼する。）することができる。

(7) 県防災情報システムの使用

市は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムを効果的に使用する。

第6章 一般通信施設等

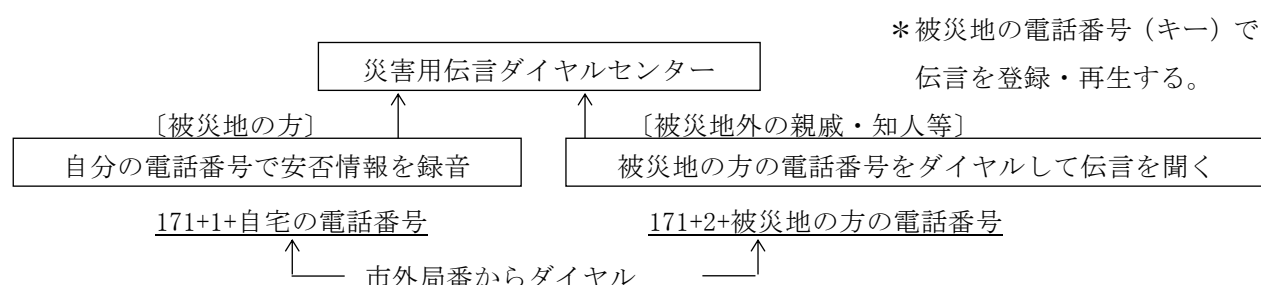
第1節 方針

通信事業者は、電気通信施設等に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において当該施設を災害から防御し、一般通信サービスを確保するため電気通信施設等の災害応急対策について定める。

第2節 実施内容

- 1 災害が発生した場合は、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり、迅速に災害の規模、状況等を把握し、災害応急対策及び復旧対策を実施するとともに必要な情報を県等の災害対策機関に連絡する。
- 2 災害が発生し、又は災害の発生が予想され、通信が輻輳する時は、災害対策上必要な通信を優先的に確保する。
- 3 災害により地域全般にわたって通信が途絶した場合は、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、利用の制限（必要最小限の通話にとどめる。）について、一般利用者等に対する広報活動を実施する。
- 4 災害が発生した場合には、あらかじめ定められた応急対策計画に基づき、代替機能設備、災害対策用資機材により対策を実施する。
- 5 西日本電信電話株式会社は、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板を運用する。
 - (1) 災害用伝言ダイヤルとは、災害時に被災者の安否確認による電話の輻輳を避けるため、被災者の親戚・知人等が直接被災者に電話せず、NTT西日本のネットワーク上に配置した伝言蓄積装置に伝言を預かり、再生時も自動でこの伝達蓄積装置に接続するものである。

災害用伝言ダイヤルのシステム



- (2) 災害用伝言板とは、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用し、インターネットを利用して安否確認を行うものである。

6 KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式

会社では、震度6弱程度以上の地震などの災害時に、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。

- 7 通信事業者は、災害により通信不通区間を生じたとき又は応急復旧したときは、県災害対策本部に情報伝達するとともに、必要に応じて連絡要員を派遣する。

第7章 郵便業務の応急対策

第1節 日本郵便株式会社の措置

1 郵便物の送達の確保

- (1) 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。
- (2) 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

2 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第8章 津波警報等・地震情報等の伝達

第1節 方針

気象庁又は名古屋地方気象台より発表された津波警報等・地震情報等を各機関の有機的連携のもとに、迅速かつ的確に伝達するために、その方法、組織、情報の発表基準等について定める。

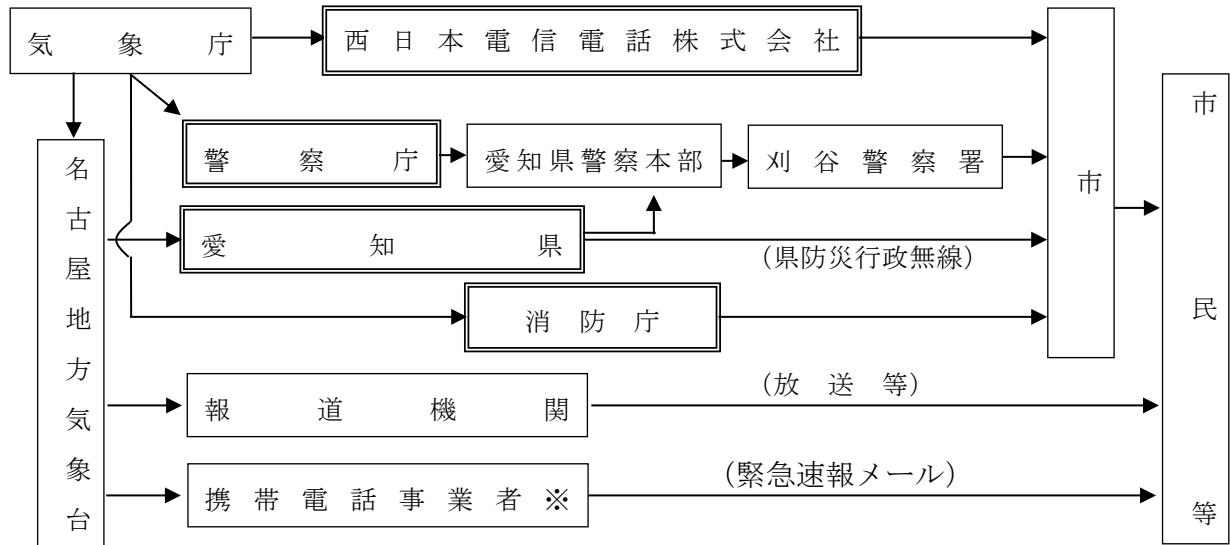
第2節 実施内容

1 津波警報等・地震情報等の伝達

津波警報等・地震情報等は、下記伝達系統図により、可能な限り迅速かつ的確に伝達する。

伝達にあたっては、市防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

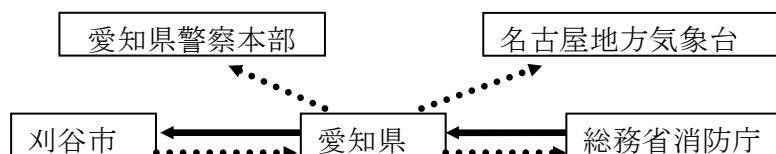
津波に関する予報伝達系統図



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

震度情報ネットワークシステム情報の伝達系統図



—— 県・消防庁に集まった震度の情報の流れ

..... 市で計測した震度情報の流れ

2 情報等の種類・発表基準等

(1) 津波警報等

気象庁又は名古屋地方気象台は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報を発表する。（大津波警報は特別警報に位置づけられる。）

ア 種類及び発表基準

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予測の区分	発表される 津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3 mを超える場合	10m<高さ	10m 超	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5 m<高さ≤10m	10m		
		3 m<高さ≤5 m	5 m		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	1 m<高さ≤3 m	3 m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1 m	1 m	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波情報

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

ウ 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。その内、刈谷市が属する津波予報区は、次のとおりである。

津波予報区の名称	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
伊勢・三河湾	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。)	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、 刈谷市 、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

(2) 地震に関する情報

ア 緊急地震速報の実施

気象庁は、最大震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想等される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

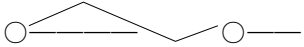
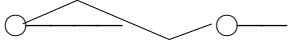
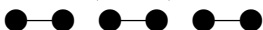
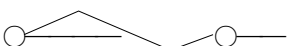
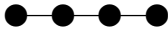
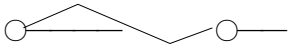
イ 地震に関する情報の種類

地震発生約 1 分半後に震度 3 以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度情報、長周期地震動に関する観測情報及び遠地地震に関する情報などを発表する。

種 類	発表基準	内 容 等
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 （津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

3 津波警報等の標識

(予報警報標識規則)

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との班打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との班打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

注) 1 吹鐘又は吹鳴の反復は適宜とする

2 大津波警報標識は居住者等に避難立ち退きを知らせるためのものであることから、水防信号の避難信号と同じ内容としている。

4 津波の自衛措置

強い地震(震度4程度以上)に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、市は次の措置をとる。

(1) 臨海部の住民に伝達するとともに、避難するよう指示する。

(2) 津波警報等の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行う。

第9章 被害状況等の収集及び伝達

第1節 方針

市及びその他防災関係機関は、災害等において救援活動に重点をおき相互に密接な連携のもとに、被害状況等の収集及び伝達活動を行う。

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。

市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。

また、被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。

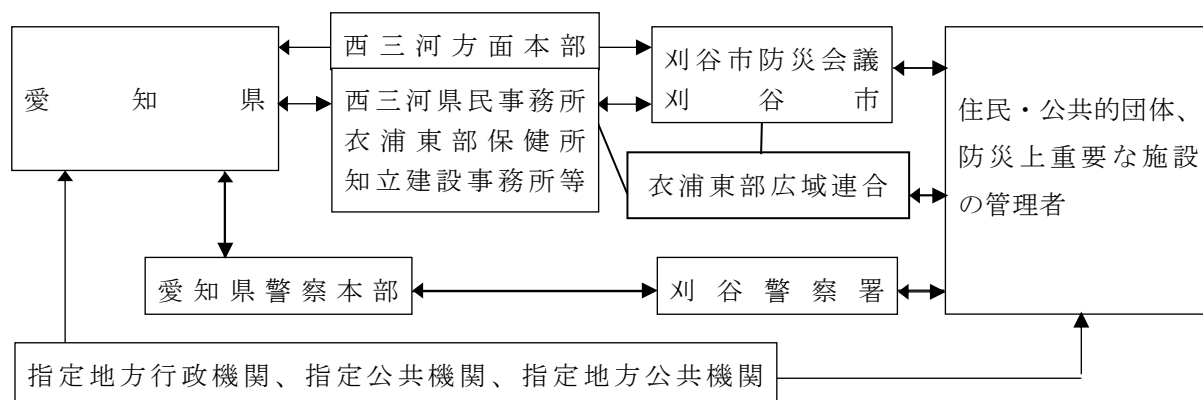
第2節 実施内容

1 情報の一般的収集及び伝達系統

防災関係機関は、自己の所管する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報(画像情報を含

む) 及び被害状況を収集するとともに速やかに伝達を行う。

情報の一般的収集伝達系統図



2 被害状況等の収集及び伝達

(1) 発見者の通報義務

地震に伴う火災が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した人は、直ちに衣浦東部広域連合及び警察署に通報しなければならない。

(2) 市の措置

ア 被害情報の収集

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては 119 番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

イ 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

ウ 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で安否不明・行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡する。

なお、安否不明者・行方不明者の氏名の公表については、県が策定した「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」に基づき、県と協議のうえ実施するものとする。

エ 災害情報の報告

市は、火災・災害即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第 3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

オ 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

カ 安否情報の収集・提供

市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

3 報告の方法

(1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用し、原則、県防災行政無線により報告するものとする。

また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

(2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用ものとする。

(3) 全ての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告するよう努めるものとする。

4 重要な災害状況の報告

市は、被害の発生状況の収集に努め、その状況に応じ、逐次、電話等により次の事項について速やかに県に報告する。なお、災害応急対策完了後 15 日以内に文書より確定報告を行う。

(1) 報告の対象となる被害

報告の対象となる被害		報告内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況	市様式3、5によること
人、住家被害等	人的被害、住家被害報告	市様式6によること
	避難状況、救護所開設状況	市様式7によること
公共施設被害	河川被害、海岸被害、ため池等被害、砂防被害	市様式8によること 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。
	港湾施設被害	
	道路施設被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
	水道施設被害	

(2) 伝達要領

ア 人、住家被害等 [報告先……西三河県民事務所]

次に掲げる事項のいずれかに該当したとき報告する。

- (ア) 県災害対策本部が設置されたとき。
- (イ) 市災害対策本部が設置されたとき。
- (ウ) 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- (エ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要が認められるとき又は、そのおそれがあるとき。

イ 河川被害、海岸被害 [報告先……知立建設事務所]

次に掲げる事項のいずれかに該当したとき報告する。

- (ア) 県災害対策本部が設置されたとき。
- (イ) 市災害対策本部が設置されたとき。

ウ ため池等被害 [報告先……西三河農林水産事務所]

次に掲げる事項のいずれかに該当したとき報告する。

- (ア) 県災害対策本部が設置されたとき。
- (イ) 市災害対策本部が設置されたとき。
- (ウ) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき。

エ 砂防被害 [報告先……知立建設事務所]

次に掲げる事項のいずれかに該当したとき報告する。

- (ア) 県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が倒壊し家屋に被害を与えたとき。）が発生したとき及び応急復旧したとき。
- (イ) 急傾斜地の崩壊（崖くずれを含む。）、地すべり、土石流等による被害で、人命、住家及び公共的建物に被害があったとき。

オ 道路施設被害 [報告先……知立建設事務所]

県災害対策本部又は市災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（普通自動車以上の通行規制を生じたとき。）が発生したとき及び応急復旧したとき報告する。

カ 水道施設被害 [報告先……衣浦東部保健所]

県災害対策本部が設置されたとき報告する。

(3) 市が県に報告できない場合の措置

市は、関係機関又は県災害対策本部に被害状況等を報告できない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告する。

5 被害状況の照会

各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれ所管する関係機関に照会する。

なお、全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握するとともに、県災害対策本部災害情報センター（河川・海岸・ため池・砂防被害、港湾施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課へ）に照会する。

6 その他の情報の伝達

各機関は、自己の所管する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に関する情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

第10章 広報活動

第1節 方針

震災時の混乱した状況においては、被災地や地域の住民が適切な判断による行動がとれるように、各防災関係機関は、災害の状況、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ正確に広報することが大切である。

また、混乱が終息した後は、民心の安定と速やかな応急対策を図るため、各防災関係機関は、広報活動を行い、被災地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

第2節 実施内容

1 広報活動の内容

(1) 広報内容

ア 広域災害広報

各防災関係機関（市を除く。）は、放送、広報車等の広報媒体を利用して、次の事項について、広報を実施する。

(ア) 災害発生状況

(イ) 津波に関する情報

(ウ) 道路情報

(エ) 公共交通機関の状況

(オ) 電気、ガス、水道等公益事業施設状況

(カ) 給食・給水実施状況

(キ) 衣料・生活必需品等供給状況

(ク) 河川、橋りょう等土木施設状況

(ケ) 市民の心得等民心の安定及び社会秩序保持の必要事項

イ 地域災害広報

市は、広報車、市防災行政無線等の広報媒体を利用して、次の事項について、広報を

実施する。

(ア) 発生直後の広報

- a 災害の発生状況
- b 津波に関する状況
- c 災害応急対策の状況
- d 交通状況
- e 給食・給水実施状況
- f 衣料・生活必需品等供給状況
- g 地域住民のとりべき措置
- h 避難に関する情報（緊急避難場所、避難指示等）
- i 救護所の開設状況
- j その他必要事項

(イ) 応急復旧時の広報

- a 公共交通機関の状況
- b ライフライン施設の状況
- c 食料、水、その他生活必需品等の供給状況
- d 公共土木施設等の状況
- e ボランティアに関する状況
- f 義援金、救護物資の受入れに関する状況
- g 被災者相談窓口の開設状況
- h その他必要事項

(2) 広報活動の実施方法

ア 情報機関への発表

各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供し、広報活動を要請する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム（Ｌアラート）に県を通じて情報を提供し、迅速かつ的確に情報発信を行う。

イ 広報車、航空機等

各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両又は航空機等による広報について協力を要請する。

ウ 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関連記事又は番組を編成して報道する。

- (ア) 災害関係記事又は番組
- (イ) 災害関係の情報
- (ウ) 災害対策のための解説、キャンペーン、記事又は番組
- (エ) 関係機関の告知事項

エ 多様な情報伝達手段の活用

各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板の利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等

の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

2 災害終息後の広報活動

災害が終息したときは、各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、被災市民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進にあたる。

第 1 1 章 災害救助法の適用

第 1 節 方 針

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）は、市の区域を単位とし、原則として同一原因の災害により、市域に一定規模以上の災害が発生した場合で、被災者が現に救助を要する状態にあるとき知事が適用し、救助の一部は市に委任される。

なお、市は、同法に基づく救助の実施について、県防災安全局及び県民事務所と密接な連絡のもとに行う。

第 2 節 県における措置

1 災害救助法の適用

知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村（救助実施市を除く。以下この節において同じ。）の区域について、災害救助法を適用する。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

2 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市町村（県が委任）	
要配慮者の輸送	市町村（県が委任）	

3 市町村への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、市町村に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市町村（県が委任）	
要配慮者の輸送	市町村（県が委任）	
応急仮設住宅の設置	県	
食品の給与	市町村（県が委任）	
飲料水の供給	市町村（県が委任）	
被服、寝具の給与	市町村（県が委任）	
医療、助産	市町村（県が委任）	県 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出	市町村（県が委任）	
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県
学用品の給与		
市立学校児童生徒分		
県立学校児童生徒分 私立学校等児童生徒分		
埋葬	市町村（県が委任）	
死体の搜索及び処理	市町村（県が委任）	
住居又はその周辺の土砂等の障害物等の除去	市町村（県が委任）	

4 救助の委任の留意点

市へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って市に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。

5 日本赤十字社愛知県支部への委託

知事は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産等のために必要な措置を講じる。

6 災害救助法が適用された場合の留意事項

知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。

第3節 市における措置（災害救助法第13条）

1 救助の実施

市長は、市区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく

救助を行う。

2 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

第4節 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15、16条）

日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事及び救助実施市の長の委託を受けて、次に掲げる事項を行う。

- 1 避難所の設置の支援として、生活環境の整備及びこころのケアを行う。
- 2 医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く。）を行う。

第12章 自衛隊の災害派遣要請

第1節 方針

市域に大きな災害が発生した場合、人命救助を最優先とする緊急救援活動のため、自衛隊の派遣を要請する。

第2節 災害派遣

1 災害派遣要請の基準

天災地変その他の災害に際して、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が、市の組織等を動員しても不可能又は困難であり、自衛隊による出動が必要と認められる場合に、自衛隊の派遣を要請する。

2 災害派遣の要請（依頼）

市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し、自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには速やかに、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

この場合において、市長は必要に応じ、その旨及び市域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して通知するものとする。

ただし、緊急を要する場合又はやむを得ない理由により災害派遣要請依頼書によることができない場合は、電話その他迅速な方法により依頼し、事後速やかな依頼書を提出する。

なお、知事に災害派遣要請ができない場合は、その旨及び市内の災害状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

その場合、事後速やかにその旨を知事に通知する。

3 撤収の要請（依頼）

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したと認めるときは、速やかに知事に対して撤収の要請を依頼する。

4 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、知事等の要請を待つ暇がないときは、部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣をすることができる。この際要請を待たないで部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合は、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

第3節 災害派遣の活動範囲

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
救急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。

第4節 災害派遣部隊の受入れ

- 市は、自衛隊の災害派遣が決定されたときは、受入れ体制を整備するとともに、関係機関相互の連絡に当たる。
- 市は、次の点に注意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。
 - 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
 - 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後、速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
 - 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と重複することがないように、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
 - 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
 - ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の事項を準備する。

ア 事前の準備

- ヘリポート用地として、基準を満たす地積を確保する。
- ヘリポートの位置の確保のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1

万分の1程度のもの)を提供する。

(ウ) 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具等を配備するとともに、緯度及び経度によりヘリポートの位置を明らかにする。

(エ) 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

イ 受入時の準備

(ア) 離着地点には、**(H)** 記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向き及び風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

(イ) ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

(ウ) 砂塵の舞い上がるときは、散水又は転圧を実施する。

(エ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。

(オ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

(カ) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

第5節 災害派遣に伴う経費の負担区分

1 自衛隊の救援活動に要する次の経費は、原則として市が負担する。

(1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

(2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

(3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

(4) 県が管理する有料道路の通行料

2 負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第13章 ボランティアの受入れ

第1節 方針

市内に大きな災害が発生した場合、平常時よりもはるかに大量かつ広範な各種救援要請が発生し、通常の行政のシステムや処理能力を質・量ともに超えることが予想される。この際には、公平を原則とする行政と自由で多彩な対応をとることができるボランティアとが、相互の活動原理の相違を認識し、協力関係を築きながら被災者を支援することが不可欠である。

そこで、被災地の速やかな自立や復興を進めるためには、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 実施内容

1 災害ボランティアセンターの開設

(1) 市は、災害ボランティアセンター本部組織内に必要な机、椅子及び電話等資機材を確保して、災害ボランティアセンターを速やかに設置し、ボランティアコーディネーターの派遣を協力団体に要請する。

- (2) 市は、ボランティアの受入れに関してボランティアコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの後方支援を行うものとする。

2 ボランティアの受入れ

- (1) 災害ボランティアセンターに派遣されたボランティアコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- (2) ボランティアコーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるよう努めるものとする。

3 NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、社会福祉協議会、市内及び市外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

第14章 救出・救護

災害発生後、被災者に対し救出・救護活動を行うとともに、必要に応じ消火活動を行うことは、生命・身体を守るために最優先されるべき課題である。

第1節 方針

市、衣浦東部広域連合及び刈谷警察署・第四管区海上保安部は、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。

1 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は、二次災害に注意した上で、自発的に被災者の救出・救護活動を行うとともに、救出・救護活動を実施する各機関に協力するよう努める。

2 救出・救護活動

市は、区域内における救出・救護活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県及び他の市町村に応援を要請する。

3 事故災害における事業者による救出・救護活動

事業者は、救出・救護活動及び被害状況の早急な把握に努めるとともに、救出・救護活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

4 資機材等の調達等

- (1) 救出・救護活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。
- (2) 市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救出・救護活動のための資機材を確保し、効率的な救出・救護活動を行う。
- (3) 負傷者が大人数にのぼる場合や、輸送が途絶し又は困難な場合を想定し、応急救護用医

薬品、医療資機材等の備蓄に務める。

5 愛知県防災ヘリコプターの活用

市長等は、愛知県防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地（緯度・経度）及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数
- (7) その他必要な事項

6 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第2節 実施内容

市、衣浦東部広域連合、消防団及び刈谷警察署は、緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については医療機関（救護所を含む。）に搬送する。

第15章 消防活動

第1節 方針

1 活動方針

大地震発生時には、火災の同時多発により極めて大きな人命損失の危機があるので、消防機関はもとより、市民及び事業者をあげて出火防止と初期消火に当たる。

衣浦東部広域連合は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて被災者の避難の安全確保、救助、救急に当たるとともに、重要な地域、対象物の火災からの防御に当たり、大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」の規定により消防相互応援要請を行う。

（ 消防施設、設備等、附属資料掲載 ）

2 計画目標

地震による災害は、地震の強さや自然的、社会的条件によって大小さまざまな規模となるので、その規模に応じて物的被害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防御対象と範囲を定め、最も効率的な被害軽減を目標として計画する。なお、大規模災害が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により、早期に消防力が投入できないことも想定した防御計画とする。

- (1) 火災発生箇所数が比較的少ない場合は、全ての火災に出動し、鎮圧する。
- (2) 火災発生箇所数が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防御する。
- (3) 火災が著しく同時多発し、最悪の条件下においては避難路等の確保により、人命の安全を最優先として確保する。

第2節 実施内容

衣浦東部広域連合は、大地震発生時の火災の同時多発を防止するため、災害発生時に市民や事業所が出火防止と初期消火の徹底を期するようあらゆる手段をもって呼びかけを行う。

また、災害規模に対応した防御活動を展開し、大規模災害から市民の生命、身体及び財産を保護する。なお、大規模災害が発生した場合、地域によっては早期に消防力が投入できないことも考えられるため、地域住民が容易に使用できる消火、救急救助資機材等の整備を推進する。

1 大地震時の火災防御計画の推進

(1) 防御方針

- ア 火災発生箇所数が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮圧を図る。
- イ 火災発生箇所数が消防力を上回ると判断したときは、重要かつ消火効果の大きい火災を優先的に防御する。
- ウ 火災が随所に同時発生し、消防隊個々の防御では効果をおさめ得ないと判断したときは、部隊を集中して人命の安全確保と最重要地域の防御に当たる。
- エ 火災が著しく同時多発し、市民の生命に危険を及ぼすことが想定される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保に当たる。
- オ 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。
- カ 高層建築物その他大量の消防部隊を必要として、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御に当たる。
- キ 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。
- ク 火災及び水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として火災防御を優先する。

(2) 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を、延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので、地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して設定する。

(3) 避難地及び避難路

避難地は、市が指定した「緊急避難場所」とするが、他の機関が定める一時避難地についても熟知しておく。また、緊急避難場所に通ずる幹線道路を避難路とし、その経路上の橋りょう付近及び特に交通に障害が想定される地点を重点に防御に当たる。

(4) 部隊運用要領

ア 消防の組織

(ア) 警防本部等の設置

大地震の発生により、第2非常配備又は第3非常配備が指定された場合は、平常の事務を一時停止して、衣浦東部広域連合に警防本部、刈谷消防署に刈谷消防署指揮本

部班を設置し、災害活動に専念する。

(イ) 消防団本部の設置

消防団長は、所属団員を指揮して所轄区域内の消防団活動に当たる。

イ 消防隊の部隊運用

衣浦東部広域連合が定める消防計画による。

2 消防団活動

消防団は、地域に密着した防災機関として、次により出火防止を初めとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御に当たる。

なお、大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団単位で消火及び救急救助活動が行えるよう資機材等の整備を推進する。

(1) 出火防止

災害発生と同時に居住地付近の住民及び事業者に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民及び事業者と協力して初期消火の徹底を図る。

(2) 消火活動

消防隊が出動不能又は困難な地域における消火活動あるいは主要避難路確保のための消火活動を単独若しくは消防隊と協力して行う。

(3) 消防隊の応援

消防隊の応援要員として消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導に当たる。

(4) 救助救急

要救助者の救助救出及び負傷者の応急処置を行い、安全な場所へ搬送する。

(5) 避難方向の指示

避難の指示等がなされた場合、迅速に住民に伝達するとともに、衣浦東部広域連合と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

第16章 医療救護

第1節 方針

震災時の大規模災害については、より広く他の医療機関の協力を得なければならない事態も考えられるので、医師会、日赤、公立病院等広範囲な協力体制の確立に努める。

なお、被災地の状況を把握し、必要があると認めるときは、関係機関の協力を得て、市の地域を越えた協力体制を確立する。

また、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積から発生する廃棄物等により、衛生害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に支障がないよう、十分に留意する。

1 市は、救護所を設置し、必要に応じて刈谷医師会、刈谷市歯科医師会、刈谷市薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。

2 市内の医療機関等は、病院建物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行う。

3 市内の医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

- 4 市内の医療機関は、状況に応じ、救護班を派遣するよう努める。
- 5 市は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて保健医療調整会議に対し医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

第2節 実施内容

1 大規模災害が発生した場合の対策

(1) 医療救護班の編成、派遣等

- ア 医療救護班は、おおむね医師 10～15 人、看護師 2～3 人、事務員等（薬剤師等を含む。）1～2 人とする。
- イ 医療救護班の医薬品その他衛生材料を整備しておく。
- ウ 刈谷医師会は、市の要請に基づき、医療救護班を編成する。
- エ 医療救護班において応急手当後、医療機関への受診を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。

(2) 救急搬送の実施

患者の搬送は、原則として救急車両による。

ただし、救急車両が手配できない場合は、市及び医療救護班で確保した車両により搬送する。

(3) 医薬品その他衛生材料の確保

- ア 市は、医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの病院、医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達を要請する。
- イ 保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に供給を要請する。圏内での調達が不可能な場合は、保健医療調整本部に調達を要請する。
- ウ 保健医療調整本部は、災害発生後医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。

(4) 血液製剤の調達

市は、災害発生後、速やかに必要とされる血液製剤の量を把握し、不足が生じる場合は、県に調達を要請する。

2 激甚大規模災害が発生した場合の対策

(1) 医療救護班の編成、派遣等

- ア 被災地の状況に応じ、医療救護班を医療機関へ派遣し、当該医療機関と共同して応急手当てを行う。
- イ 避難所が設置された場合は、避難所に医療救護班を派遣するとともに、巡回診療を実施し、避難者及び周辺住民の医療の確保を図る。
- ウ 市医師会等の医療救護班で対応できない場合は、県内の公的及び自治体病院その他の

医療機関の協力を得て医療救護活動を実施する。

なお、道路や交通機関の不通時、又は遠隔地へ重症患者を搬送する場合は、ドクターヘリ等を活用する。

エ 市で十分な医療救護活動が実施できない場合は、県、隣接市等へ医療救護班の派遣及び被災地からの搬送患者の受入を要請する。

(2) 救急搬送の実施

市は、道路や交通機関の不通時等又は遠隔地への搬送について、県に対し、県警察又は自衛隊等のヘリコプター等の空輸を要請する。また、名古屋市消防航空隊に対し、県防災ヘリコプターの空輸を要請する。

(3) 医薬品その他衛生材料の確保

ア 市は、市内において医薬品等を調達できない場合、隣接市及び県の協力を得て調達する。

イ 市は、陸上の交通手段が確保できない場合、県に対し県警察又は自衛隊等のヘリコプター等の空輸を要請する。また、名古屋市消防航空隊に対し、県防災ヘリコプターの空輸を要請する。

(4) 血液製剤の調達

ア 血液製剤の市内確保が困難な場合は、県に確保を要請する。

イ 市は、通常の輸送手段がとれない場合、県に対し、県警察又は自衛隊等のヘリコプター等の空輸を要請する。また、名古屋市消防航空隊に対し、県防災ヘリコプターの空輸を要請する。

第3節 その他

1 助産は医療に準ずる

2 整備保存すべき帳簿

(1) 救護班診療記録

(2) 救護班活動状況

(3) 病院診療所医療実施状況

(4) 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類

(5) 助産台帳

(6) 助産関係支出証拠書類

第17章 保健衛生

第1節 方針

避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の処理を遅滞なく進める。

第2節 実施内容

1 市は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を

十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

- 2 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- 3 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。
- 4 市は、避難所の救護所に保健師、歯科衛生士等を配置し、避難者の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。

特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

第3節 応援協力関係

市は自ら保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。また、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対して愛知D P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。

第18章 社会秩序の維持等に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講じる。

第1節 方針

刈谷警察署は、災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

市は、刈谷警察署の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第2節 実施内容

1 体制の確立

(1) 警備体制の確立

刈谷警察署は、大震災が発生した場合、現地警備本部を設置して警備体制を確立する。

(2) 応援要請

刈谷警察署長は、被害を早期に把握し、その規模に応じて交通規制、救出救護等の活動に必要な警察官、装備資機材の応援要請を行う。

2 災害警備活動の重点

(1) 大規模災害が発生した場合の対策

混乱状態を早期に収拾し、民心の安定を図るため、次の活動を重点として推進する。

ア 情報の収集及び伝達

災害応急対策活動を実施するのに必要な情報、特に被害の実態及び被害の拡大の見通し等の情報を重点に収集するとともに、速やかに関係機関に伝達する。

イ 被害実態の把握

刈谷警察署は、無線自動車、交番勤務員及び派遣部隊からの報告に基づき、管轄区域内の被害状況の把握に当たる。

ウ 被災者の救出及び負傷者の救護

被害の程度に応じて、救出部隊を派遣し、倒壊家屋の密集地、病院等、多数の人が集合する場所を重点的に、各種救出機材を有効に活用し救出救護を実施する。

エ 危険個所の警戒及び住民に対する避難誘導等

(ア) 火災、爆発、建築物の倒壊等により、危険な事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その警戒を実施し、関係者以外の立ち入りを制限若しくは禁止、又は退去を命ずる。

(イ) 避難誘導

「本編第 22 章 避難誘導及び救出」に基づき避難誘導を実施する。

オ 避難路及び緊急交通路の確保と交通混乱の防止及び交通秩序の確保

避難誘導に当たっては、道路、広場等の広狭、家屋、電柱その他工作物の倒壊による影響、ガス管及び水道管の破裂、道路及び橋の損傷及び浸水状況、火災については規模、風向き及び輻射熱、津波については警報の内容、海岸線、地盤の状況等を把握し、速やかに避難路を決定し、確保する。

緊急交通路の確保及び交通の混乱防止については、「本編第 31 章 道路交通の確保」により行う。

カ 保安及び地域安全対策

(ア) 保安対策

a 危険物等の貯蔵施設に対しては警戒要員を派遣し、警戒区域（警戒線）内への立入禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。

b 銃砲火薬類の製造、販売業者及び所有者等に対しては盗難、紛失等の事故のないように厳重な保管指導に努める。

(イ) 地域安全対策

a 避難後の住宅密集地域、避難場所、食料倉庫、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発市域等については、重点的に警ら警戒及び広報活動等を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。

b 地域防犯団体等に対して、火災及び盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。

(ウ) 生活経済対策

被災地の混乱に乗じた集団による不法行為、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者

の買い占め、売り惜しみ及び暴利販売等については取締りを強化する。

キ 広報、相談活動

(ア) 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、火災の発生・延焼状況、緊急避難場所、避難経路、救護所の設置場所、津波、高潮等の気象情報及び交通規制状況等について積極的な広報を行う。

(イ) 相談活動

刈谷警察署に災害相談所を開設し、行方不明者、迷子等の各種相談活動を推進する。

(2) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

激甚な大規模災害が発生した場合は、特に次の点に配慮して活動を推進する。

ア 被害実態の全体像の早期把握

被害の全体像を早期に把握し、それを災害警備活動に反映させることが重要であることから、発災後速やかにヘリコプターを出動させ、上空から被害状況を確認し、地上情報と併せて、被害の全体像を総合的に予測し、他府県警察署及び他の防災関係機関への応援要請、救助体制の規模並びに緊急交通規制体制を早期に検討する。

イ 応援部隊等の受入体制の確立

応援部隊等の受入れを行うための部隊を設置し、効果的な任務付与、宿舎の手配、装備資機材の配布等を実施する。

ウ 装備資機材の活用による被災者の救出及び負傷者の救護

倒壊家屋等からの被災者救出、道路の倒壊物等の除去を早期に行えるよう、パワーショベル等を救出部隊に帯同させるとともに、現場においては自衛隊及び消防等関係機関との連携に特に配慮する。

エ 各種相談の受付実施

行方不明者相談所におけるコンピュータによる死亡者リストの照会、外国人相談コーナー等を設置するなど、民心の安定に努める。

第19章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うためにも、また、被害の拡大防止、さらには被災者に救援物資を供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。

第1節 交通の確保・救急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

1 輸送に当たっての配慮事項

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送対象の想定

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、ライフライン施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

第2節 交通の確保

災害発生後、使用可能な交通・輸送ルートを確保する必要がある、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のための集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。（緊急輸送道路 参考資料掲載）

1 道路交通規制等

- (1) 刈谷警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。
- (2) 刈谷警察署長は、把握した情報に基づき、被災地周辺の幹線道路及び避難路について、被災地への流入抑制を図るほか、公安委員会が指定した緊急交通路を確保するため、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。
- (3) 刈谷警察署長は、交通規制を実施したときは、直ちに地域住民等に周知させる措置を行う。
- (4) 警察官は、緊急交通路において、車両、その他の物件が通行の妨害となると認めたときは、関係者に車両等の移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
- (5) 刈谷警察署は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な場合は、警察車両等による先導等を行う。
- (6) 交通規制にあたっては、警察、中部地方整備局、県、中日本道路（株）、市（以下、「道路管理者」という。）及び関係機関が相互に緊密な連帯を保ち、適切に行うようにする。
- (7) 派遣を命じられた自衛官及び衣浦東部広域連合は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3の規定により災害時における交通規制等措置を行うことができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

2 道路被害情報の収集

巡視等の実施により、被害情報を速やかに把握する。

3 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保

(1) 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

なお、津波被害発生時には、くしの齒ルート of 道路啓開を他の道路に優先する。

また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

(2) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

(3) 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要請する。

(4) 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

4 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。 （道路等災害対策に関する応援協定書 参考資料掲載）

第20章 緊急輸送

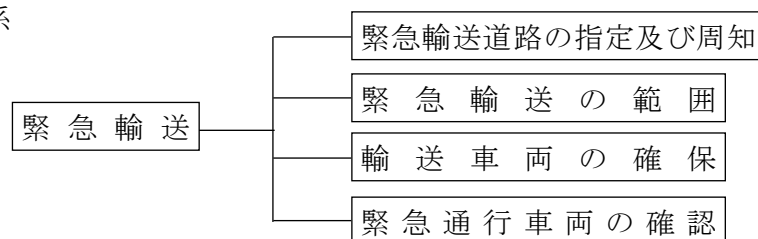
第1節 方針

大地震が発生した直後、市及び各防災関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する。 （緊急輸送道路 参考資料掲載）

- 1 市は、陸・空のあらゆる必要な手段の利用を検討し、総合的・積極的に緊急輸送を実施するものとする。
- 2 市は、必要に応じ、自ら緊急輸送活動を行うほか、輸送関係機関及び県に緊急輸送を要請するものとする。

第2節 実施内容

1 対策の体系



2 緊急輸送の範囲

市及びその他防災関係機関が実施する緊急輸送の範囲は次のとおりである。

- (1) 消火、救急救助、医療（助産）救護のための要員、資機材
- (2) 医療（助産）救護を必要とする人（傷病者等）
- (3) 医薬品、医療用資機材

- (4) 災害対策要員
- (5) 食料、飲料水、生活必需品等の救援用物資
- (6) 応急復旧用資機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

3 輸送車両の確保

(1) 輸送車両の要請

市の各部課等は、原則として各部課等保有の車両を第1次的に使用する。不足を生ずる場合は、市災害対策本部資材班に対し、次の事項を明らかにして車両を要請する。

- ア 輸送人員又は輸送量
- イ 車種
- ウ 台数
- エ 輸送区間及び借上げ期間
- オ 引渡場所・日時 等

（市保有車両 附属資料掲載）

(2) 輸送車両の調達

市は、市保有車両のみでは不足を生ずる場合は、輸送物資の種類等から適正な輸送手段を選定し、県、自衛隊、輸送事業者等協力体制にある機関に対し次の車両等の調達のあつせんを要請する。

- ア 乗用者
- イ 乗合自動車
- ウ 貨物自動車
- エ 航空機等

(3) 車両の配車

ア 配車計画の作成

市は、集中調達した車両等について、緊急度、用途等を定めた配車計画を作成する。

イ 配車の実施

市は、配車計画に基づき、集中調達した所要車両を請求部課等へ引き渡す。

4 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の申出

市長は、法第76条の規定により、公安委員会において災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行禁止又は規制が行われる場合には、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定により、県（県庁、西三河県民事務所はじめ他県民事務所）又は公安委員会（刈谷警察署等）に緊急通行車両確認の申出を行い、緊急通行車両の証明書及び標章の交付を受ける。

また、緊急輸送を行う計画のある車両については、同条第2項の規定により、県公安委員会（刈谷警察署）へ緊急通行車両の確認申出を行う。

(2) 緊急通行車両として確認される車両

- ア 警報の伝達、避難の指示に関するもの
- イ 消防、水防その他応急措置に関するもの
- ウ 被災者の救難、救助その他の保護に関するもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの

オ 施設、設備の応急復旧に関するもの

カ 清掃、防疫その他保健衛生に関するもの

キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの

ク 緊急輸送の確保に関するもの

ケ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

5 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。

第21章 浸水対策

第1節 方針

市及び防災関係機関は、堤防の決壊若しくは亀裂又は水門、樋門、ため池、用水路等の決壊による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を適切に実施し、浸水による被害の軽減に努める。

また、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの応急対策を実施するにあたっては、消防職員、消防団員、警察官、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮するものとする。

（防災上注意すべき自然的、社会的条件 附属資料掲載）

第2節 実施内容

浸水対策については、「刈谷市水防計画」に準拠して次の事項を実施する。

1 大規模災害が発生した場合の対策

(1) 監視及び警戒活動

地震及び津波の警報が発令されたとき又はこれに起因する災害が発生した場合は、直ちに河川、ため池、水路等を巡視し、既住の危険箇所、被害箇所その他重要箇所の監視及び警戒に当たる。

(2) 水門、樋門、用水路等の管理者（操作責任者を含む。）は、津波警報が発令された場合は直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適切な開閉を行う。なお、施設の操作は、現場作業員の安全を優先した上で行わなければならない。

(3) 浸水対策用資機材

ア 市は、浸水対策を十分果たせるよう水防等浸水対策用倉庫等の設備及び浸水対策用資機材を整備するとともに、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておく。

イ 市が備蓄する浸水対策用資機材に不足を生ずるような緊急事態の場合は、県に対して応急支援の要請をする。

(4) 漏水及び溢水防止応急復旧活動

各管理者は、堤防、水門、樋門、ため池、水路等の被害状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

可搬式ポンプに不足を生ずる場合は、県の備付けポンプの使用を要請する。

2 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

(1) 水門及び樋門等の操作

水門及び樋門に被害が発生し、沈下・変形等により開閉操作が円滑にできない場合を想定し、市は、専門業者への緊急連絡体制を整え、速やかに操作を行う体制の整備に努める。

(2) 漏水及び溢水防止応急復旧活動

ア 河川等の激甚な被害が生じた場合、堤防の崩壊が広範囲にわたって起こる恐れがあり、大量の土砂が必要になる。よって、河川区域において活用可能な土地を利用した緊急土砂の確保に努める。

また、水門・樋門が崩壊した場合、直ちに仮締切等の応急処置がとれるよう、市は、専門業者への緊急連絡体制を整え、早期復旧を図る。

イ 農業用施設

各管理者は、堤防、水門、樋門、ため池、水路等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するため、関係機関へ応援協力を要請するとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。

第 2 2 章 避難誘導及び救出

災害発生後、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難所に受け入れることにより、被災者の精神的な安定を確保する。さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の生活再建を支援する必要がある。

第 1 節 避難誘導の実施

- 1 災害時には、市は人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。
- 2 避難誘導に当たっては、市は、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるものとする。

第 2 節 避難計画

1 方 針

市長は、法の規定に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、市民の生命及び身体の安全の確保に努める。

2 実施内容

(1) 避難の指示等

ア 避難指示等

(ア) 市 長

市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、名古屋地方气象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

また、市長は、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

〔 報告先（災害対策基本法第 60 条 4 項）＝知事（西三河県民事務所）〕

a 津波災害

津波警報等を覚知した場合、市長は直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難情報を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

避難指示の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。

その他、地震等に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

なお、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

b 地震に伴うその他の災害

地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

(イ) 警察官

同上の事態において、警察官は、市長が必要な措置をとることができないと認めるとき若しくは市長から要求があったとき、又は市民の生命及び身体に危機が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し避難のための立退き又は「緊急安全確保」を指示する。

(ウ) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

(エ) 知事又は知事の命を受けた職員（地すべり等の防止法第 25 条及び水防法第 29 条）

知事又は知事の命を受けた職員は地震に伴う津波の来襲及び地すべりにより著しく危険が切迫していると認めるときは、危険地域の住民に対し立退きを指示する。

イ 避難の指示の内容

避難の措置の実施者は、避難の指示をする場合、次の内容を明示して実施する。

(ア) 避難対象地域

(イ) 避難先

(ウ) 避難経路

(エ) 避難の指示の理由

(オ) その他の必要な事項

ウ 市長の事務の代行

知事又は知事の命を受けた職員は、当該災害の発生により、市長が避難の指示に関する事務を全部又は大部分実施できないときは、市長に代わってその事務を実施する。

(2) 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに各防災関係機関に対して連絡するとともに、地域の住民に対して、効果的な広報手段を講じ、広報活動を実施する。

また、市は全国瞬時警報システムなどの緊急情報について、小中学校などの公共施設と接続し、校内放送などで瞬時に周知する。

ア 住民への周知徹底

(ア) 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

(イ) 伝達手段としては、同報系防災行政無線（屋外拡声器）、防災ラジオ、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは、自主防災組織・自治会を通じた電話連絡や戸別伝達による。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に県を通じて情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

(ウ) 避難の指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

イ 関係機関の相互連絡

県、警察、市、自衛隊及び海上保安本部は、避難の指示を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡する。

(3) 住民等の避難誘導等

ア 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、市民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

イ 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

ウ 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行う。

エ 市は指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

(4) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

(5) 広域一時滞在に係る協議

災害が発生し、被災した住民の、市域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、その受入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。

第3節 救出計画

1 応援協力関係

市は、災害発生後、自力での対応が困難となり、必要があると認められる場合に法令（災害対策基本法、地方自治法、自衛隊法）及び応援協定に基づいて、県、隣接市町及び他の防災関係機関に対して速やかに応援要請が行えるよう、応援要請・受入れのための体制整備をする。

(1) 応援協定の締結

市は、隣接市町のみならず、同時に被災する可能性の低い広範囲の市町村との間で応援

協定の締結を推進するとともに、既に締結している協定についてもその内容の具体化を図る。

(2) 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結している他市町村及びその他防災関係機関等との間で、訓練、情報交換等を実施する。

2 その他

(1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(2) 保存すべき帳簿等

ア 被災者救出状況記録簿

イ 被災者救出関係支払証拠書類

第23章 避難所の開設・運営

第1節 方針

市は、災害のため避難した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設する。また、事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を検討するとともに、災害時には、「避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図る。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

また、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要請する。

1 避難所の開設

市は、災害発生時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

2 避難所の運営管理

(1) 市は、避難所の適切な運営管理を行うため、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、掃除等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の団体に対して協力を求めるものとする。

(2) 市は、避難所ごとにそこに避難している避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

(3) 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものと

する。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの保護等に十分配慮をするものとする。

- (4) 市は、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難者の健全な住生活の早期確保を図り、避難者の早期解消に努めることを基本とする。

第2節 実施内容

1 避難所の事前指定

市は、市内の公共施設等で避難が可能な施設を調査し、災害対策基本法施行令に基づいて、適当な施設については事前に避難所として指定し、避難所、避難経路等をあらかじめ広報、チラシ等により住民に知らせるとともに、指定した避難所に避難者全てを受け入れできない場合に備えて、避難所以外の公共施設を避難可能場所として指定する。

また、市内の公共施設等で要配慮者を専門的に受け入れることが可能な施設を調査し、適当な施設については福祉避難所として指定する。

2 避難所設置の範囲

避難所は、原則として避難者の属する小学校区内の最寄りの避難所となる範囲とする。

(避難所 附属資料掲載)

3 避難所の代替施設

避難所及び避難可能箇所が危険で不相当であった場合は、別の避難所へ避難者を移送する。若しくは公園広場等を利用して野外に建物を仮設し、又はテント等を設営し避難者を受け入れる。

4 避難所の運営

避難所を開設したときは、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には職員等を配置するとともに、避難所の運営にあたっては、次の点に留意する。

(1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

「愛知県避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

(2) 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

(3) 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

(5) 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生

理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 避難者への情報提供

常に市町村の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

(7) 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

(8) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

(9) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

(10) ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(11) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生共同組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ（一社）愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

(12) 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

5 避難所開設の報告

市長は、避難所を開設した場合は、直ちに次の事項について県に報告する。

- (1) 開設の日時及び場所
- (2) 開設箇所数及び避難者数
- (3) 開設期間の見込み

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 応急仮設住宅等

1 市の応急仮設住宅の提供

市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居に努めるものとする。

2 応急仮設住宅に必要な資機材の調達

市は、上記の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じ県に対して、資機材の調達に関して要請するものとする。

第4節 要配慮者への配慮

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受け入れに当たっては要配慮者に十分配慮するものとする。特に高齢者や障害者の避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

2 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

(3) 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

(4) 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

3 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

4 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

5 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

6 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

7 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

(1) 市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

(2) 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

(3) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

8 その他

災害救助法が適用された場合の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施細則による。

第24章 帰宅困難者対策

第1節 方針

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越え、かつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第2節 実施内容

1 市における措置

(1) 市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に

発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。

(2) 市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(3) 市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(4) 市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受け入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業者や学校等における措置

事業者や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第25章 食料・飲料水の調達、供給活動

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・配分を行えるよう、以下の方針のとおり活動する。

- 1 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び他の団体等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- 2 市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県に物資の調達を要請するものとする。
- 3 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。
- 4 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

第1節 飲料水の供給

震災時における応急給水の基本は、「非常用水源の確保」と「非常時の応急給水体制の確保」につぎるといえる。

市は、県水道事務所（県企業庁）等に対して、可能な限り所要の応急給水量を確保するよう要求し、非常用飲料水の確保に努める。

1 大規模災害が発生した場合の対策

(1) 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源については、平常時からあらかじめ選定しておく。

ア 給水対象及び給水量

給水の対象は、災害により水道、井戸等の給水施設が損壊し、飲料水が得られない被災者を対象とする。

また、応急給水量は、必要最低限の飲料水とし、1人1日約3リットルとする。

非常用水源の規模決定に当たっては、給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおかななくてはならない。

応急給水量は、次表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。

地震発生からの日数	目標水量 (ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	おおむね 1km以内	耐震性貯水槽、タンク車
4日～10日	20	おおむね 250m以内	配水幹線付近の仮設給水栓
11日～21日	100	おおむね 100m以内	配水支線上の仮設給水栓
22日～28日	被災前給水量(約250)	おおむね 10m以内	仮配管からの各給水共用栓

イ 非常用水源

非常用水源は、次のとおりとする。

(ア) 最寄り利用可能水源の利用

最寄り水道水源あるいは最寄り水道施設から仮配管等により応急給水する。

(イ) 水道用貯留施設の利用

浄水池、配水池及び耐震性貯水槽

(ウ) 受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

(エ) プール、ため池、沈殿池、河川の利用

比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておく。

飲料水等で清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で浄化して応急給水するとともに、あらかじめ公的機関による水質検査を受けること。

(給水施設、設備等 附属資料掲載)

(2) 応急給水体制の確立

ア 市は、給水体制の組織をあらかじめ上下水道部において編成し、分担を明確化しておく。

市町村相互の応援体制については、「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。

イ 給水の方法

給水の方法は(1)アの目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等による「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。

同時に給水は、全ての被災者に対して、平等でなければならないが、なかでも医療施設、避難所等の重要施設への給水については、最優先する。

2 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

大規模災害が発生した場合の対策に加え、市は、応急給水の支援が円滑に行われるように、小学校区を単位とした給水体制の整備に努める。

また、被害状況により必要があると認めたときは、県（自衛隊を含む。）あるいは他市町村への応援を要請する。特に、隣接市町からの応援は、初動が有効となるため、応援の受入窓口を整え、その実効性を確保する。

3 その他

- (1) 災害救助法が適用された場合、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 保存すべき帳簿
 - ア 飲料水の供給簿
 - イ 飲料水供給のための支払証拠書類

第2節 食料の供給

災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ又は支障を生ずるおそれのある場合は、被災者等を保護するために、米穀の応急供給として炊き出しをする必要があるのでその方法について定めるものとする。

1 炊き出しその他による食料の供給

市は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

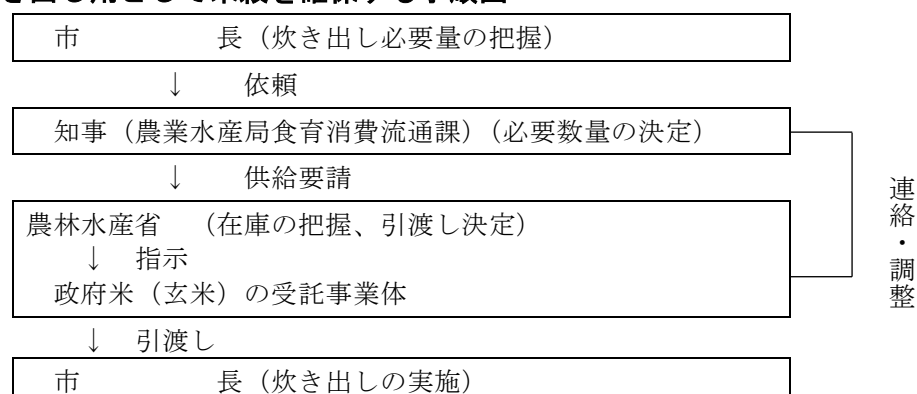
- (1) 備蓄物資、自ら調達した食品、3の応援協力関係により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引き渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。
- (2) 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。
 - ・第1段階 乾燥米、ビスケットなど
 - ・第2段階 パン、おにぎり、弁当など
- (3) 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。
- (4) 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。
- (5) 在宅での避難者、応急仮設住宅として供給される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。
- (6) 炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。
- (7) 市は、炊き出し用の米穀を米穀届出事業者等から確保するものとし、確保が困難な場合は、知事に申請し売却決定通知を受けて実施する。

2 米穀

- (1) 市は、炊き出しを実施する場合の米穀原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。
- (2) 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により調達を図る。
- (3) 市は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。
- (4) 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、市内に稼働施設がない場合は、県等に他

市施設の活用を申し入れる。

炊き出し用として米穀を確保する手順図



3 応援協力関係

- (1) 市は、備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請するものとする。なお、事態に照らし、緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。
- (2) 応援の要求を受けた場合は、これに積極的に協力する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第26章 生活必需品の供給

第1節 方針

災害により、日常生活に欠くことができない衣料、寝具その他生活必需品を失うなどして日常生活を営むことが困難な被災者に対して、必要な物資を供給する。

第2節 実施内容

1 物資の備蓄と調達

- (1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要請等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。
- (2) 市が供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。なお、事態に照らし、緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。
- (3) 市は、災害時に迅速な生活必需品を調達できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

（ 必需物資の備蓄 附属資料掲載 ）

第 27 章 環境汚染防止

第 1 節 方 針

地震による工場及び事業所の損壊等に伴い、有害物質が流出し、二次的な災害及び環境汚染が発生することが想定されるため、市は、被害状況を的確に把握して適切な措置をとるとともに、環境調査、モニタリング等を迅速に実施する。

第 2 節 実施内容

1 大規模災害が発生した場合の対策

- (1) 県は、被害状況を勘案し、大気汚染防止法第 17 条第 3 項、水質汚濁防止法第 14 条の 2 等の規定に基づき事業者に、事故等の措置を命ずるなど、汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。
- (2) 市は、県の大気汚染測定車によるデータ収集並びに県下市町村等の分析機関と連携して環境汚染モニタリングを行い、環境汚染状況やその発生源を的確に把握する。

2 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

市は、早急に被害状況を把握し、隣接市町等との情報交換を行う、環境調査、モニタリング等を行うために必要な人員、機材等の援助について応援を依頼するとともに、事業者に対し、応急対策の実施を指導する。

第 28 章 廃棄物処理

第 1 節 方 針

1 災害廃棄物処理計画と災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、刈谷市災害廃棄物処理計画において、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。また、災害時においては、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定し、迅速に処理を進める。（放射性物質及び原子力災害については、「風水害等災害対策計画編第 3 編第 30 章放射性物質及び原子力災害対策」で対応する。）

第 2 節 実施内容

1 処理体制の確立

- (1) 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。
- (2) 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。
- (3) 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

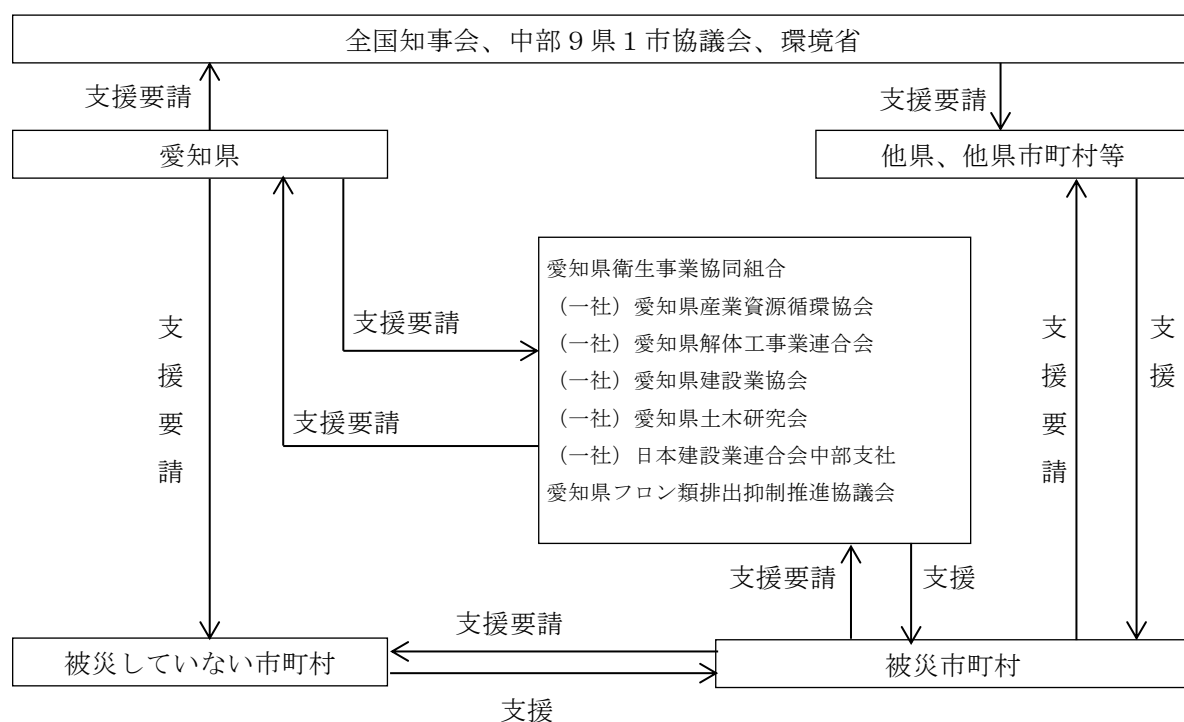
2 し尿・ごみの収集・運搬、処分

し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は償却できないものについては、破碎処理や、埋め立て処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行例に定める基準に従って行う。なお、フロン使用機器の廃棄処理に当たっては、適切なフロン回収を行う。

3 周辺市町村及び県への応援要請

- (1) 市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について、災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。
- (2) 市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、平成26年1月1日付け締結した「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」に基づき、周辺市町村又は県に応援要請を行う。

災害時の支援体制



(災害廃棄物仮置場候補地 附属資料掲載)

第29章 遺体の取扱い

第1節 方針

市は、火葬場、柩等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、柩の調達、遺体の搬送の手配等をする。また、必要に応じ、近隣市町の協力を得て、広域的な火葬の実施に努めるものとする。なお、遺体については、その衛生状態に配慮するものとする。

災害により、周囲の状況から判断して死亡したと思われる者を、搜索收容し、処理し、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）の措置をとる。

遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第2節 実施内容

1 行方不明者の搜索・遺体の検視（調査）

(1) 行方不明者の搜索

衣浦東部広域連合と刈谷警察署は、密接に連絡を取りながら行方不明者の搜索を実施する。

(2) 検視（調査）

遺体を発見したときは、警察官の検視（調査※）を得る。

なお、現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

2 遺体の処理

(1) 遺体の収容及び一時保存

市は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため速やかに埋火葬できない場合等においては、遺体安置所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

(2) 遺体の検視（調査）及び検案

市は、警察官、または海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診察中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

市は、検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため、または遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取り扱いとする。

3 遺体の埋火葬

(1) 死亡届書の受理、火（埋）葬許可証の交付

市は、死亡診断書、または死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火(埋)葬許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

市は、遺体安置所、または火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

市は、火(埋)葬許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

市は、棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

市は、速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

4 応援協力関係

市は、遺体の処理及び遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。ただし、遺体の埋火葬については、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」によるものとする。さらに、必要に応じて県へ応援を要請する。

第3節 その他

- 1 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任が想定されているため、当該市町村が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

2 整備保存すべき帳簿

- (1) 死体搜索状況記録簿
- (2) 死体搜索関係支出証拠書類
- (3) 死体処理台帳
- (4) 死体処理関係支出証拠書類
- (5) 埋葬台帳
- (6) 埋火葬関係支出証拠書類

第30章 施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設及び二次災害等を防止するための施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

また、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

1 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事

業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

2 ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第31章 道路交通の確保

第1節 緊急輸送道路の確保

1 方針

市は、応急対策を円滑に実施するため、第1次緊急輸送道路から順次供用を確保することを基本とし、それが困難な場合は第2次緊急輸送道路以下の路線から確保する。

また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以下の道路を緊急輸送道路として確保する。

なお、各道路管理者間で十分調達するとともに、刈谷警察署とも密接な連絡を保つなど、各関係機関が相互に協力する。
(緊急輸送道路 参考資料掲載)

2 実施内容

緊急輸送道路のうち管理する道路の機能確保を図るため、次の緊急応急対策を実施する。

(1) 大規模災害が発生した場合の対策

ア 被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、緊急輸送道路の各区間を公用車による巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、関係機関と密接な情報交換を行う。

イ 被害の状況を把握し、応急復旧作業体制及び計画を樹立して緊急復旧に努める。

ウ 市管理道路以外の路線の応急復旧作業は、当該道路管理者の要請に基づき可能な範囲で応援する。

なお、市管理道路において応援を必要とするときは、関係機関に応援要請を行う。

エ 工事中の箇所及び緊急輸送道路以外の道路については、その被災の状況に応じて必要な措置をとる。

オ 道路情報については、報道機関、立看板等により避難者、運転者等に対して適時適切に広報する。

(2) 激甚な大規模災害が発生した場合

ア 公用車の巡視による情報収集は困難な状況が想定されるため、航空機の応援などによる情報収集（本編第2章第1節災害情報の収集・連絡による。）により迅速かつ広域的の被害状況等の把握に努める。

イ 応急復旧を実施するため、隣接市町等の応援協力により緊急かつ広域的に資機材の調達や人員の確保に努める。

第2節 交通規制

1 方針

刈谷警察署及び道路管理者は、大地震が発生した場合、災害対策基本法、道路法（昭和27年法律第180号）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）の定めるところにより、一般交通の安全と災害対策に必要な緊急通行を確保するために、次の要領により、歩行者、車両等

の通行を禁止し、又は制限する。

2 実施内容

- (1) 大地震が発生した場合、第1次的には、大地震が発生した直後において緊急の措置として幹線道路のうち、必要な道路について、緊急自動車及び緊急通行車両であると確認を受けた車両（以下「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止する。

第2次的には、被害状況に応じ第1次交通規制を解除して路線別、車別、用途別又は時間別の車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。

- (2) (1)により規制を受ける以外の道路については、その道路状況により通行を禁止し、又は制限する。
- (3) (1)及び(2)の措置をとった場合は、報道機関、立看板等により避難者、運転者等に対して適時適切に広報する。
- (4) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち適切な交通規制を行う。
- (5) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し必要な対策を講ずる。
- (6) 刈谷警察署における措置

ア 緊急交通路の確保

- (ア) 人命救助、災害の拡大防止、自治体・インフラ関係や負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。
- (イ) 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。
- (ウ) 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

イ 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	・ 緊急自動車 ・ 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	・ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・ 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両

ウ 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	・ 災対法第 76 条第 1 項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面 (災害発生直後)	・ 緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・ 交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）別記様式第 2 の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。	
第二局面 (交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面)	第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。	

エ 強制排除措置

- (ア) 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- (イ) 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合、又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- (ウ) 警察官の措置命令では車両等の移動ができないときは、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- (エ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者や港湾管理者（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急

通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

(7) 自動車運転者の措置

- ア 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。
- (ア) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。
 - (イ) 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
 - (ウ) 引き続き車を運転するときは、道路の破損、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。
 - (エ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
 - (オ) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
 - (カ) 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- イ 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。
- (ア) 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
 - (イ) 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。
- ウ 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。
- (ア) 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所
 - b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所
 - (イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - (ウ) 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

第32章 鉄道施設

第1節 方針

東海旅客鉄道株式会社及び名古屋鉄道株式会社は、非常災害に際して、その被害状況を的確に把握し、旅客等の救護及び誘導並びに被害箇所の早期復旧を図り、輸送機能の確保に努める。

第2節 実施内容

1 災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設置するとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。

2 応急措置

(1) 乗務員関係

- ア 地震等による異常を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋りょう区間、津波浸水が予想される区間等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。
- イ 異常を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡をする。
- ウ 旅客に対して、乗務員の指示誘導に従うよう案内する。
- エ 沈着かつ適切な判断に基づいて、旅客の救護及び誘導を行う。

(2) 駅関係

- ア 地震等による異常を認めたときは、列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を見合わせる。
- イ 運転指令と連絡の上、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示及び伝達する。
- ウ 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、旅客等に周知させる。
- エ 旅客等に対して、駅員の指示及び誘導に従うよう案内する。
- オ 避難口の状況及び落下物についての注意を与え、かつ救護誘導を行って混乱の防止に努める。

(3) 諸施設関係

- ア 地震等の被害が発生したとき又は発生したと思われるときは、マニュアルにより諸施設の担当係員が点検、巡回及び警備を行う。
- イ 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員のほか、外注工事を行って早期復旧に努める。
- ウ 応急復旧資材の管理点検は、定期的に行う。

(4) 通信連絡体制

鉄道電話を第一優先とし、他に西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。

第33章 電力施設

第1節 方針

中部電力パワーグリッド株式会社は、災害復旧対策にとって、必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

第2節 実施内容

1 大規模災害が発生した場合の対策

(1) 非常災害対策本部の設置

大地震が発生した場合、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は、通信の確保を図り情報の収集と伝達を行う。通信方法は、社内電話、加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

(3) 災害時における危険防止措置

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該地域に対し送電遮断等の適切な危険予防措置をとる。

(4) 復旧方法

ア 優先的に復旧する設備及び施設

(ア) 人命にかかわる病院

(イ) 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関

(ウ) 民心の安定に寄与する報道機関及び避難施設

イ 復旧方法

(ア) 変電設備

変電所は、重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(イ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り、仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

(5) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保については、必要に応じ他事業所、他支社及び他の電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保については、他事業所、他支社及び他の電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

ウ 路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(6) 広報サービス体制

ア 需要家に対する広報サービス

(ア) 電気の復旧状況、公衆感電事故防止を主体とした広報を広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

(イ) 災害復旧が長期に及ぶ場合、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため、地域防災機関へ要員を派遣し、緊密な協調を図る。

(7) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他の電力会社へ応援を依頼する。

(8) 電源車等の配備

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

第34章 都市ガス施設

第1節 方針

東邦瓦斯株式会社は、ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により、被害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発等の二次災害の防止を図るとともに、早急に応急復旧を実施し、さらに被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。

第2節 実施内容

1 大規模災害が発生した場合の対策

(1) 情報の収集

供給区域内の主要点の地震情報を速やかに入手し、地震の規模及び被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、ガス漏れ通報等の情報に加え、関係防災機関及び報道関係の情報を得て総合的に被害程度を把握する。

(2) 津波からの避難対策

ア 津波警報等が発表された場合、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、従業員、見学者、訪問者等に対し、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難するよう呼びかける。

また、関係事業所等の見学者、訪問者等に対しては、津波警報が発表された旨を伝達し、市町村が指定する緊急避難場所への避難や時間的余裕があると認められる場合には、帰宅等を要請する。

イ 津波警報等が発表された場合は、着積中のLNG船等に対し港外避難を要請する。

(3) 緊急対応措置の実施

ア 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。

(ア) 地震計をS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合

(イ) 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

イ 地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。

(ア) 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合

(イ) ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合

(4) 緊急動員

地震発生後、速やかに各ガス事業者は、災害対策本部等を設置する。緊急動員については、各社において、災害対策規定等によって定める動員体制によって行う。

(5) 応援要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して、他ガス事業社又は全国規模で救援派遣を要請する。

(6) 応急復旧作業

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

- ア 需要家のメーターコックの閉止の確認
- イ 導管の被害箇所の調査及び修理
- ウ 需要家の内管及び消費機器の被害箇所の調査及び修理
- エ 需要家の開栓及び試点火

(7) 広報活動

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

2 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

(1) ガス供給停止

各種の被害情報を総合的に判断し、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

(2) 救援隊の受入れ

一般社団法人日本ガス協会に対し、速やかに全国規模での救援隊派遣を要請する。

(3) 応急復旧資用機材置場等の確保

大規模な災害復旧活動のために、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となるので、防災関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(4) 応急復旧作業

応急復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ実施し、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設から順に、可能な限り早期復旧に努める。

第35章 LPガス（プロパンガス）施設

第1節 方針

緊急対応措置として、一般社団法人愛知県LPガス協会作成の「愛知県LPガス災害対策マニュアル」の定めに従って、被害状況の確認及び二次災害の発生防止措置をとる。

その後、供給設備・消費設備の安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置をとる。

第2節 実施内容

1 大規模災害が発生した場合の対策

(1) 災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。

(2) 情報収集

県内5支部の予め定められた情報ルートを通じ、地震の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 緊急動員

必要に応じ、各方面本部に現地災害対策本部等を設置し、予め定められた動員計画に基

づき応援要員を招集する。

(4) 応援要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地災害対策本部は相互支援体制に移行する。

(5) 緊急対応措置

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置をとる。

(6) 応急復旧作業

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置をとる。

(7) 広報活動

地震後のLPガスによる二次災害防止の措置、使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

2 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

(1) 緊急対応措置

被害状況の確認と二次災害の発生防止に努める。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行う。

安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(2) 広域応援体制の整備

一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(3) 応急復旧

応急復旧は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ実施し、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

第36章 上水道

第1節 方針

市は、水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、市民が必要とする最低限の飲料水を応急給水する。

市は、被害施設を短時間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として、配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

また、市は、被災規模に応じた迅速な応急給水及び施設復旧が行えるように、必要な支援体制を確立する。

第2節 実施内容

1 大規模災害が発生した場合の対策

(1) 支援体制

市は、施設の復旧が困難な場合、近隣市町あるいは県へ応援を要請する。応援の要請を

受けた市町及び県は、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づき積極的に協力する。

(2) 配管施設破損の場合

応援修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

(3) その他

ア 水道工事店等との連絡を密にして、災害時の緊急体制を整備する。

イ 仮配管等の必要性から、水道資材の備蓄に努めるとともに、民間資材の備蓄状況を把握しておく。

ウ 近隣の上水道の緊急連結、早期部分給水を配慮する。

2 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

(1) 支援体制

施設復旧の支援が円滑に行えるように、水道資材の備蓄等を整備する。

(2) 配管設備破損の場合

ア 大規模に配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

イ 県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水が受水できない場合は、浄水場を拠点とした給水を図る。

第37章 下水道

第1節 方針

下水道管理者は、災害発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次節の措置を講ずる。

第2節 実施内容

1 大規模災害が発生した場合の対策

(1) 下水管渠

市は、管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

(2) ポンプ場

各施設の被害状況に応じて、防災関係機関に情報伝達のうえ緊急措置をとる。

また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

2 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

ポンプ場等が被害を受け、排水機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

第38章 危険性物質

第1節 危険物施設

1 方針

危険物施設を有する事業所は、地震により危険物施設が被害を受け、危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民に被害を及ぼさないように努めるものとする。

2 実施内容

(1) 防災要員の確保

事業所の管理者等は、地震発生後、直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

(2) 応急点検及び応急措置

事業所の管理者等は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。

また、危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置をとるとともに、直ちに警察及び消防機関等へ通報する。

(3) 広報活動

事業所の管理者等は、地震による被害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに市民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

3 市における措置

(1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第2節 高圧ガス大量貯蔵所

1 方針

高圧ガス大量貯蔵所を有する事業者は、高圧ガス設備が被害を受け、ガス漏えい等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発などの二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害を及ぼさないように努める。

2 実施内容

(1) 防災体制の確立

ア 防災組織の確立

事業所の管理者等は、地震発生後、地震防災本部を設置し、緊急時の指揮命令系統を確保し、地震の規模に応じて、設備等の緊急運転停止、防災保安措置、職員の避難救護、周辺住民等への広報などを行う地震防災組織を確立する。

イ 情報の収集及び伝達

地震防災本部は、地震発生後、事業所内の被害状況及び設備の運転状況を把握するとともに、災害報道などにより、地震の規模、地震地域の全般的被害状況、道路被害状況など必要な情報を収集し、事業所内各部署に伝達する。

また、高圧ガス設備等の被害状況及び災害の発生状況について、消防機関等関係防災機関に通報する。

(2) 高圧ガス製造設備の運転停止

大規模な地震が発生した場合又は高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断

される場合は、高圧ガス製造設備の運転を緊急停止する。

(3) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検

高圧ガス製造設備の運転を停止した場合には、高圧ガス保安法に定める「定期自主検査」に準ずる詳細点検を実施した後、運転を再開する。

(4) 高圧ガス製造施設の被害状況の点検及び応急対策

ア 防災担当及び運転担当は、地震発生後、直ちに人身被害、火災、爆発、高圧ガスの大量漏えい等の有無について迅速に一時点検を行い、災害が発生している場合は、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。

イ 一時点検の結果災害が発生していない場合においても、二次点検としてガスの漏えい点検、運転管理点検、保安設備点検等を実施する。

(5) 広報活動

地震により災害が発生し、周辺住民等に被害を及ぼすおそれのある場合又は不安を与えるおそれがある場合には、災害の状況及び避難の必要性等について、迅速かつ正確な広報活動を実施する。

3 市における措置

(1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第3節 毒物劇物取扱施設

1 方針

毒物劇物取扱施設を有する事業所は、貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生し、周辺住民等に被害を及ぼす恐れのある場合、直ちに当該施設の従業員及び周辺住民に必要な情報等を提供し、安全な場所に避難誘導するとともに、早急に中和処理等を実施して被害の拡大を防止する。

2 実施内容

(1) 大規模災害が発生した場合の対策

ア 地震発生後、毒物劇物貯蔵設備等の被害状況の情報収集に努める。

イ 中和剤等の事故処理剤が不足する場合、市は、県に事故処理剤の支援を要請する。

ウ 地震により災害が発生し、当該施設の従業員及び周辺住民等に被害を及ぼすおそれがある場合、直ちに関係防災機関に通報するとともに、住民等を安全な場所に避難誘導する。

(2) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

市は、県内において事故処理剤が調達できない場合、県を通じて隣県及び国へ協力要請を行う。

3 市における措置

(1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡

する。

- (3) 災害の状況等により事故処理剤が不足する場合、事故処理剤の確保について県に要請する。
- (4) 地震により災害が発生し、周辺住民等に被害を及ぼしたり不安を与えるおそれがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。

第39章 防 疫

第1節 方 針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件が想定されるので、市は、迅速に防疫活動を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期す。災害の規模が大きく、市内のみでの対応が困難となった場合は、市は、保健所及び他市町村の協力を得て、必要な防疫措置をとる。

第2節 実施内容

1 大規模災害が発生した場合の対策

(1) 防疫組織及び被害の状況の把握

市は、災害対策本部を設置したときは、防疫組織を編成し、関係機関と連絡をとり、被害状況の早期把握に努める。

(2) 防疫活動及び資機材等の整備

ア 県の指示及び指導に基づき清潔方法、消毒方法、鼠族及び昆虫等の駆除並びに飲料水の供給を実施する。

イ 感染症が発生した場合は、速やかに感染症指定医療機関へ搬送する。

ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレやトイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。

エ 市有防疫用資機材に不足を生じた場合は、県又は他市町村に借上げ要請をする。

オ 薬剤の調達に努める。なお、市内で薬剤に不足を生じた場合は、県にあっせんを要請する。

(3) 避難所の衛生管理

市は避難者の健康状態を調査するとともに、飲料水については特に滅菌して使用する。また、避難所の生活環境を確保及び衛生状態の保持のため、し尿処理などの衛生指導を行う。

2 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

(1) 激甚な大規模災害が発生した場合は、県と協議して、県内外の被災していない市町村や販売業者等から、器具機材及び薬剤を調達する。

(2) 臨時予防接種

県は、予防接種法第6条の規定による、厚生労働大臣が定める疾病の臨時予防接種を実施する。

(3) 代執行

市の被害が甚大のため、又はその機能が著しく阻害されたため、県の指示又は命令により行うべき業務が実施できないか、実施しても不十分であると認められるときは、感染予防法の規定により、県が代執行することがある。

3 自宅療養者等の避難確保

- (1) 県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。
- (2) 県は、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第40章 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定

第1節 方針

地震直後に、被災した建築物が使用できるかどうか、余震等により倒壊しないかどうかの応急的な判断は、専門知識を持たない被災者には困難である、そこで、市は、県が養成する判定士の派遣を要請し、現地に派遣して技術的に危険度判定をすることにより、余震等による倒壊及び落下物による二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。

第2節 実施内容

応急危険度判定とは、被災した建築物が余震等により倒壊や、落下物を生ずる危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的とする簡易的判定であり、主として外観目視等によって行われる。

1 市における措置

- (1) 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置

各市町村の区域で判定を実施するに当たり、市町村災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

- (2) 判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。

判定活動の実施にあたっては、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

ア 住家の被害状況

イ 被災地における住民の動向

ウ 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等

エ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 判定の基本的事項

- (1) 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
- (2) 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の判定士は、3日間を限度に判定作業を行う。
- (3) 判定結果の責任については、市が負う。

3 判定内容

- (1) 応急危険度の判定は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」（（財）日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- (2) 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- (3) 判定調査票を用い、項目に従って調査のうえ判定を行う。
- (4) 判定は、原則として「目視」により行う。
- (5) 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

4 応急危険度判定士の活動環境の整備

市は、災害発生時に備え、応急危険度判定について、登録制度、判定基準、組織・人員、判定士の権限・補償・養成方法等活動環境を整備する。

第41章 公共賃貸住宅等への一時入居

第1節 方針

災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第2節 実施内容

1 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

2 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

3 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するもので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応する。

4 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料についてはできる限り軽減措置を図る。

5 応援協力の要請

被災者数が多く、市内で用意した戸数では対応が難しい場合は、県を通じて他の市町村に

被災者の受入れについて協力依頼するとともに、関係団体等に対し協力要請を行い、あつせん及び借上げの方法により民間賃貸住宅を提供できるように努める。

第42章 応急仮設住宅の建設と住宅の応急修理

第1節 方針

家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。

応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。

第2節 実施内容

1 応急仮設住宅の建設

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

(2) 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課などの免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(3) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建設の規模及び費用

一戸当たりの建設面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

イ 建設時期

災害が発生した日から、原則として20日以内に着工するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取により設置する。ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定と管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

災害により被災し、次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

イ 入居者の選定

入居者の選定については、市は県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、市は県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 被災住宅の応急修理

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」を居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(イ) 修理の範囲

雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

a 住家が半壊、半焼若しくはこれからに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では

応急修理をすることができない者

ｂ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(イ) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレ等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める基準とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから３か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、６か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は現物給付をもって実施する。

(2) 申請の受付等

市は、応急修理にかかる申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書の取りまとめ並びに県への各種情報提供を行う。

3 障害物の除去

市は、障害物の除去を次のとおり行う。障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(1) 障害物除去の実施

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分、又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから１０日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去できない場合は、必要最低限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接、又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要請する。

第3節 その他

- 1 災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- 2 整備保存すべき帳簿
 - (1) 応急仮設住宅入居申請書
 - (2) 応急仮設住宅台帳
 - (3) 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
 - (4) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、設計書及び仕様書
 - (5) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類
 - (6) 工事材料受払簿、大工、賃金職員等雇上費の出納簿、輸送記録簿
 - (7) 応急修理記録簿
 - (8) 応急修理のための契約書及び仕様書
 - (9) 支払証拠書類

第43章 学校における対策

第1節 方針

災害のため児童・生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会及び国立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施する。

第2節 実施内容

1 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

(1) 津波警報等の把握・伝達

災害が発生する恐れのある場合は、市との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に注意し、情報の把握に努める。

(2) 避難等

学校において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受け、又は避難者があった学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

(3) 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより児童生徒等の安全確保が困難であると思われる場合は、次により臨時休業等の措置をとる。

小中学校において災害の発生が予想される場合は、学校教育法施行規則に基づき市教育委員会又は各学校長が行う。

ただし、各学校長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議する。

2 教育施設及び教職員の確保

市及び県の教育委員会は、教育施設の被災又は校舎、体育館及び運動場が集団避難施設に

なることにより授業等が長期間にわたって中断することを避けるため、次の措置を講ずる。

なお、市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要請する。

(1) 応急な教育施設の確保と授業等の実施

ア 校舎の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被害により全面的に使用困難な場合

市内の市民館等公共施設あるいは近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の市民館等の公共施設あるいは校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずる。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について、市と協議を行い、授業の早朝再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

市教育委員会は、校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要するため、児童生徒を集団的に避難させる場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又は教職員を臨時に採用する等、必要な教職員の確保に万全を期する。

3 応急な教育活動についての広報

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期及び方法等について児童生徒等及び家庭等への周知を図る。

4 教科書、学用品等の給与

市は、災害により教科書、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした市立学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を速やかに県教育委員会に報告する。

第3節 その他

整備保存すべき帳簿

- 1 学用品購入（配分）計画表
- 2 学用品交付簿
- 3 学用品出納に関する帳簿

4 学用品購入関係支払証拠書類

第44章 金融対策

第1節 方針

東海財務局、日本銀行名古屋支店及び県は、大規模な地震被害が発生した場合、適当と認める機関又は団体と密接な連絡を取りつつ、金融機関等の業務の円滑な遂行を確保するため、次の掲げる措置を適切に講ずる。

第2節 実施内容

1 金融機関の営業の確保

- (1) 金融機関の営業については、原則として、平常通り営業を行うよう指導する。
- (2) やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金等の払出し業務については、次の措置をとり、できる限り継続するよう指導する。
 - ア 被災者の預金払戻しについて、実情に即した簡易な確認方法で実施する。
 - イ 定期預金等の中途解約又は当該預金、積金等を担保として貸出に応ずる。
- (3) 為替の取組又は手形交換及び不渡処分についても適宜配慮するよう指導する。
- (4) 金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮するよう指導する。

2 その他金融機関等の営業確保

証券会社の預り金払出しは、被災者の実情に即した簡易な確認方法で実施するよう指導する。

また、預り有価証券の売却・解約代金の即日払いの申出があった場合は、適宜配慮するよう指導する。

3 金融機関等の防災体制等

- (1) 金融機関の店頭の顧客及び従業員の安全確保に十分配慮する。
- (2) 被害の軽減及び業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関に危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配慮等について適切な応急措置をとるよう指導する。

4 顧客への周知徹底

金融機関等の営業状況などをポスターの店頭掲示等の方法により周知徹底するよう指導する。

第45章 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

第1節 被災者への情報伝達活動

- 1 市及び事業者は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否の情報、ライフラインや交通施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切

に提供するものとする。なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行うこと。

- 2 市及び事業者は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。
- 3 情報伝達に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、パソコンネットワーク・サービス会社等の協力を得て、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。
- 4 市は、必要に応じ、公共機関、その他関係機関との連携を図りつつ、広域のあらゆる情報やニーズを収集・管理し、関係機関や住民に情報を発信する地域密着型の地域情報ステーションを、被災地近傍に設置するものとする。

第2節 住民等からの問い合わせに対する対応

- 1 市及び事業者は、必要に応じ、災害発生後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。
- 2 国、県等各防災機関においても、相談窓口が設置されることがあることから、市は、これらの設置状況を把握し、被災者等への情報伝達に努める。

地震・津波災害対策計画

第4編 災害復旧・復興

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

第1節 方針

復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により、地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。また、復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に障害者や高齢者、女性等の参画を推進する。

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。

第2節 迅速な原状復旧

1 被災施設の復旧等

- (1) 市及び公共機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- (2) 市及び公共機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

2 がれきの処理

- (1) 市は、がれきの処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- (2) がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。
- (3) がれき処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。
また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。
- (4) 市による処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町及び県に応援要請を行う。

第3節 復興計画等の策定

1 復興計画の策定

市は、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市は、復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、円滑かつ迅速な復興を図る。

策定に当たっては、復興に関する市基本方針、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、

総合計画等を踏まえるものとする。

また、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（県との連携、広域調整）を行うものとする。

2 防災まちづくり

- (1) 市は、災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を得るよう努めるものとする。
- (2) 市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- (3) 市は、防災まちづくりに当たっては、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等が、単に避難場所や臨時ヘリポートなど防災のためだけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観形成に役立つ点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るよう努めるものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。
- (4) 市は、既存不適格建築物については、防災アメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。

第4節 職員の派遣要請

1 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

2 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

3 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

第1節 方針

公共施設等の復旧にあたっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて、実施するものとする。

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

なお、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入を防止するため、警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

第2節 災害復旧事業の種類

1 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 海岸災害復旧事業
- (3) 砂防設備災害復旧事業
- (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (5) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (7) 道路災害復旧事業
- (8) 下水道災害復旧事業
- (9) 公園災害復旧事業

2 農林水産業施設災害復旧事業

3 都市災害復旧事業

4 水道災害復旧事業

5 住宅災害復旧事業

6 社会福祉施設災害復旧事業

7 公立医療施設、病院等災害復旧事業

8 学校教育施設災害復旧事業

9 社会教育施設災害復旧事業

10 その他の災害復旧事業

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業における財政援助等の決定は、知事の報告その他市が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるので、これらの調査等に積極的に協力し、早期に採択されるよう努める。

1 法律等による一部負担又は補助

(1) 法 律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 海岸法
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ク 予防接種法
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

サ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の3分の2又は5分の4を国庫補助する。

イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の3分の2又は2分の1を国庫補助する。

ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の2分の1を国庫補助する。

第4節 激甚災害の指定

1 方針

大規模な災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定が受けられるよう、市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力する。なお、市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3章 災害廃棄物処理対策

市は、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、刈谷市災害廃棄物処理計画において、災害廃棄物の仮置場の確保や運用指針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

市は、がれきの処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行うものとする。

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

がれき処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

市による処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び県に応援要請を行う。

市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

市は、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。また、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

さらに、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について、災害廃棄物への対応として、計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。

第4章 被災者等の生活再建等の支援

第1節 方針

- 1 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のため

の仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

- 2 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

第2節 実施内容

1 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した作家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制 についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

3 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

4 被災者生活再建支援金の支給

(1) 県における措置

ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人県道府県会館）に委託している。

イ 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。

(2) 市における措置

市は、被災者生活再建支援金の支給申請を受け付け、確認し、県へ送付する。

5 災害弔慰金の支給等

「刈谷市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、次の措置を行う。

(1) 災害弔慰金の支給（費用負担：国 2/4、県 1/4、市 1/4）

災害により死亡した者の遺族に対し、支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給（費用負担：国 2/4、県 1/4、市 1/4）

精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し、支給する。

(3) 災害見舞金の支給（市単独事業）

災害又は火災により被害を受けた世帯の世帯主に対し、被害の程度により支給する。

(4) 災害援護資金の貸付（費用負担：国 2/3、県 1/3）

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、被害の程度、種類に応じて、災害援護資金の貸付けを行う。

6 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期間の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

7 義援金品の受付、配布

(1) 義援金品の募集

日本赤十字社愛知県支部、報道機関、各種団体等は、災害の状況により募集期間を定めて日赤刈谷市地区、新聞、ラジオ、テレビ又は街頭募金等により募集することができる。

(2) 義援金品の受付、保管

ア 義援金品の受付

市は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品の受付を行う。義援金品の受付についての計画を樹立しておくものとし、受付マニュアルの作成に努める。

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

イ 義援金品の保管場所

市は、義援金品の保管場所について、あらかじめ計画を樹立しておき、被災者に配分するまでの、一時保管を行う。

(3) 義援金品の配分

ア 配分方法

(ア) 県に寄託された義援金は、市に寄託されて被災者に配分する。

(イ) 報道関係、各種団体等で募集した義援金品は被災者に配分されるが、必要に応じて市に寄託されて被災者に配分する場合がある。

イ 配分基準

(ア) 義援金の配分基準は、被害状況に応じて算出し、義援金配分委員会（本部員会議）に諮って決定する。

(イ) 義援品の配分基準は、被害状況に応じた配分計画に基づき、義援金配分委員会（本部員会議）に諮って決定する。

8 金融対策

東海財務局及び日本銀行名古屋支店は、災害関係の融資について、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時適切な措置をとるよう金融機関に対し要請する。

9 住宅の建設

(1) 災害公営住宅の建設

市は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対し、居住の安定を図るため、公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設する。

なお、被害が甚大で市において建設が困難な場合は、県が市に代わり災害公営住宅を建設する。

また、災害公営住宅等の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法(技術面)、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。また、市は、必要に応じて県職員の応援派遣を要請することができる。

10 労働者対策、商工業・農林水産業の再建支援相談

(1) 労働者対策

市は、労働者及び事業主からの相談に対し、保護対策については愛知労働基準局、職業のあっせん等については刈谷職業安定所と連携し、労働者対策に万全を期す。

(2) 商工業の再建支援相談

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

(3) 農林水産業の再建支援相談

ア 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度(農林漁業セーフティネット資金等)等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

イ 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度(農林漁業セーフティネット資金等)等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

ウ 施設復旧

第6章 公共施設災害復旧事業 参照

11 乳幼児の保育

市は、災害復旧のため、保育に欠けることとなった乳幼児を、一時的保育園に入園させる。

12 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づ

き避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。また、県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、市に情報提供と支援を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすい。そのため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

また、ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子供たちへの健康支援活動

学校において健康相談を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

1.3 要配慮者支援対策

(1) 被災状況、福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、サービスチームを結成してニーズに応じたサービスを提供する。また、必要に応じて、県に災害派遣福祉チーム（DCAT）の派遣を要請する。

(2) 緊急一時入所

施設や自宅の被災により福祉施設入所者や在宅介護者等の被災を免れた施設への緊急一時入所の便宜を図る。

(3) 多言語による情報提供

刈谷市国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、外国語ボランティアを避難所等に派遣するとともに、メディアによる災害情報や支援情報等の外国語による情報提供を図る。

1.4 暴力団等への対策

暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努める。

また、被災者支援施策として市及び県が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第5章 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

市は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

第6章 災害復旧資金

第1節 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

1 天災資金

暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額及び償還年限につき有利な条件で融資する。

2 株式会社日本政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。

第2節 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び㈱日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

第3節 住宅復興資金

1 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）の規定により、災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

2 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

3 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第4節 更生資金

1 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として、県社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき災害援護資金の貸付けを行う。

2 激甚災害特別貸付金

被災労働者に対し、労働金庫手持資金について労働金庫各支店を通じて貸し付ける。

第7章 自発的支援の受入れ

大規模な災害発生が報道されると、市内外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるため

市は適切に対応する。

第1節 ボランティアの受入れ

1 ボランティアの受入れ

市及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、高齢者等の介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 市は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

第2節 支援物資、義援金の受入れ

1 支援物資の受入れ

市は、関係機関等の協力を得ながら、支援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

2 義援金の受入れ

義援金の使用については、関係機関と十分協議の上、定めるものとする。

地震・津波災害対策計画

第5編 南海トラフ地震臨時情報 発表時の対応

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第1章 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、準備配備体制をとり、必要に応じてその体制を拡張した体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第8章「津波警報等・地震情報等の伝達」第2節「実施内容」1「津波警報等・地震情報等の伝達」を参照。）

第2章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、第2非常配備体制をとり、必要に応じてその体制を拡張した体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第8章「津波警報等・地震情報等の伝達」第2節「実施内容」1「津波警報等・地震情報等の伝達」を参照。）

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

県及び市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

県及び市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

4 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などを参考に、高齢者等事前避難対象地域について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、高齢者等避難により事前の避難を促す。

県及び市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の住民等（要配慮者等除

く。)及び高齢者等事前避難対象地域外の住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。

5 消防機関等の活動

(1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。また、県は市が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法

(2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。

ア 所管区域内の監視及び警戒

イ ダム・ため池・水門・閘門等の操作

ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

6 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 不法事案等の予防及び取締り

(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(4) 通信

通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

8 金融

日本銀行名古屋支店は金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

9 交通

(1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

イ 県（関係局）は道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報板等により道路利用者へ情報提供するものとする。

(2) 海上

ア 第四管区海上保安本部（事務所を含む。）及び港湾管理者は、船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に必要な措置を講じるものとする。

イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意して必要な措置を講じるものとする。

(3) 鉄道

ア 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

イ 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努めるものとする。

10 市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

- ・来場者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際に、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討すること。
- ・避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ロ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(ハ) 出火防止措置

(ニ) 水、食料等の備蓄

(ホ) 消防用設備の点検、整備

- (キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
 - (ク) 各施設における緊急点検、巡視
- 上記の(ア)～(ク)における実施体制（(ク)においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定めるものとする。

イ 個別事項

- (ア) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置を定めることとする。
 - (イ) 学校にあつては、次に掲げる事項を定めることとする。
 - a 児童・生徒等に対する保護の方法
 - b 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
 - (ウ) 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項を定めることとする。
 - a 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - b 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 公共土木施設等

- ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等を定めることとする。
- イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置を定めることとする。

(3) 災害応急対策の実施上重要な建物

- ア 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
 - (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - (イ) 無線通信機等通信手段の確保
 - (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 県は、市が南海トラフ地震防災対策推進計画に定める避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(4) 工事中の建築物等

施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

1 1 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。県においては、市が実施する対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとする。

1 2 広域応援部隊の活動

先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、TEC-FORCE は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成 27 年 3 月 30 日中央防災会議幹事会決定、令和 2 年 5 月改訂）に基づき活動するものとする。

第 3 章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、第 1 非常配備体制をとり、必要に応じてその体制を拡張した体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第 3 編第 8 章「津波警報等・地震情報等の伝達」第 2 節「実施内容」1 「津波警報等・地震情報等の伝達」を参照。）

2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

県及び市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は 1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

県及び市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

[南海トラフ地震に関連する情報]

- 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30 分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内（※1）でマグニチュード6.8 以上（※2）の地震（※3）が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※4）8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内（※1）において、モーメントマグニチュード（※4）7.0 以上の地震（※3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

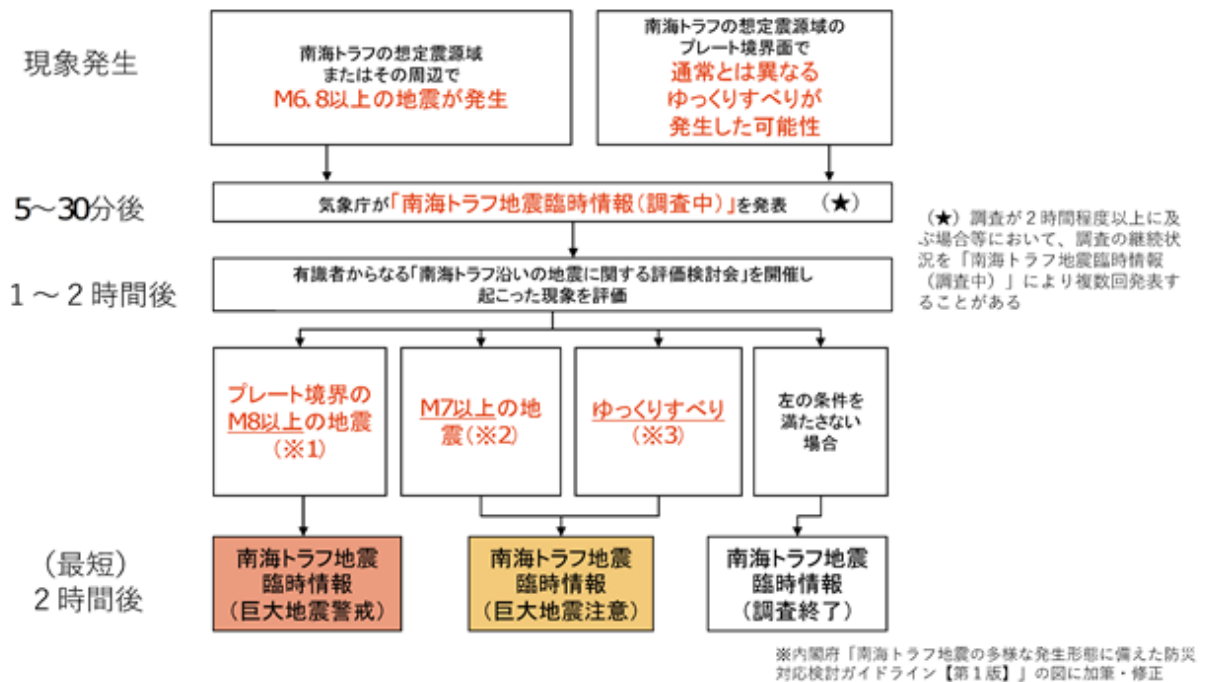
※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。

※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。

地震・津波災害対策計画

別紙 東海地震に関する事前対策

別紙 東海地震に関する事前対策

第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報

第1節 東海地震に関する事前対策の意義

この計画は、大震法第6条第2項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域について、東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、大規模な地震に係る防災訓練計画に関する事項を定め、刈谷市域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

第2編第2章第6節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。

2 東海地震に係る防災訓練に関する事項

第2編第9章第2節「防災訓練の実施」で定めるとおり。

加えて、県は、東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制との連携強化を目的として、中央防災会議の主唱により行われる国の総合防災訓練と連携を図りながら、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。

3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第2編第9章第3節「防災知識の普及」で定めるとおり。

第2節 東海地震に関連する情報

東海地震注意情報に基づき国が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

市は、警戒宣言発令前において、東海地震注意情報に基づき国が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、必要な行動を実施する。

第2章 地震災害警戒本部の設置等

第1節 地震災害警戒本部の設置等

1 市長は、東海地震に関連する調査情報、または東海地震注意情報が発表された場合は、刈谷市災害対策本部条例に定めるところにより災害対策本部を設置する。

2 市長は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに刈谷市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置し、的確かつ円滑に運営するものとする。

第2節 市警戒本部の組織及び運営

市警戒本部の組織及び運営は、大震法、大規模地震対策特別措置法施行令、刈谷市地震災害警戒本部条例に定めるところによる。

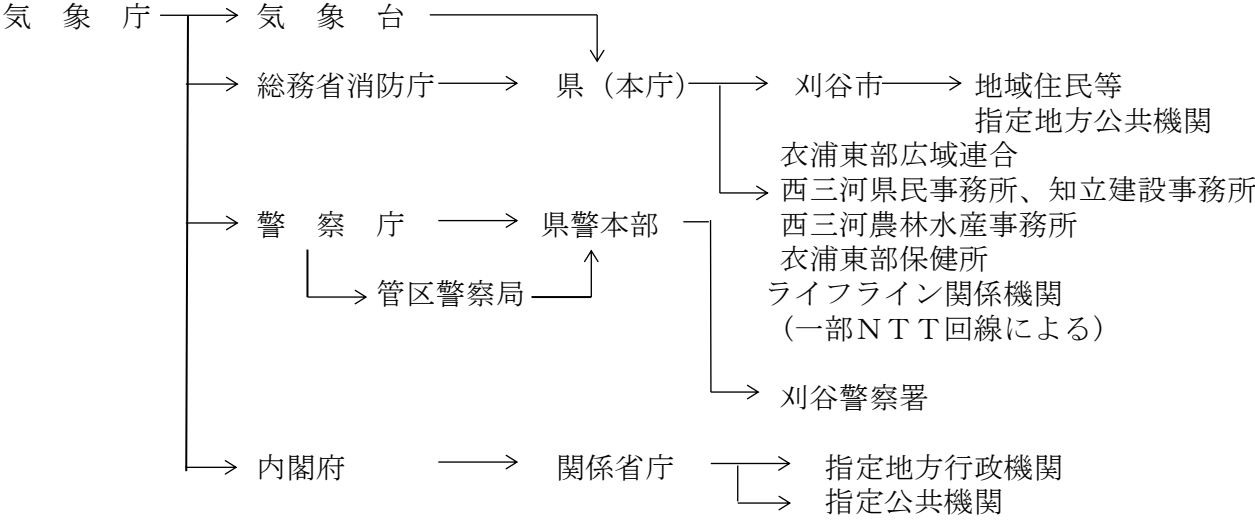
第3節 警戒宣言発令時等の情報伝達

1 東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の種類及び伝達等

市は、警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、

東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報の内容、その他これらに関連する情報の伝達は、次の系統図により行う。

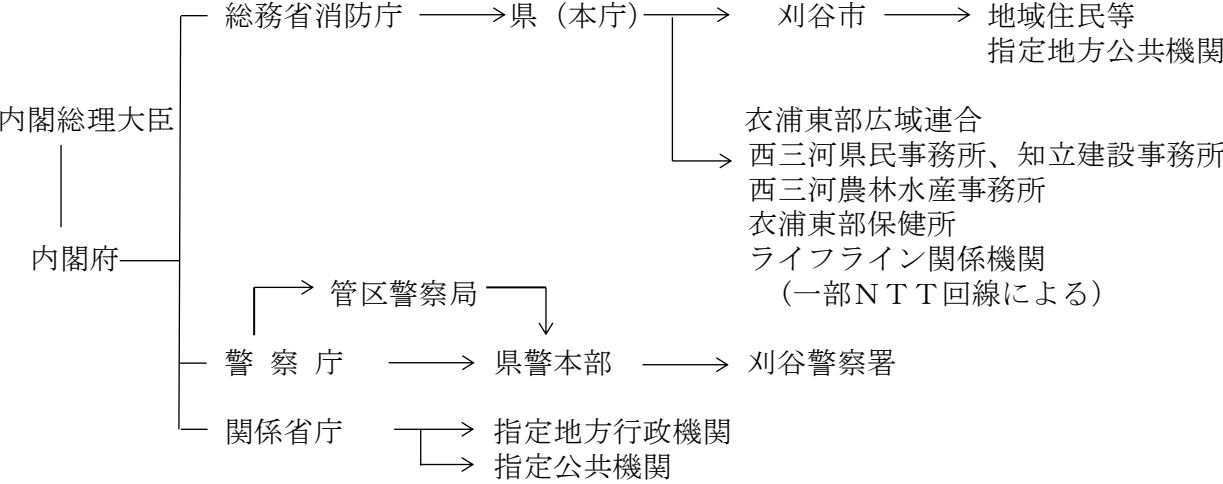
(1) 東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報、その他これらに関連する情報



種 類	内 容 等		防災対応
東海地震予知情報 カラーレベル赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		警戒宣言 地震災害警戒本部設置 地震防災応急対策
東海地震注意情報 カラーレベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		準備行動の実施 市民等への広報
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル青	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	情報収集連絡体制
	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	

※「東海地震に関する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

(2) 警戒宣言

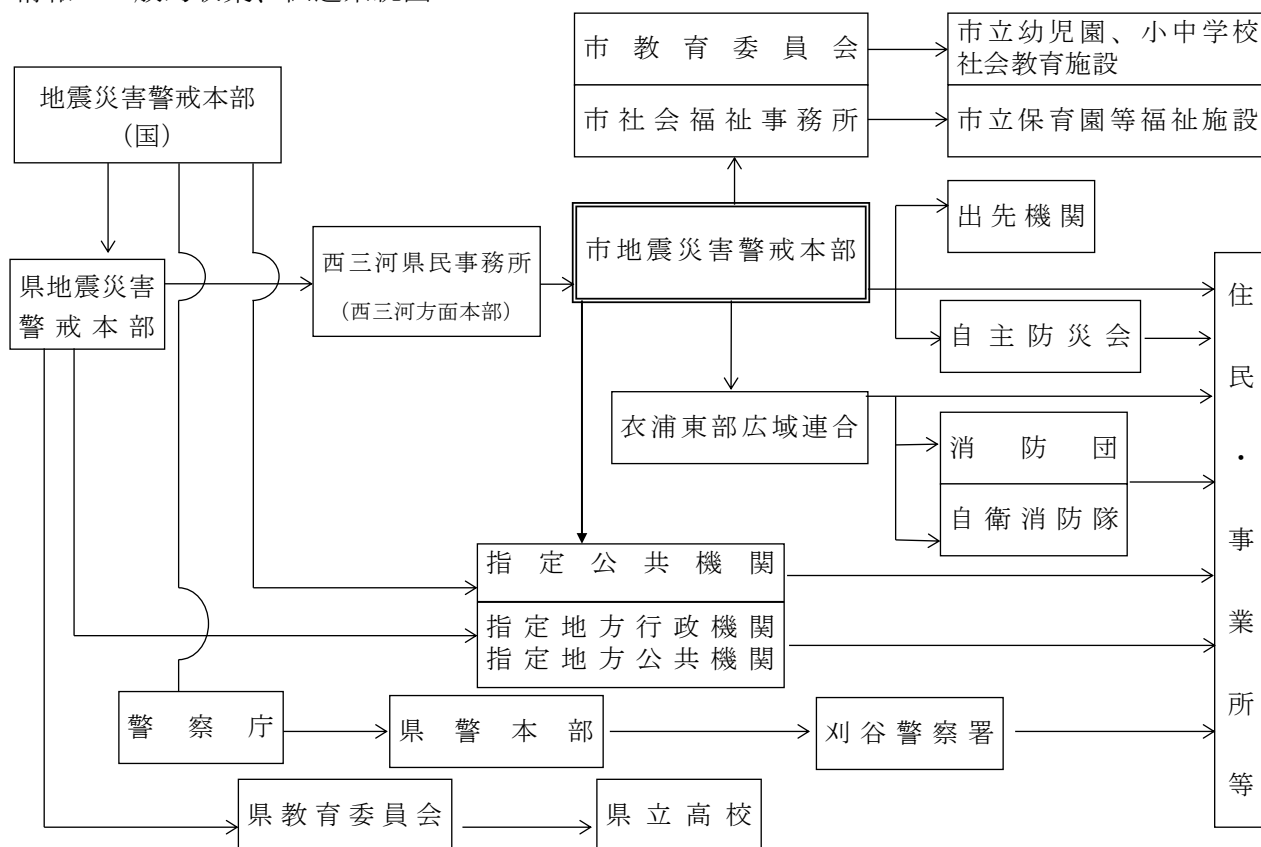


2 東海地震注意情報発表時の情報伝達等

市の内部における伝達は、勤務時間内においては庁内放送、防災行政無線等によるものとし、勤務時間外においては別に定める職員災害時行動マニュアルによる。

なお、市警戒本部を中心とした情報の一般的収集、伝達系統については次のとおりとし、各機関は地震防災応急対策の実施状況及び実施に必要な情報を積極的に収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

情報の一般的収集、伝達系統図



第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保

市及び防災関係機関は、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、警戒宣言が発せられた場合には、食料、生活必需品、医薬品、応急復旧資機材等の確保、配備等を行うとともに、災害応急対策に係る措置を実施する人員の配備を行うものとする。

市長は、特に必要と認めるときは、地震防災応急対策に係る措置を実施するため、県に対し応援を要請するものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施するものとする。

1 食料、生活必需品、医薬品の確保

(1) 食料の確保

被災後の民生安定と救護活動については、食料の供給が重要な役割をもつので、警戒宣

言が発せられた場合は、市は防災関係機関及び関係事業者等に協力を求め確保に努めるものとするが、必要量が確保できない場合は県に対し必要な食料の確保措置を要請するものとする。

ア 主食の確保

米穀

市は、アルファ米等の保存食を備蓄し、供給体制を整えるとともに防災関係機関及び関係事業者等に協力を求め、確保する。

イ パン、副食品等

市は、パン、副食品等についても防災関係機関及び関係事業者等に協力を求め、確保する。

ウ その他の副食品、調味料等

市は、警戒宣言が発せられた後の状況に応じ、その他の副食品、調味料等についても防災関係機関及び関係事業者等に協力を求め確保する。

(2) 生活必需品の確保

ア 被災後の日常生活において、寝具その他の生活必需品の確保は、民生安定のために欠くことができない事柄であるので、市は地震が発生した場合に備え、備蓄を行う。

イ 市は、警戒宣言が発せられた場合、刈谷商工会議所に対し、市内において生活必需品を販売する商業者の在庫物資を調達するための応援を要請するとともに、自ら生活必需品の確保が困難な場合には、県へ必要量の援助を要請する。

ウ 市は、生活必需品を扱うスーパーマーケット、小売店舗については、警戒宣言が発せられた場合に、食料等生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止を図り、極力営業を行うよう関係団体を通じてあらかじめ要請し、供給を確保する。

(3) 医薬品等の確保

市は、発災後の医療活動用として医薬品等の備蓄を行う。

また、医薬品その他衛生材料の緊急確保が必要な場合は、県、刈谷市薬剤師会及び関係団体等の協力を要請し、供給体制を整える。

2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

(1) 緊急輸送確保用資機材及び人員の配備

ア 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路の確保をするため、応急復旧用資機材の確認、人員の確保等の準備を行う。

イ 刈谷警察署は、警戒宣言が発せられた場合は、緊急輸送車両等の通行路を確保するため、交通規制標識又は交通規制用広報看板を必要箇所に設置する。

ウ 東海旅客鉄道株式会社及び名古屋鉄道株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、発災後における応急復旧に備えるため、概ね次の措置を実施する。

(ア) 応急復旧用資材及び機器の所在を確認するとともに、手持ち資材、機器についてもその所在を確認する。

(イ) 必要によりあらかじめ定めてある人員により応急復旧体制を整える。

(2) 給水確保用資機材及び人員の配備

市は、発災後の居住者等の飲料水等を貯水するため、配水池、浄水池の配水操作に必要な人員の配備、応急給水、応急復旧用の工具、車両等を確保するとともに「水道災害相互

応援に関する覚書」を締結している県内の水道事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整える。

(3) 電力供給確保用資機材及び人員の配備

中部電力パワーグリッド株式会社は、東海地震注意情報、又は警戒宣言が発表された場合、社内に非常体制を発令し、非常災害対策本部等を設置し、次の措置を実施する。

ア 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

イ あらかじめ定められた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。

(4) 都市ガス供給用資器材及び人員の配備

東邦瓦斯株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し災害対策本部を設置して、次の措置を実施する。

ア 車両等整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

イ あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

(5) 通信確保用資機材及び人員の配備

ア 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、災害応急用無線機の整備や確認を行い、事前に相互の連絡調整を行う。

イ 西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、東海地震注意情報の伝達を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施する。

(6) 浸水対策確保用資機材及び人員の配備

市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう非常配備の体制を整え、浸水対策用資機材の整備を行う。

(7) 廃棄物処理及び清掃活動確保用資機材及び人員の配備

ア 一般廃棄物処理施設

市及び刈谷知立環境組合は、災害が発生した場合に備え、速やかに一般廃棄物処理施設の緊急点検を行い、復旧、稼働できるよう体制を整える。

イ ごみ処理

市は、災害が発生し、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備え、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるように人員体制及び資機材を確保する。

また、一時集積地を確保し、処分地についても、市及び刈谷知立環境組合において、災害時も含めて十分確保する。

ウ し尿処理

市は、災害が発生し、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能となった場合に備え、仮設トイレの建設を行えるよう必要な人員体制の整備や資機材を確保する。

(8) 防疫活動確保用資機材及び人員の配備

市は、発災後における感染症予防対策として、生活環境の悪化地域等に対して、消毒方法・清潔方法及びネズミや害虫の駆除を行うため、その緊急時に対応できるよう配備体制を整える。

また、市は、検病調査及び健康診断を行うための配備体制を整えるとともに県の協力を要請する。

(9) 医療救護用資機材及び人員の配備

ア 市は、地震の発生に備え、応急的な医療救護活動を行うため、次の措置を実施する。

(ア) 救急告示医療機関、保健センター、刈谷医師会館、刈谷市歯科医師会事務所を拠点として、医療救護活動の準備を行う。

(イ) 市は、発災後の応急的な医療救護活動を行うために応援が必要と判断される場合は県に対し、人員及び医薬品等の確保を要請する。

(ウ) 市は、応急的な医療活動を行うために必要な救護班の編成、派遣の準備を行い、災害発生に備える。

イ 刈谷医師会及び刈谷市歯科医師会は、緊急事態に備え、いつでも出動できるよう医療救護班の準備体制を整える。

ウ 刈谷薬剤師会は、医療救護活動に必要な医薬品等を確保する。

(10) 応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理確保用資機材及び人員の配備

市は、警戒宣言が発せられた場合、発災後に備えて、住家の応急復旧のため防災関係機関へ協力要請の準備を行う。

第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

1 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の広報

東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策を迅速かつ的確に行い、被害の軽減に資するよう、市及び防災関係機関は東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施するものとする。

(1) 広報内容

広報を行う必要がある項目は、概ね次のとおりとする。

ア 東海地震に関連する情報の内容、県下の地震及び津波の予想並びに本市における災害危険箇所及び避難対象地区の周知

イ 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ

ウ 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報

エ 交通規制に関する情報

オ ライフラインに関する情報

カ 強化地域内外の生活関連情報

キ 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の呼びかけ

ク 応急計画を作成しない事業所及び地域住民がとるべき措置

ケ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置

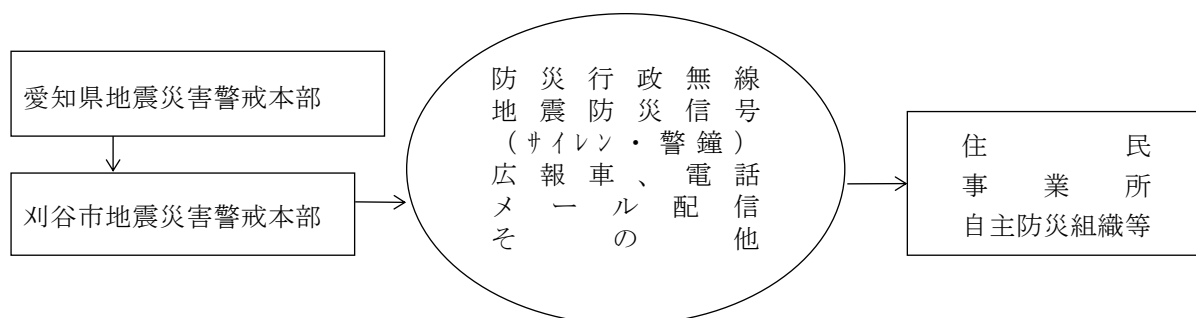
コ 金融機関が講じた措置に関する情報

サ その他状況に応じた事業所又は市民に周知すべき事項

(2) 広報手段

広報は、防災行政無線、メール配信、地震防災信号、広報車等又は自主防災組織及び消防団等を通じて行うほか報道機関の協力をも得て行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対しての対応については、外国語による表示、冊子配布など様々な広報手段を活用して的確に行う。



地震防災信号

警	鐘	サイレン
(5点)		(約45秒) (約15秒)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間を継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。		

(3) 問い合わせ窓口

市民等の問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整えるものとする。

(4) 報道機関との応援協力関係

市は、東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合、「災害時の放送に関する協定書」により、株式会社キャッチネットワーク及び株式会社エフエムキャッチに対し、市民がとるべき措置等の放送を依頼するものとする。

2 警戒宣言後の避難状況に関する情報の収集、伝達

(1) 収集、伝達系統

市における警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等に関する情報の収集、伝達及び市地震災害警戒本部からの指示事項等の伝達は、第4章の第1節の情報の一般的収集、伝達系統により行う。

(2) 報告事項

ア 市は、警戒宣言発令後1時間以内に、市様式1で県に報告する。

(ア) 報告事項は、次の事項とする。

a 東海地震予知情報の伝達

(選択：1 完了、2 半数以上、3 半数未満)

- b 地域住民の避難状況
(選択：1 必要なし、2 必要あり (ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施))
- c 消防・浸水対策活動
(選択：1 必要なし、2 必要あり (ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施))
- d 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護
(選択：1 必要なし、2 必要あり (ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施))
- e 施設・設備の整備及び点検
(選択：1 必要なし、2 必要あり (ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施))
- f 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
(選択：1 必要なし、2 必要あり (ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施))
- g 食糧、生活必需品、医薬品等の確保
(選択：1 必要なし、2 必要あり (ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施))
- h 緊急輸送の確保
(選択：1 必要なし、2 必要あり (ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施))
- i 地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置
(選択：1 設置、2 準備中、3 未設置)
- j 対策要員の確保
(選択：1 完了、2 半数以上、3 半数未満)

イ それ以降は、市様式2により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

(ア) 報告事項は、次の事項とする。

- a 避難の経過（「危険事態、異常事態の発生状況」及び「措置事項」）
- b 避難の完了（「避難場所名」、「避難人数・要救護人数」及び「救護・保護に必要な措置等」）
- c 東海地震予知情報の伝達、避難指示
- d 消防、水防その他応急措置
- e 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護
- f 施設・設備の整備及び点検
- g 犯罪の予防、交通の制限、その他社会秩序の維持
- h 緊急輸送の確保
- i 食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制設備
- j その他災害の発生防止・軽減を図るための措置

(イ) 報告時期

a は、危険な事態、その他の異常な事態が発生した後直ちに。

b は、避難に係る措置が完了した後速やかに。

c から j までは、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次。

(3) 報告の時期

ア 避難の経過は、危険な事態、その他異常な事態が発生した後直ちに行う。

イ 避難の完了は、避難に係る措置が完了した後速やかに行う。

ウ 地震防災応急対策は、それぞれの措置をとるため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次行う。

第4章 発災に備えた直前対策

本市の地域に係る地震防災に関し、本市及び地域内の公共的団体その他防災上必要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 刈谷市

- (1) 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の収集伝達及び広報
- (2) 避難の指示等
- (3) 災害から居住者等の危険を防止するため特に必要があると認める地域について、警戒区域の設定
- (4) 県へ避難状況の報告
- (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じてそのとるべき措置について指示又は要請
- (6) 災害の発生に備え、地震防災応急対策の実施の責任を有する者に対し、応急措置の実施に必要な準備の要請
- (7) 要配慮者の保護、移送をするための措置
- (8) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護をするための措置
- (9) 避難地、避難路、緊急輸送の確保をするための必要な道路その他地震防災緊急整備事業の推進
- (10) 通信施設整備事業の推進
- (11) 大規模な地震に係る防災訓練等の実施及び地震防災上必要な教育の推進
- (12) 災害が発生した場合における食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他の保健衛生に関する措置その他必要な応急措置の準備
- (13) 地震防災応急対策について、必要に応じ県知事に応援を求め又は応急措置の要請、また、応急措置を実施するため必要があるときは、他の市町村の長等に対し応援の要請

2 防災関係機関

【衣浦東部広域連合】

- (1) 東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の正確・迅速な収集伝達
- (2) 火災発生防止に関する広報
- (3) 火災、浸水等の防除のための警戒協力
- (4) 迅速な救急救助のための体制
- (5) 防災活動協力

【刈谷警察署】

- (1) 災害時における警備対策及び交通対策の企画、調整並びに推進
- (2) 他の防災関係機関との連携
- (3) 情報の収集及び連絡
- (4) 避難の指示又は警告及び誘導

- (5) 交通規制
- (6) 犯罪及び混乱の防止等の措置

【西日本電信電話株式会社】

- (1) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報等の正確・迅速な収集伝達
- (2) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報等が発せられた場合の地震防災応急対策実施上重要な通信に対する通信設備の優先的提供
- (3) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信設備の整備
- (4) 発災後に備えた応急復旧に必要な資機材及び人員の確保
- (5) 気象警報等の市への連絡

【東海旅客鉄道株式会社・名古屋鉄道株式会社】

- (1) 東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の収集及び伝達
- (2) 東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
- (3) 旅客の避難及び救護等
- (4) 列車の運転規制等
- (5) 発災後に備えた応急復旧に必要な資機材及び人員の確保

【東邦瓦斯株式会社】

- (1) 東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の収集及び伝達
- (2) ガス施設の災害予防措置
- (3) 発災後に備えた応急復旧に必要な資機材及び人員の確保

【中部電力パワーグリッド株式会社】

- (1) 東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の収集及び伝達
- (2) 警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給を確保するための対策
- (3) 発災後に備えた応急復旧に必要な資機材及び人員の確保並びに他電力会社との電力緊急融通のための対策

【各自動車運送事業会社】

- (1) 緊急輸送実働訓練の実施及び機関誌による広報
- (2) 警戒宣言発令後、非常配備体制による緊急輸送対策本部の設置
- (3) 出動可能な車両及び人員の確保

【一般社団法人刈谷医師会】

医科及び助産活動協力

【一般社団法人刈谷市歯科医師会】

歯科保健医療活動協力

【刈谷市薬剤師会】

医薬品等の供給及び保管管理活動協力

【一般社団法人愛知県LPガス協会】

- (1) LPガス設備の災害予防措置をとる。
- (2) 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。

【産業経済団体】

(刈谷商工会議所、あいち中央農業協同組合等)

- (1) 発災後に備えた応急復旧に必要な食料や資機材及び人員の確保
- (2) 防災活動協力

【建設業団体】

(刈谷市管工事業協同組合等)

- (1) 発災後に備えた応急復旧に必要な資機材及び人員の確保
- (2) 防災活動協力

【文化、厚生、社会団体】

(日本赤十字社愛知県支部刈谷市地区奉仕団、自主防災会等)

- (1) 発災後に備えた応急復旧に必要な資機材及び人員の確保
- (2) 防災活動協力

【消防団】

- (1) 東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の正確・迅速な収集伝達及び広報
- (2) 迅速な救助等のための体制確保
- (3) 避難誘導

【その他重要な施設の管理者】

(危険物施設の管理者等)

防災管理上必要な措置及び防災活動協力

第1節 避難対策

1 地震防災応急対策要員の参集等

- (1) 市長は次の場合、職員の参集を命ずるものとする。

なお、東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報、または警戒宣言が発せられたとき、各々の場合における職員参集体制を定めるものとする。

ア 地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知を受けた場合

イ 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報、または警戒宣言発令を知り得た場合

- (2) 市長は、職員配備体制及び参集場所を別に定めるものとする。

- (3) 職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報の内容、その他これらに関する情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報及び警戒宣言発令に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

2 避難対策

市は、東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合は、地震発生後の避難を容易にするための措置及び災害発生前の避難行動による混乱防止措置並びに児童生徒等の安全対策を図るものとする。

- (1) 市が行う避難対策

ア 市は、警戒宣言が発せられた場合において避難情報の対象となるべき津波危険地域、がけ地崩壊危険地域等の範囲に居住する住民に、警戒宣言発令時にとるべき安全確保対策について、周知徹底を図る。

また、市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するために必要があると認めるときは、対象地域において、避難の指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。

イ 市は、あらかじめ自主防災組織等を単位として、在宅老人、障害者、病人等避難に当たり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無の把握に努め、災害発生後の避難に備える。

ウ 市は、避難生活に必須の食糧、飲料水、生活必需品等の物資を、警戒宣言時には、避難者に支給しない場合は、その旨を周知するものとする。

エ 市は、市民等が避難する場合は、避難誘導、避難路の確保に努め、緊急避難場所とはより近くの広場や空地に殺到し、混乱が生じ秩序が乱れることを防ぐ。

オ 市民等が緊急避難場所で運営する避難生活については、原則として屋外とする。

ただし、要配慮者を保護するため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活の運営ができるものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語ややさしい日本語、ピクトグラム（案内用図記号）による情報提供など様々な広報手段を活用して行う。

カ 市は、避難における救護に必要な物資、資機材等の調達及び確保に努める。

キ 避難対象地区内の居住者等が緊急避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとし、市は住民等に対して周知徹底を図るものとする。

ク 市は、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。

(2) 児童生徒等の安全対策

ア 児童生徒等の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、原則として、次のとおりとする。

(ア) 児童生徒等が在校中の場合は、授業・部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。

(イ) 児童生徒等が登下校中の場合は、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導を行う。

(ウ) 児童生徒等が在宅中の場合は、休校として、児童生徒等の登校はさせない。

イ 学校等においては、(1)の原則を踏まえて通学方法、通学距離、時間、通学路の状況、交通機関の状況を勘案し、あらかじめ保護者等と協議のうえ、実態に即して具体的な対応方法を定めておく。

ウ 東海地震注意情報が発表された段階からの学校等における対応方法については、児童生徒等をはじめ保護者その他関係者に周知をしておく。

エ 施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとる。

第2節 消防、浸水等対策

1 消防対策

衣浦東部広域連合は、東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合には、地震に伴う出火、混乱等の防止のため、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- (2) 火災の発生を防止するため現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- (3) 火災の発生の防止、初期消火活動について市民等への広報を行う。
- (4) 施設、事業所等に対し、消防計画の実施を指示する。
- (5) 自主防災組織等の消防防災活動に対し必要に応じ助言をする。
- (6) 迅速な救急救助のための体制を整える。

2 浸水対策

市は、東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合には、地震に伴う浸水を防止するため、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 防災無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- (2) 浸水対策用資機材の点検、整備を実施するとともに、衣浦東部広域連合と連携し、監視、警戒を強め、それぞれの管理者への連絡通報を行う。

3 津波対策

市は、警戒宣言が発せられた場合は、必要に応じて所管する河川、海岸等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、水門等の開閉鎖状況に応じ防災応急措置を行うとともに津波防災に関する広報を行うものとする。

第3節 社会秩序の維持対策

刈谷警察署は、東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合における混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのための社会秩序の維持対策を推進する。

1 混乱防止の措置

- (1) 警戒宣言が発せられた場合主要駅、繁華街、銀行、百貨店、大型スーパー等不特定多数の人が集まる施設・場所の管理者と緊密に連携し、広報、整理誘導等の混乱防止措置を行うものとする。
- (2) 正しい情報の積極的な広報及び混乱発生時における迅速な対処により流言飛語による混乱の防止を図るものとする。

2 不法事案に対する措置

- (1) 悪質商法等の生活経済事犯の予防及び取締りを行うものとする。
- (2) 窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行うものとする。
- (3) その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取締りを行うものとする。

3 避難に伴う措置

避難先及び避難対象地区に対する警戒活動を行うものとする。

4 自主防犯組織等との連携

対象となる地域及びその周辺において独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

第4節 道路交通対策

東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想される。このため、刈谷警察署及び道路管理者は、相

互に協力して適切な交通規制を行い、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

また、鉄道及びバス事業者は、東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合における乗客等の安全を確保するための措置をとるものとする。

1 道路

(1) 交通対策の基本方針

警戒宣言が発せられた場合における交通対策については、次のとおりとする。

ア 強化地域での一般車両の走行は極力抑制する。

イ 強化地域外から強化地域内への一般車両の流入及び強化地域内における震源方向への一般車両の通行は極力制限する。

ウ 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出及び強化地域内における震源方向から外周方向への一般車両の通行は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

エ 避難路及び緊急交通路については優先的にその機能の確保を図る。

(2) 運転者のとるべき措置の周知

刈谷警察署及び道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

ア 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動する。

イ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか、運転席などの社内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしない。

駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

ウ 不要不急の旅行等は控える。

エ 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しない。

(3) 交通規制の内容及び方法

刈谷警察署及び道路管理者は、警戒宣言が発せられた場合、大震法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者及び必要な物資の緊急通行並びにその他地震防災対策に必要な緊急通行を確保するため、次の要領で歩行者や車両の通行を禁止又は制限する。

ア 刈谷警察署が指定する区域又は道路の区間について、緊急自動車又は緊急輸送車両であることの確認を受けた車両以外の車両の通行を禁止又は抑制する。

イ 交通規制を実施した場合は、避難者及び運転者に対し、ラジオ、看板等により適切な広報を実施する。

ウ 通行の禁止又は制限を行った区域又は道路上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その走行を極力制限する。

エ 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機

関が協力し必要な対策を講ずる。

(4) 緊急輸送車両の確認

市は、大震法の定めるところにより緊急輸送を行う車両以外の車両の通行禁止又は規制が行われる場合には、県（県庁、西三河県民事務所はじめ他県民事務所）又は公安委員会（刈谷警察署等）に緊急輸送車両の確認届出を行い、緊急輸送車両の証明書及び標章の交付を受ける。

(5) 緊急輸送車両確認の効力

大規模地震対策特別措置法施行令第 12 条第 1 項に基づき、緊急通行であることの確認を受け、現に従事している際に、警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第 33 条第 5 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送を継続して行う。

第 5 節 鉄道

警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、各鉄道事業者は、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するものとする。また、警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続する。なお、強化地域内で震度 6 弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域について、安全に運行可能と判断した場合は、警戒宣言が発せられた場合においても運行を継続できるものとする。

1 東海旅客鉄道株式会社

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における列車、旅客等の安全を確保するため、次の措置をとるものとする。

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運転取扱

(ア) 旅客列車については、運行を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

(イ) 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ 旅客への対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動を行う旨の公表があったときには、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発せられた場合の運転計画を案内する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運転取扱

(ア) 警戒宣言発令後、次の各号に掲げる列車の運転取扱いを実施することとする。

(新幹線)

a 想定震度が 6 弱以上の地域への進入を禁止する。

b 想定震度が 6 弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。

c 想定震度が 6 弱未満の地域においては、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。

(在来線)

- a 強化地域への進入を禁止する。
- b 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
- c 強化地域外においては、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

イ 旅客への対応

- (ア) 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により、列車の運転状況について案内する。
- (イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、市の定める緊急避難場所に避難させるなどの必要な措置をとる。

2 日本貨物鉄道株式会社

東海地震注意情報が発表された段階から強化地域内を運転中、又は強化地域内へ進入する予定の貨物列車については、原則として最寄りの貨物駅に抑止の手配を行う。

3 名古屋鉄道株式会社

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運行

- (ア) 東海地震注意情報を受領した時点では、平常どおり運行する。
- (イ) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように、状況に応じて輸送力を増強する。

イ 旅客への対応

- (ア) 旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかに帰宅を促す案内を実施する。
- (イ) 地震が発生した場合には地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。
- (ウ) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。
- (エ) ターミナル駅は混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察官等の増備を依頼することもある。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運行

- (ア) 強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、予め定めた最寄りの駅へ停車し、旅客を安全な場所に案内する。
- (イ) 強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、予め定めた駅での折り返し運転を行う。

イ 旅客への対応

- (ア) 東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により、旅客に案内する。
- (イ) 強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄りの避難場所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での列車折り返し駅までの案内を実施する。

第6節 バス

路線バス事業者は、乗客等の安全を確保するため、原則として、次の措置を講ずるものとする。

- 1 運行路線にかかわる被害が予想される箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。
- 2 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。
- 3 東海地震注意情報が発表された場合は、乗客に対して、警戒宣言が発せられた場合に車両の運行を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す。
- 4 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、被害が予想される箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難場所の教示を行うものとする。
- 5 旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。
- 6 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難場所及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送などにより広報する。

第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

東海地震注意情報が発表された場合又は、警戒宣言が発せられた場合は、飲料水、電気及びガスの供給並びに下水道、通信及び放送関係の災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に行うため、関係機関は必要な措置をとるものとする。

1 飲料水関係

市は、東海地震注意情報が発表された場合又は、警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を地域住民等に強力に呼びかけるとともに、次の措置をとるものとする。

- (1) 市民等の飲料水等の緊急貯水によって、水量不足が生じないように配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。
- (2) 需要水量を確保するため、県（企業庁）に対して緊急増加受水を要請する。
- (3) 災害発生に備えて、飲料用貯水槽及び給水資機材を確保するとともに、緊急給水に備えて飲料水を確保する。
- (4) 直ちに各施設の緊急点検を実施する。

2 電気関係

中部電力パワーグリッド株式会社は、災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置をとるものとする。

(1) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置をとる。この場合において、地震発生の危険に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

ア 特別巡視、特別点検

給電制御所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。

イ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じ、設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(2) 電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(3) 安全広報

ラジオ、テレビ等の報道機関及びWebサイトを通じて地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

3 ガス関係

(1) 東邦瓦斯株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合の地震防災応急対策として次の措置をとるものとする。

ア 供給の継続

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。

イ 安全広報

警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。

ウ 帰宅等の要請

東海地震注意情報が発表された場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。

エ ガス工作物の巡視・点検

警戒宣言発令等があった場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視・点検を行う。

オ 工事等の中断

警戒宣言発令等があった場合、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

(2) LPガス（プロパンガス）

警戒宣言が発令された場合、一般社団法人愛知県LPガス協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。

4 下水道関係

市は、東海地震注意情報が発表された場合又は、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに各施設の緊急点検を実施する。

5 電気通信関係

西日本電信電話株式会社は、東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

(1) 地震防災応急対策等に関する広報

警戒宣言が発せられた場合、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、ラジオ、テレビ放送等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

イ 電報の受付、配達状況

ウ 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況

エ 西日本電信電話株式会社の東海支店における業務実施状況

オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法

カ その他必要とする事項

(2) 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款等の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等の運用

東海地震注意情報等発表後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発表前から実施する。

(4) 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施するものとする。

(5) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

6 放送関係

各放送機関は、東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合、防災組織を整備して自ら活動を行うとともに、市の活動が、円滑に行われるようその業務について協力するものとする。

第8節 金融対策

金融機関及び保険会社等は、東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合、必要に応じて、東海財務局、日本銀行名古屋支店及び県と緊密な連携を取り、業務の円滑な遂行を確保するための措置については、概ね次のとおりとする。

1 金融機関等の営業

(1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、オンライン稼動を除くすべての業務の営業を停止する。

ア 正面玄関等主要シャッターを閉鎖し、普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）を除き、すべての業務の営業を停止する。

イ 普通預金の払戻し業務については、顧客及び従業員の安全に配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。

- (2) 警戒宣言が営業時間外に発せられた場合は、その後の営業を全面的に停止する。
- (3) 発災後の円滑な業務再開に備え、店舗等施設の整備、人員確保等のために必要な措置をとる。
- (4) 警戒宣言の解除が発せられた場合は、金融機関等が営業することのできる状況が整い次第、速やかに平常の営業を再開する。
- (5) 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて、店頭にその旨を掲示する。

2 保険に係る措置

警戒宣言が発せられた場合には、保険契約の取扱いを行わないものとするなど適切な応急措置を実施するものとする。

第9節 郵政事業対策

1 日本郵便株式会社の措置

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止するものとする。
- (2) (1)により業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に提示するものとする。
- (3) 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに郵便局に戻るものとする。
- (4) 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障害者等の要配慮者に十分配慮するものとする。

第10節 病院、診療所

病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。

なお、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。

第11節 スーパーマーケット、小売店舗等

警戒宣言が発せられた場合、スーパーマーケット、小売店舗等は、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食料品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができるものとする。

また、市は、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め、及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請する。

第 1 2 節 緊急輸送

警戒宣言が発せられた場合の緊急輸送は、市及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施する。なお、実施に当たって輸送手段の競合を生じないよう緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備する。その上で調整すべき問題が発生したときは、市地震災害警戒本部において必要な調整を行う。

1 緊急輸送の対象になる人員及び物資の範囲

警戒宣言が発せられた場合、災害発生に備え、その応急対策業務を遂行するため必要とされる人員及び物資の通行範囲は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水、その他生活必需物資
- (4) 医療品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員及び物資、機材

2 緊急輸送道路の指定

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に行うために必要な緊急輸送道路をあらかじめ指定する。

なお、緊急輸送道路は、震後の利用特性から次の 3 つに区分する。

- (1) 第 1 次緊急輸送道路
- (2) 第 2 次緊急輸送道路
- (3) 第 3 次緊急輸送道路
- (4) 市指定緊急輸送道路

3 緊急輸送車両等の確保

市及び防災関係機関は、地震防災応急対策に係る緊急輸送を行うため、及び発災後の緊急輸送に備えるため、輸送車両等を確保するものとする。

- (1) 市は、あらかじめ定める警戒宣言発令時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員、物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 市が運用又は調達する車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達のあつせんを要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要事項

4 緊急輸送車両の事前届出及び確認

緊急輸送を行う計画のある車両については、刈谷警察署へ緊急輸送車両の確認届出を行う。

大震法の定めるところにより緊急輸送を行う車両以外の車両の通行禁止又は規制が行われる場合の、緊急輸送車両であることの確認については、第 4 節 1 (4) に定めるところによる。

5 緊急輸送車両確認の効力

大規模地震対策特別措置法施行令第 12 条第 1 項に基づき、緊急通行であることの確認を受け、現に従事している際に、警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第 33 条第 5 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送を継続して行う。

第 5 章 県が管理又は運営する施設に関する対策

第 1 節 道路

予想される道路の被害は、法面の崩壊、高盛土箇所の崩壊、路面のき裂、沈下、橋りょうの損壊等が想定されるため、市は、東海地震注意情報が発表された段階から、次のとおり所管道路における管理上の措置をとるものとする。

- 1 道路情報板、広報車等を活用して東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言、その他地震に関する情報及び運転者のとるべき措置を道路利用者へ伝達
- 2 道路巡視を実施して、交通状況、工事中の箇所、通行止め箇所等の把握し、必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置
- 3 発災後、迅速な情報収集を実施するため、重要区間を定め職員による情報収集体制の整備
- 4 緊急輸送道路の応急復旧作業担当者に対し、事前配備についての連絡及び確認
- 5 応急復旧資機材の保有状況についての情報収集及び把握
- 6 刈谷警察署及び県等と連携し、必要対策を実施

第 2 節 河川

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、必要に応じて所管する河川、海岸等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、水門等の開閉鎖等状況に応じ防災応急措置を行うとともに工事中の箇所がある場合は、必要な安全対策を講じたうえで、原則として中断等の措置をとるものとする。

第 3 節 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設等における管理上の措置については、概ね次のとおりとする。

1 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

庁舎、市民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報の伝達に努める。

(2) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 庁舎

庁舎への来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を的確、簡潔に伝達するとともに、原則として、庁舎からの退避を促す。

イ 市民が利用する施設

施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達すると

ともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

- (3) 警戒宣言が発せられた場合（東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む）

ア 庁舎

来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、庁舎からの退避を誘導し、原則として、窓口業務を停止する。

イ 市民が利用する施設

施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として施設等を閉館する。

2 その他の措置

庁舎、施設において、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるなど、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整えるものとする。

- (1) 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・転落防止措置
- (2) 出火防止措置
- (3) 受水槽等への緊急貯水
- (4) 消防用設備の点検、整備と事前配備
- (5) 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システムなど重要資機材の点検等の体制

第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

緊急対策を行う上で重要となる施設の管理者は第1節、第2節及び第3節の措置をとる他、その他の措置については、次のとおりとする。

- 1 自家発電装置、可搬式発電等による非常電源の確保
- 2 無線通信機等通信手段の確保
- 3 市地域防災計画に定める避難所又は救護所が置かれる施設等の管理者は、市が行う避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備の協力
- 4 市は、屋内避難に使用する建物の選定について、県に県有施設の活用等の協力要請

第5節 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された段階から、必要な安全対策を講じたうえで原則として工事を中断するものとする。

第6章 他機関に対する応援要請

第1節 方針

市及び防災関係機関は、相互における応援要請又は応急措置の要請について、あらかじめ手続きを定めておくものとする。

1 防災関係機関に対する応援要請

- (1) 市は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため大震法第26条第1項の規定により、他の市町村に対し応援を求める場合は、あらかじめ相互に応援

協定を締結する。

(2) 市は、県又は他市町村に応援の要請を行う場合の事項は、次のとおりとする。

- ア 応援の範囲又は区域
- イ 担当業務
- ウ 応援の方法

(3) 他県又は他市町村から市に応援がなされた場合の応援に要した費用の負担方法は、所定の方法による。(大震法第 31 条)。

2 自衛隊の地震防災派遣

(1) 市長は、必要があるときに知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請することができる。

- ア 派遣を要請する事由
- イ 派遣を要請する期間
- ウ 派遣を希望する区域
- エ その他参考となるべき事項

第 2 節 大規模な地震に係る防災訓練計画

1 方 針

市は、防災関係機関並びにできる限りの民間企業、市民等の参加を得て、強化計画の具体的な運用等を目的とする大規模な地震に関する総合防災訓練を行うよう努めるものとする。

また、市及び防災関係機関は、地震防災強化計画の熟知、関係機関及び自主防災会の協調体制の強化を目的として、強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を行うものとする。

2 実施内容

総合防災訓練はおよそ次に掲げるような内容を取り入れて行うものとする。また、それぞれの防災関係機関等が行う防災訓練についても、これらに準じた内容により行うものとする。

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合に伴う地震防災応急対策の実施に必要な要員の参集及び市地震災害警戒本部運用訓練
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合に伴う所要情報の通知、伝達、広報の訓練
- (3) 交通規制、事前避難等に関する訓練
- (4) 発災後の市災害対策本部の設置及び消火活動、救助活動、避難誘導、救護活動、道路の警戒作業、給水給食等の応急措置に関する訓練
- (5) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練

第 7 章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第 1 節 市職員に対する教育

市は、東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を迅速かつ円滑に行うことが大切になるため、各部、各課に主体的に必要な防災教育を行うものとする。

- 1 地震に関する基礎的な知識
- 2 東海地域の地震・地殻に関する情報、東海地震注意情報、警戒宣言の性格及び警戒宣言が

発せられた場合にとられる市警戒本部の対応措置等

- 3 実際に地震が発生した場合における市災害対策本部の対応措置等の内容
- 4 今後、地震対策として取り組む必要のある課題

第2節 消防団及び自主防災会に対する教育

市は、警戒宣言が発せられた場合の対応措置等について正しい知識と判断をもって行動することが、パニックなどを未然に防止する上で最も重要であるため、消防団及び自主防災会に対して行われる研修の機会を通じて、地震防災教育及び広報を行う。

- 1 警戒宣言等の意義及びこれに基づき実施される措置
- 2 出火防止、自動車運行の自粛等の警戒宣言が発せられた場合の市民への広報
- 3 地震に関する基礎的な知識
- 4 市及び防災関係機関等が講ずる地震防災応急対策等の概要
- 5 緊急避難場所、避難路等に関する地域防災情報及び避難誘導方法
- 6 災害の救助及び応急手当に関する知識

第3節 市民等に対する教育

市は、地震発生時及び警戒宣言発令時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、その場合は、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等の広報媒体やパンフレット等の配布、地震体験車の使用、地震展、映画会及び講演会の開催等により行う。

なお、各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、7日分程度（最低でも3日分）の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておくよう啓発する。

- 1 警戒宣言等の意義及びこれに基づき実施される措置
- 2 出火防止、自動車運行の自粛等の警戒宣言が発せられた場合の市民の責務
- 3 地震に関する基礎的な知識
- 4 市及び防災関係機関等が講ずる地震防災応急対策の概要
- 5 緊急避難場所、避難路等に関する地域防災情報
- 6 非常持出品の用意、家具の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の日常の防災対策
- 7 避難生活に関する知識
- 8 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第4節 児童・生徒等に対する教育

1 教育関係職員に対する教育

市は、児童・生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対して行われる研修の機会を通じて、地震防災教育を行う。

この場合の実施内容については、職員等に対する教育内容に準じて行う。

2 児童・生徒等に対する教育

市は、学校等が行う児童・生徒等に対する地震防災教育に関し、必要な指導及び助言を行う。

地震防災教育は、学校等の種別及び児童・生徒等の発達段階やその行動上の特性、学校等の置かれている立地条件等地域の実態に応じた内容のものとし、計画的・継続的に行う。

第5節 自動車運転者に対する教育

市は、警戒宣言が発せられた場合に備え、交通安全協会等交通関係団体を通じて運転者として適正な行動がとれるよう、教育及び広報を行う。

- 1 警戒宣言及び地震予知情報の知識
- 2 警戒宣言が発せられた場合の交通規制の内容
- 3 警戒宣言が発せられた場合の運転者のとるべき措置
- 4 地震発生時における運転者のとるべき措置

第6節 地震相談窓口の設置

市は、市民からの地震に対処する方法、住宅の耐震診断などの地震に対する相談を受けるため、次のような窓口を設置して、広く地震対策の普及を図るものとする。

- 1 防災担当及び生活安全担当の相談窓口
- 2 建築指導担当の相談窓口

刈谷市地域防災計画

—地震・津波災害対策計画—

編集発行 刈谷市防災会議事務局
(刈谷市生活安全部危機管理課)
〒448-8501
刈谷市東陽町1丁目1番地
電話 (0566)62-1190 (ダイヤルイン)
メール kkkanri@city.kariya.lg.jp